

三好市歴史的風致維持向上計画



平成26年3月
徳島県三好市

目 次

はじめに	
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置付けと策定の流れ	2
(3) 計画策定の経緯	3
1. 三好市の地理的・歴史的背景	5
(1) 三好市の概要	5
(2) 三好市の地形	5
(3) 三好市の地形と文化遺産	5
(4) 三好市の地形と歴史的風致	7
(5) 三好市の歴史的背景	8
(6) 三好市の産業	10
2. 三好市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	11
(1) 指定文化財の分布状況	11
(2) 指定以外の文化財の分布状況	14
(3) 維持向上すべき歴史的風致	16
1 祖谷地方の歴史的風致	16
◎平家落人伝説を育んできた祖谷溪谷の歴史的風致	17
・先人の知恵と技術によって継承される「蔓橋」	19
・伝統的民家と伝統作物のある原風景	22
・八幡神社と祭礼	28
2 吉野川流域周辺の歴史的風致	30
◎吉野川水運と善蔵寺・たばこ産業で栄えた町並みの歴史的風致	31
・善蔵信仰と郷町	33
・たばこ産業で栄えたうだつの町並み	35
・うだつの町並みで営まれる伝統産業	39
◎吉野川流域に広がる農村集落の歴史的風致	42
・農村生活と結びつく「お天王はん」の祭礼・市	42
・守り継がれる伝統的祭礼（馬岡新田神社）	44
・山村集落の素朴さを今に伝える伝統芸能と祭礼	45
(4) 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み	49
(5) 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	50
(6) 既定計画等における歴史的風致の維持向上に関する位置付け	52
(7) 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	54
(8) 計画実現のための体制	55
3. 重点区域の位置及び区域	56
(1) 重点区域の設定の考え方	56
(2) 重点区域の位置及び区域	57
(3) 良好な景観の形成に関する施策との連携	72
4. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項	77
イ. 文化財の保存及び活用の事項	77
(1) 三好市全体に関する事項	77
(2) 重点区域に関する事項	81
ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	91
(1) 歴史的建造物の整備と管理	92
(2) 公共施設・公用施設の整備と管理	103
(3) 歴史的風致維持向上施設の案内施設の整備	108
ハ. その他、歴史的風致維持向上に資する事業	109
5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	114
(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方	114
(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準	114
(3) 歴史的風致形成建造物の対象	114
(4) 歴史的風致形成建造物の今後の保存	114
6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	116
歴史的風致形成建造物（指定予定）の概要	117
◎参考資料	123

はじめに

名 称：三好市歴史的風致維持向上計画
主 体：徳島県三好市
計画期間：平成22年度～平成30年度

(1) 計画策定の背景と目的

三好市は、徳島県の西部地域に位置し、四国一広大な面積を有しており、剣山国定公園の中心をなす剣山や吉野川がつくり出す大歩危峡や小歩危峡の奇勝等、起伏に富んだスケール感のある大自然に恵まれている。

日本三大秘境の一つとされる祖谷地方には、「平家落人伝説」に関わる文化遺産や重要文化財「木村家住宅」、「小采家住宅」、重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」、重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」等の歴史的建造物が、また、池田町及びその周辺には、たばこ産業による繁栄を伝える「うだつの町並み」や本堂ほか5棟が重要文化財に指定されている「箬蔵寺」等の歴史的建造物が多く残されている。

これらの集落、町並みには、重要無形民俗文化財「西祖谷の神代踊」、徳島県指定無形民俗文化財「有瀬かぐら踊り」や徳島県を代表する伝統文化である「阿波踊り」を始めとした、伝統文化や祭礼も多く伝承されており、有形、無形の文化財が一体となって人々の暮らしに脈々と受け継がれている。

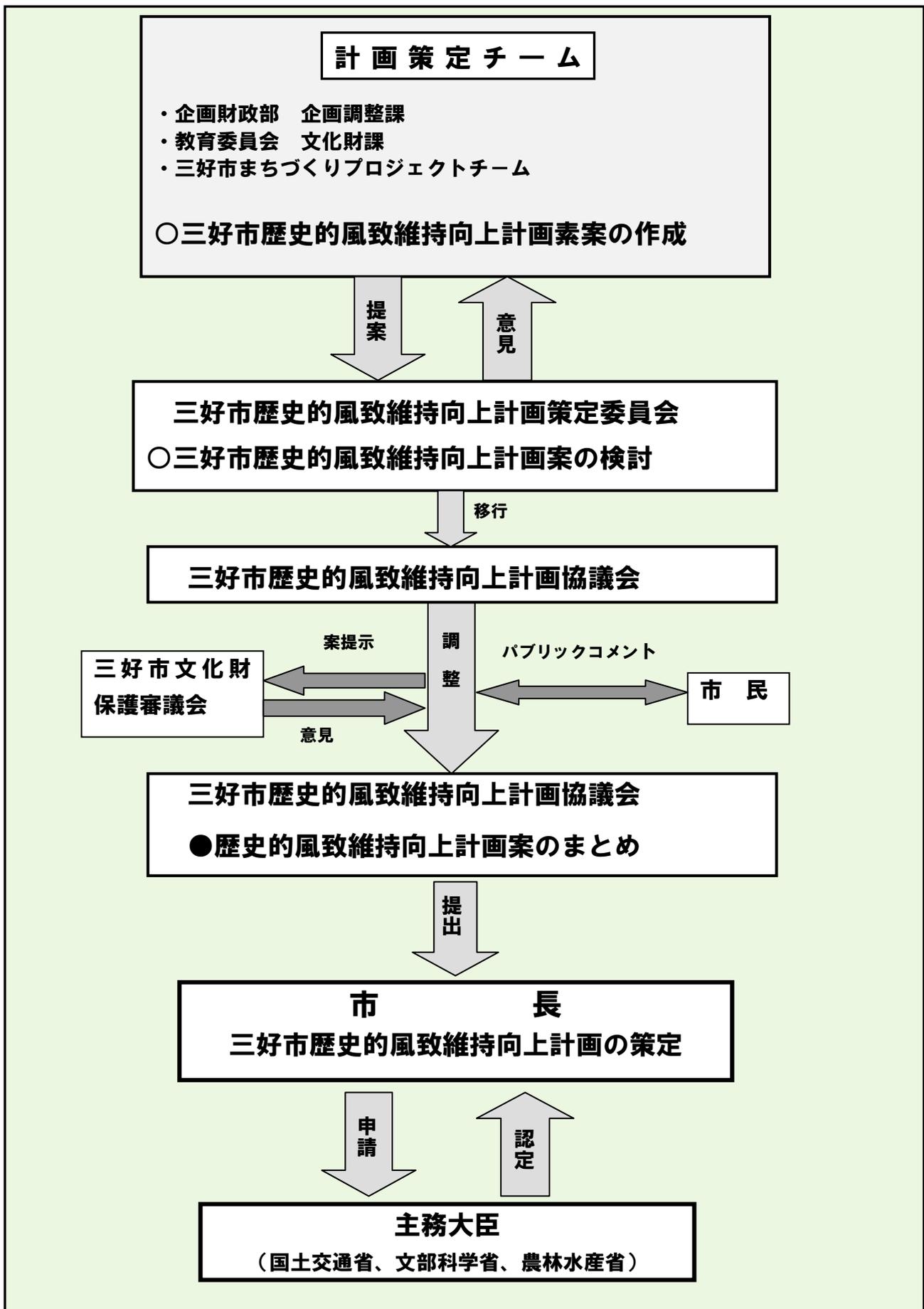
三好市では、こうした歴史的風致を保存するため、文化財保護条例や伝統的建造物群保存地区保存条例により文化的価値の高い建造物や伝統芸能、集落、町並み等の保護を推進するとともに、伝統文化保存団体の育成及び活動支援を行っている。また、豊かな地域資源の活用を図るため、関係機関と連携して「にし阿波観光圏整備計画」を策定し、その計画に基づく情報発信等の取り組みを積極的に展開している。

しかし、最近の社会環境の変化による地域の過疎化、少子高齢化は、歴史的風致を形成する集落の保全や建造物の維持管理、そして伝統芸能、文化の継承等に深刻な課題を投げかけており、地域固有の歴史的風致が失われることが危惧される状況にある。

この歴史的風致維持向上計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき策定するもので、歴史的文化遺産の現況、これまでの取り組み、今後の課題を明らかにし、この貴重な自然環境や市民の活動が息づく歴史的文化と歴史的建造物が一体となった良好な歴史的風致を維持向上するための指針とするものであり、三好市では、平成19年度に策定した「三好市総合計画」の基本構想である「自然が生き生き、人が輝く交流の郷 三好市」を実現するためのひとつの計画と位置づけている。

(2) 計画の位置づけと策定の流れ

本計画の位置づけ及び策定の体制



(3) 計画策定の経緯

① 計画策定経過

- 平成20年 5月23日 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布
- 平成21年 8月19日 第1回策定委員会（委員長互選、事業説明、策定方針）
- 平成21年11月 9日 第2回策定委員会（素案の審議）
- 平成22年 2月23日 第3回策定委員会（素案の審議）
- 平成22年 5月13日 第4回策定委員会（素案の審議、計画協議会への移行）
- 平成22年10月20日～パブリックコメント実施
- 11月 2日
- 平成22年11月 1日 三好市文化財保護審議会（案への意見を求める）
- 平成22年11月 5日 第1回計画協議会（法定協議会）
- 平成22年11月 5日 三好市歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 平成22年11月22日 三好市歴史的風致維持向上計画の認定
- 平成24年 2月24日 第2回計画協議会（23年度分計画進捗状況の協議）
- 平成25年 5月20日 第3回計画協議会（24年度分計画進捗状況の協議）
- 平成25年12月17日 第4回計画協議会（計画変更案の協議）
- 平成26年 2月20日～変更案のパブリックコメント実施
- 平成26年 3月12日
- 平成26年 3月 5日 第5回計画協議会（計画変更案の審議）
- 平成26年 3月14日 三好市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請

役職	氏名	所属部署等	役職等
委員長	増井 正哉	奈良女子大学教授	学識経験者
副委員長	喜多 順三	阿波のまちなみ研究会代表幹事	学識経験者
委員	堀江 隆治	徳島県土整備部都市計画課課長補佐	行政・徳島県
委員	石井 伸夫	徳島県教育委員会教育文化政策課課長補佐	行政・徳島県
委員	村松 亨	簾庵住宅管理者	歴史的風致維持向上施設管理者
委員	南 敏治	落合重要伝統的建造物群保存協議会会長	歴史的風致維持向上施設管理者
委員	木村 茂	木村家住宅管理者	重要文化財建造物等管理者
委員	原田 覚	市文化財保護審議会会長	団体
委員	田中 博幸	市文化財保護審議会委員	団体
委員	馬淵 文彦	市教育委員会次長	行政・市
委員	工藤 昌美	市企画財政部次長地域振興課長兼務	行政・市
委員	檜尾 良和	市観光課長	行政・市
委員	阪本 和仁	市管理課長	行政・市
委員	近泉 裕久	市総務課長	行政・市
委員	森 仁	市企画調整課長	行政・市
事務局長	宮本 誠一	市文化財課長	行政・市
事務局次長	宇治川 栄治	市企画調整課主幹	行政・市
事務局	橋本 英次	市文化財課課長補佐	行政・市
事務局	林 愛子	市文化財課主事	行政・市
事務局	大和 勉	市文化財課係長	行政・市

③三好市歴史的風致維持向上計画協議会

計画の推進や変更に関する協議、調整等を行うため策定委員会を計画協議会に移行した。

表2 「三好市歴史的風致維持向上計画協議会」委員名簿

役職	氏名	役職等	構成
会長	増井 正哉	奈良女子大学教授	学識経験者
副会長	喜多 順三	元阿波のまちなみ研究会代表幹事	学識経験者
委員	三井 雅彦	徳島県県土整備部都市計画課課長補佐	行政・県
委員	平山 義朗	徳島県教育委員会教育文化政策課課長補佐	行政・県
委員	村松 亨	簾庵住宅管理者代理	維持向上施設管理者
委員	南 敏治	落合重要伝統的建造物群保存協議会会長	維持向上施設管理者
委員	木村 茂	木村家住宅管理者	文化財管理者
委員	大岩 義雄	三好市文化財保護審議会会長	団体
委員	田中 博幸	三好市文化財保護審議会委員	団体
委員	林 清和	三好市教育委員会次長	行政・三好市
委員	檜尾 良和	三好市観光課課長	行政・三好市
委員	山口 頼政	三好市財政課課長	行政・三好市
委員	宇治川 栄治	三好市企画調整課課長	行政・三好市
委員	山本 牧男	三好市管理課課長	行政・三好市
委員	田本 旨且	三好市農業振興課課長	行政・三好市
事務局長	中岡 久雄	三好市文化財課課長	行政・三好市
事務局次長	加藤 昌子	三好市文化財課課長補佐	行政・三好市
事務局	宮田 健一	三好市文化財課主任	行政・三好市
事務局	立川 由起美	三好市文化財課主任	行政・三好市
事務局	大和 勉	三好市文化財課係長	行政・三好市
オブザーバー	林 賢彦	徳島県教育委員会教育文化政策課社会教育主事	行政・県
オブザーバー	坂本 剛	徳島県県土整備部住宅課主事	行政・県

1. 三好市の地理的、歴史的背景

(1) 三好市の概要

徳島県西端に位置する三好市は、平成18年3月1日に三好郡8町村のうち、三野町（みのちょう）、池田町（いけだちょう）、山城町（やましろちょう）、井川町（いかわちょう）、西祖谷山村（にしいややまそん）、東祖谷山村（ひがしいややまそん）の6町村が合併して誕生した市である。以下、旧町村の区域をそれぞれ、「三野町」、「池田町」、「山城町」、「井川町」、「西祖谷山村」、「東祖谷」と記す。また、西祖谷山村、東祖谷一帯を「祖谷地方」と記す。

市域は、北部に池田町、井川町が、南部に山城町、西祖谷山村、東祖谷が、それぞれ西から東へと並び、その東に三好郡東みよし町を挟んで三野町が飛び地となっている。

三好市役所は、東経133度48分39秒、北緯34度01分24秒に位置し、市の面積は721.4 km²、人口は約30,000人である。徳島県さらに四国で最も大きな市域を有しながらも、87%は森林であり、可住地面積（居住可能な条件を備えた土地）は13%（94.16 km²）と低く、また、人口の約半分が池田町に集中している。

(2) 三好市の地形

三好市は四国の中央東寄りに位置し、北は香川県、西は愛媛県、南は高知県、東は徳島県美馬市、三好郡東みよし町及び美馬郡つるぎ町と接する。四国は、西日本最高峰の石鎚山（1,982m）や第二の高峰とされる剣山（1,955m）をはじめ、標高の高い山々が多く、四国全体の森林面積は約74%を占める。これらの山々は、東西に走る数本の構造線（地質帯の境目をなす大きな断層）を境に山地、山脈をなしており、徳島県には主として北から讃岐山脈、四国山地、海部山地が東西に縦走する。四国山地は標高1,000mを超える山々を多数抱え、県土を南北に隔てる分水嶺となっている。

三好市は、讃岐山脈の標高700～1,000mの山峰がなす尾根筋が北部境界となり、南



■西日本第二の高峰 剣山

部は四国山地の高峰を結び尾根筋を主たる境界とする。北を讃岐山脈、南を四国山地とする市域には、吉野川が南から入って四国山地に深い峡谷をつくりながら北流し、祖谷川、松尾川、伊予川等と合流して川幅を増しながら池田町で東に向きを変え、讃岐山脈と四国山地境の洪積台地に東西に延びる狭小な沖積平野を形成する。

(3) 三好市の地形と文化遺産

【四国山地の山間部】

市域南部、四国山地の山間部においては、南東に剣山の頂がそびえ、一帯が剣山国定公園となっている。山頂や高原、湿原等には貴重な植物が多く、山間には、吉野川（通称：四国三郎）や祖谷川などの急流河川が浸食を繰り返して形成してきた渓谷美をいたる所に見ることができる。

この地域の集落では、山の斜面に石積みを築きながら屋敷地や耕作地を造成し、等高線に合わせた細長い屋敷地に合わせるため、屋敷構え、建築の構造等にも一定の特徴が見られ、これらが独特な景観をつくりあげている。

深山幽谷の地とされるこの地域には、平安末期に屋島の戦いに敗れた平家の残党が落ち延びたという「平家の落人伝説」が伝わり、平家の赤旗（軍旗）とされる旗をはじめ、これにまつわる遺構、遺物が多数残る。また、

妖怪伝説が祠等と共に伝わるが、これは、一説には、危険な場所に子供などを近づけないための戒めが口承されてきたものと解されている。



■市内を広く流れる吉野川

【吉野川沿いの沖積平野】

前述のように、吉野川は南から三好市に入って北流し、山城町と西祖谷山村、ついで山城町と池田町の地区境界を成し、池田町内に流れ入る。川はここで東に向きを変え、三好市を出た後に下流域に徳島平野を形成しながら紀伊水道に注ぐ。三好市内には吉野川が東流となった直後から狭小な沖積平野が形成され、西から池田町、井川町、三野町の市街地が発展した。

東流する吉野川沿いには、近世に海運の玄関口だった撫養（現在の鳴門市撫養町）と池田町を結ぶ撫養街道が北岸に、徳島の城下町と池田町を結ぶ伊予街道が南岸に通された。両街道ともに徳島県と愛媛県を結ぶ重要な街道となっていた。撫養街道は池田町の州津渡りして伊予街道と交わる。この一帯は、古くか



ら河津や渡が設けられ、舟運も盛んであり、遍路道も通っていたことなどから、交通の要衝として栄えた。

池田町には中世に小笠原氏によって池田城が築城され、池田城は蜂須賀氏が阿波国の領主となった後は阿波九城の一つとされた。一国一城令による廃城の後にも池田町には陣屋が置かれ、周辺警備の要所とされた。池田町は、江戸時代中期以降、当時の流通商品の独占的な取り扱いを保證された「郷町」の待遇を藩から受け、また、井川町も「郷町並」として扱われ、商都としての基盤を築き上げた。とりわけ19世紀に入る頃から明治後期を最盛期として20世紀初頭まで、たばこ産業により財を成したのである。

この地域は、山間盆地特有の気候により冬場の冷え込みが厳しく、伏流水を利用した醸造業も江戸時代から盛んに行われている。

現在でも江戸時代の地割りや、江戸時代から昭和初期頃までの伝統的な建造物が残り、袖壁うだつを持つ商家や土蔵等が往時の面影を伝えている。

【讃岐山脈南麓】

東流する吉野川の北岸は讃岐山脈の山並みが川に接し、箬蔵県立自然公園となっている。この地域の東部には、天長5年(828)に弘法大師が開創したと伝えられる真言宗の古刹、箬蔵寺が箬蔵山の頂上から中腹にかけて広大な寺地を開いている。また、北西部、香川県との県境に接する雲辺寺山の山頂近くには、山岳寺院である雲辺寺が存する。雲辺寺は四国八十八箇所霊場六十六番札所、箬蔵寺は四国別格二十霊場十五番札所である。

池田の市街地と吉野川を見下ろす緩やかな傾斜地には川人家長家門がある。川人家はこの地方で代々、与頭(くみがしら)庄屋をつとめた家柄で、18世紀後期の建築といわれる長屋門は藩政時代の村役人の力を示す壮大な構えを見せる。

讃岐山脈南麓には、その神聖な雰囲気から高地に信仰の場が開け、現在でも遍路行者等の参拝が後を絶たない。箬蔵寺では古くから



■四国八十八箇所第六十六番札所の雲辺寺

近在近郷の人々が水上安全や防火防災、諸願成就を祈願したとされる。加えて、この地域には、斜面に町場を支える農地が開拓されていった。

このように、讃岐山脈南麓の文化遺産には、吉野川沿いの町場との深い関連性が見られる。

(4) 三好市の地形と歴史的風致

上記に三好市の地形を四国山地の山間部、吉野川沿いの沖積平野、讃岐山脈南麓に分けて主たる文化遺産との関連を述べてきたが、これに加えて気候的特色から、平野部では古くから米、麦、果樹、養蚕、藍等が生産され、山間部では茶、ソバ、稗、三稜等が作られたほか林業が発展し、農林業との関連の中で伝統的な慣習や祭礼を育んできた。また、山間部の斜面地は葉たばこの生産に適していることから、藩政時代よりほぼ市域全域でこの栽培が行われ、池田、井川の町場でその加



■山間地で守り継がれる伝統的な祭礼
(栗枝渡八幡神社の大祭)

工と流通が賄われてきたのである。

このように、三好市の歴史的風致は、その地形的特色との密接な関係の中で育まれてきたものである。

（5）三好市の歴史的背景

《古代の三好》

三好市は古い歴史を持つ。太古の昔から人が住んでいた痕跡がみられ、吉野川流域の段丘にある東上野遺跡（三野町）、洞草遺跡、新山遺跡（池田町）で旧石器時代のナイフ形石器や石ぞくが発見されている。弥生時代や古墳時代の集落跡も残されている。また、弥生時代後期の加茂野宮遺跡（三野町）や井出



■加茂野宮遺跡(三野町)

上遺跡（井川町）では徳島東部や香川、岡山地域の土器が出土されており、西祖谷山村榎の鉾神社に収められた銅鐸には、高知県東部に分布する銅鐸と関連が認められるなど、古代にはすでに各地とのつながりがあったことがわかる。

《三好郡の誕生》

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（645年）によって天皇を中心とする中央集権国家を目指す改革が始まると、それまで皇族や豪族が私有していた土地と人民は公地、公民とされ、国家の直接支配のもとに置かれるようになった。粟国の創置も大化の改新以後とされ、国司が派遣された。国名の「あわ」は、この地方で古く粟を栽培してい

たことに由来するとされ、奈良時代初期の713年に元明天皇が国ごとに地誌「風土記」の編纂を命じた際に、粟国に阿波国の字が当てられたと伝えられる。国司山田古嗣は、9世紀半ば、早魃に悩まされるこの地方に池と用水を築造したとされ、池田町には古嗣が造ったと伝えられる古池が残る。

阿波国が発足すると郡の制度も整備され、地方の豪族が「郡司」に任命され、世襲された。最初は、美馬郡の内に三好地方が含まれており、三好、美馬地方を併せて「美馬郡」と称していた。平安時代の歴史書「三代実録」によると、その後、貞観2年（860）に美馬郡から西部3郷（三津、三野、三縄）が分割され、三好郡となった。

《中世、近世の三好》

鎌倉時代には地方制度により国司にかわる「守護」、郡司にかわる「地頭」が配置された。承久の乱（1221）後、信濃の小笠原氏が佐々木氏に代わって阿波の守護職として入国し、その一族は上野に池田城を築城し活躍した。南北朝時代には、祖谷山を含む吉野川流域は、各勢力が入り乱れ、動乱となった。阿波に上陸した北朝側の細川氏に対し、初め小笠原氏や白地大西氏は逆らうが、やがて三好氏と改姓した小笠原氏や白地大西氏は細川氏の被官となり落ち着きを取り戻した。

15世紀に入ると、応仁の乱に端を発した動乱が全国を覆い、細川氏、三好氏の郎党として三好郡の軍勢も畿内に向かった。そして中央の覇権争いの中で弱体化していった細川



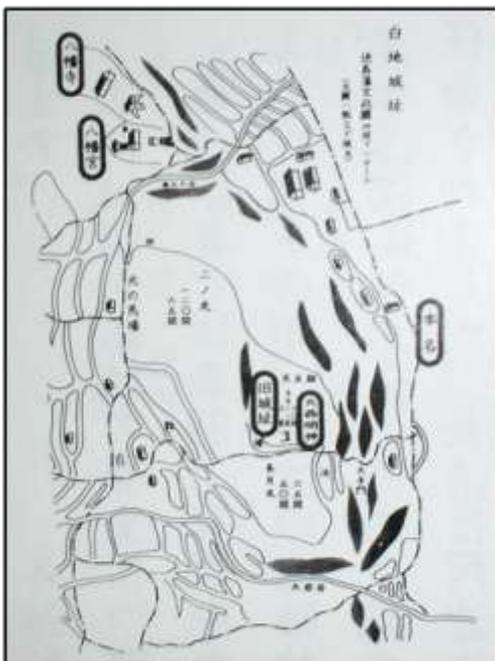
■中村家墓所

池田城城番を務めた中村右近大夫重勝らの墓石がある

氏に代わり、16世紀には白地大西氏が阿波、伊予、土佐、讃岐にまたがる地域の戦国大名となったが、長続きせず、土佐の長宗我部氏により天正5年（1577）に白地城は攻め滅ぼされる。その長宗我部氏も天正13年（1585）に豊臣氏の四国侵攻に遭い、蜂須賀氏による阿波一國支配体制へ移行していく。

蜂須賀氏は領内の要地に支城を置いて武将を配置し、土豪に圧力をかけつつ隣境防護にあたらせた。その阿波九城のひとつとなった池田城には牛田氏、中村氏が城番（城代）として勤めている。元和元年（1615）の幕府の一國一城令により、寛永15年（1638）に池田城も廃城となった。しかし、池田は国境警備の要所の地であるため、陣屋が置かれた。

＜近代、現代の三好市＞



■白地城址 徳島藩 文政図
（資料：池田町史上巻 より）



■阿波国南北村山 （阿波池田たばこ資料館資料より）

文久元年（1861）、阿波国最後の藩主「蜂須賀茂韶（もちあき）」が国内巡国のため、元図から複製した絵図である。凡例によると、朱筋が道、青が水、白筋が群境、黒星が一松、白筋が地面田畠とある

明治2年（1869）の版籍奉還により徳島藩は朝廷の一藩となり、各郡では旧来の与頭庄屋、庄屋を改めて大里長、大里長補佐が置かれ、村には里長、里長補、与頭がおかれた。

明治11年（1878）7月11日に「郡区町村編成法」が施行され、徳島県に名東勝浦、麻植阿波、海部、那賀、名西、板野、美馬、三好の8郡が置かれた。三好郡では池田村に郡役所が置かれた。

明治21年（1888）4月25日の市制、町村制、明治23年（1890）の府県制、郡制により本県は1市10郡2町137村とされ、三好郡はこれまでの33の町村が13の村となった。大正10年（1921）5月の内務大臣の郡制廃止の指示により、大正15年（1926）6月、県と町村の間に位置する郡役所は廃止された。

大正時代末ごろの三好郡は3町（池田町、辻町、三野町）10村からなっていた。

昭和25（1950）年1月1日、東祖谷山村、西祖谷山村が美馬郡より三好郡に編入され、その後、昭和の大合併により町村合併が進み、三好郡は三野町、三加茂町、三好町、

井川町、池田町、山城町、西祖谷山村、東祖谷山村の8町村となる。

その後の交通通信の発達により住民の日常生活圏は拡大され、三好郡では周辺町村の池田町への通勤通学及び転入転出の交流人口が増加した。昭和44年（1969）に自治省は過疎対策の一環として池田町を中心とする三好地区広域市町村圏を徳島県の第1号として指定した。

平成18年（2006）3月1日に、三好郡8町村のうち、三野町、池田町、山城町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村の6町村が合併し、三好市が誕生する。

（6）三好市の産業

＜地域を支えた代表的産業＞

三好地方の冷涼な気候は、葉たばこの生産に適しており江戸時代から阿波の葉たばこの生産が盛んであった。山間部で生産された葉たばこは、その集積地の井川や池田で「刻みたばこ」となり、火付きの良さが好まれたことから、全国各地に販路を広げ、この地方の代表的な産業となった。

吉野川流域の池田、井川、三野では湧き水を利用した醸造業も盛んで、多くの醸造蔵が建ち、良質の製品を産出してきた。

撫養街道沿いの平坦部では稲作、麦作、果樹、養蚕、藍作が盛んで、山城、祖谷地方の山間部では寒暖の気象条件を活かした茶の栽培、焼畑によるソバ、稗、三稜が主要産業であった。

現在は、平坦部では野菜、イチゴが、山間部では茶、ゆず、トマト、山菜、椎茸等の栽培が盛んである。また、古くから四国山地一帯は豊富な森林資源に恵まれ、林業が盛んであり、吉野川、祖谷川は用材の搬出路となっていた。

三好市の森林面積は総面積の87%を占めており現在も貴重な地域資源となっている。

＜地域に伝承されてきた伝統技術＞

森林を豊富に保有する山城や祖谷地方には、山中の樹木を伐り、轆轤（ろくろ）を使用し、椀、盆等の円形のくりものの木地を作る木地師が住んでいた。現在は木地師の墓も残されている。祖谷の木地を用いた半田の漆器は、藩の一貫した保護のもとに販路を広げていった。

木地師の伝統技術は昭和初期まで祖谷地方に伝わり、東祖谷には水車を利用した最初の「ろくろ工場」があった。仕上げ品は池田まで荷馬車に積み、池田駅で貨車に乗せ、愛媛県の漆器問屋等へ送った。



■渡辺広輝筆「祖谷山絵巻」に描かれた「木地師の家」

（資料：東祖谷落合 伝統的建造物群保存対策調査報告書 より）

2. 三好市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 指定文化財の分布状況

① 国指定等文化財

市内には、表2-1で示す通り、文化財保護法に基づき国の指定、選定を受けている文化財が13件ある。内訳は重要文化財（建造物）が3件（8棟）、重要文化財（絵画）が2件、重要文化財（彫刻）が3件、重要伝統的建造物群保存地区1地区、重要有形民俗文化財1件、重要無形民俗文化財1件、天然記念物2件である（平成26年3月現在）。



■重要文化財 木村家住宅

重要文化財「木村家住宅」は、元禄12年（1699）に東祖谷今井から同釣井に移築された民家であり、移築年は棟札より明らかである。寄棟造り、茅葺き、かつ柱や貫で固める構造（ヌキダチ）が用いられており、これは祖谷地方で18世紀以前の民家に多くみられる形式である。当地方では、建築年代が判明する最も古い民家である。

重要文化財「小采家住宅」は、天保年間（1830-44）の建築と推定される。寄棟造り、茅葺きで、上部を窄めた柱（コキバシラ）が横架材を貫通し、さらに上部の横架材を受ける構法（オトシコミ）が用いられている。この構法は、祖谷地方で19世紀以降に多くみられており、昭和51年に重要文化財に指定された後、旧東祖谷山村の所有になり、昭和58年、東祖谷栗枝渡から同菅生に移築された。

重要文化財「箸蔵寺」は、天長5年（828）弘法大師の開創と伝えられる古刹で

ある。池田町の箸蔵山の南麓に開かれた広大な境内には30余の伽藍が配され、うち、文政9年（1826）の火災後江戸時代末期の建築とされる本殿、護摩堂、方丈、薬師堂、鐘楼堂、天神社本堂が重要文化財に指定されている。

重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」は、落合川と祖谷川が合流する地点から山の南斜面に沿って広がる集落である。急傾斜地を切り盛りして石積みで土留めをしながら宅地や耕地を開き、屋敷地は等高線に沿った細長い形状となるため、主屋の両側に隠居屋、納屋等の付属屋を配する一列型の建物配置が多く見られる。また、主屋は一間取りまたは中ネマ三間取りと呼ばれる横並びの平面構成を基本とする。これらの石積みや伝統的な建築が鎮守の森や小道、祠等の石造物などと共に、独特の景観を形成している。

重要無形民俗文化財「西祖谷の神代踊」は、祖谷地方西祖谷山村に伝わる神踊で、美しい笠をかぶり太鼓を叩いて踊るところから笠踊り、太鼓踊りとも言われる。起源は菅原道真が讃岐の守であったとき、干ばつ時に雨乞いを祈願し、踊ったのが始まりと言われ、毎年、善徳の天満神社の夏祭りや徳善の有宮神社の秋祭りで、豊作と無病息災を祈念し踊りが奉納される。

重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」は、吉野川支流の祖谷川に架けられている。蔓橋は



■重要文化財 箸蔵寺(本殿)

交通手段が発達する以前、谷川の兩岸地域の往来を確保するために架けられた、この地方になくはならない重要な交通路の一つであった。しかし、急速な交通手段の変化により、その数は激減していった。善徳の蔓橋が復活したのは、昭和3年（1928）で、それ以来、3年毎に橋の架け替えが行われている。今もなお地域の人々の手によって、その技術が伝承されている。

天然記念物「三嶺、天狗塚のミヤマクマザサ及びコメツツジ群落」は、海拔1893mの三嶺、海拔1812mの天狗塚からなり、ともに高知県香美市と徳島県三好市東祖谷の境にそびえ四国で最も自然のままの姿を残している山であると言われている。

両山頂部及び岩場が混じる稜線一帯はミヤマクマザサとコメツツジの広大な群生地となり岩場やその周辺ではイブキトラノオ、シコクフノウ、タカネオトギリ等の草本類が生育している。

市内にはこの他に、重要文化財（美術工芸品）として指定されている絵画2幅、彫刻3躯及び登録有形文化財（建造物）に登録されている建造物が8棟存在する。

参考資料 表2-1 国指定等（選定、登録）文化財一覧参照

②県指定文化財

市内には33件の徳島県指定文化財があり、その内訳は有形文化財が21件、無形民俗文化財が2件、記念物9件、選定保存技術1件である。

徳島県指定無形民俗文化財である「有瀬かぐら踊り」は高知県との境に位置する有瀬集落に伝わる伝統芸能で、起源は詳らかではないが、豊作を祝い三部神社に奉納したのが始まりと伝えられる。楽器は太鼓、手拍子、ほら貝、笛であり、また、長刀、刀、大根等の小道具を使い、滑稽かつ素朴な伝統文化として保存継承されている。

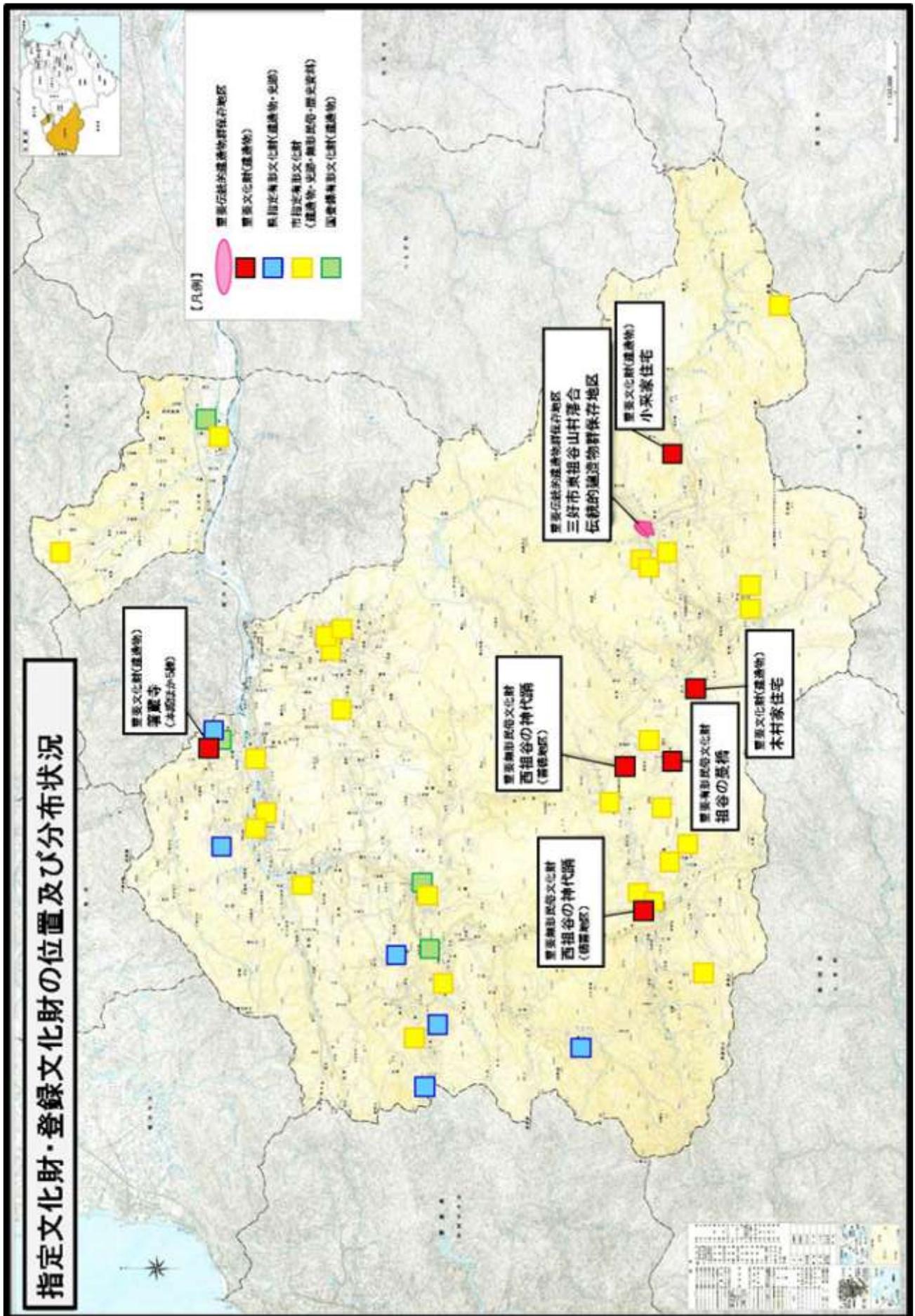
「山城の鉦踊」は約300年前から新仏の供養や集落の無事安泰を祈願するために踊られている念仏踊りで、現在、山城町内の4地区（茂地、信正、寺野、粟山）で継承されてい

る。各地区によって氏神、阿弥陀堂等、奉納する場所が異なっている。構成や楽器、念仏に多少差異はあるが、基本的に楽器は、鉦、太鼓、ほら貝で、棒振り、削（はつり）、長刀等の役者で構成され、各自花笠を被り、鉦、太鼓に合わせ厳かに奉納される。

天然記念物には、「祖谷、三名の含礫片岩」がある。祖谷の含礫片岩は祖谷川と戸ノ谷川の合流点と一宇発電所下流の県道沿いに露出し、三名の含礫片岩は大歩危峡の河床に見られる。これらは三波川帯の結晶片岩類に属し、主に海洋起源物質がプレート運動で沈みこんで生成されたものであるが、その中において祖谷、三名の含礫片岩は2大陸起源の岩石が侵食されてできた礫岩や砂岩が変成作用を受けており他に例をみない。四国山地の隆起と吉野川の下方侵食の結果、地下15kmを超える深度で変成を受けた岩石が上昇、地表に露出した歴史を物語るもので学術的にも貴重な記念物である。（参考資料表2-2 県指定文化財一覧参照）

③市指定文化財

三好市指定文化財としては70件あり、そのうち有形文化財が31件、民俗文化財13件、記念物26件である。有形文化財の内訳は建造物として「武家門」、「旧真鍋家住宅」、「西岡家住宅」の3件、彫刻として「大日如来坐像」など14件、工芸品として、刀剣、神具、仏具、木偶人形など11件、書跡、歴史資料3件となっている。また、有形民俗文化財として「八幡神社の祭礼用衣装」など4件、無形民俗文化財として「川崎獅子太鼓」、「熊野神社両皇神社の百手」など9件、史跡として、「大塚古墳」、「平家の馬場」など遺跡が12件、「下久保のエドヒガンザクラ」、「高ノ瀬オオヤマレンゲ群落」など天然記念物として14件が指定されている。（参考資料表2-3市指定文化財一覧参照）



▲図2-1 文化財の位置及び分布状況

(2) 指定以外の文化財の分布状況

●町家、町並み

三好市内において歴史的価値の高い建造物が一定の密度で残り、町並みを形成している地域は、伊予街道沿いに位置する池田、井川地区である。

三好市では藩政時代からたばこの製造、販売が盛んで、池田や井川では全国の先進的な文化や富が蓄えられた。町並みには家々の隆盛を象徴するためや火災の延焼を防ぐために設けられた袖壁「うだつ」を持つ商家が残り、往時の繁栄の様子を偲ばせている。



■井川町辻の伝統的な町並み

●遍路道

四国には四国霊場があり、霊場をつなぐ手段として遍路道が確立され、古くから全国の人々の信仰を集めてきた。人々の信仰が八十八箇所札所や霊場の整備、門前町等の発展を促し、そこで行き交う人々や地域の人々との間で他国の情報交換やお接待などの交流が行われ、四国の特色ある精神文化を育んできた。三好市には、愛媛県境から六十六番札所「雲辺寺」へとつながる遍路道がある。

●武家住宅、武家屋敷

祖谷地方には、旧喜多家住宅、徳善家住宅など、天然の要塞を活かした阿波の山岳武士の屋敷が残る。喜多家、徳善家は、江戸時代に祖谷山の土居（名主層）を勤めた家柄である。

●近代化遺産

三好市は吉野川が横断しており、昭和初期



■阿波の山岳武士の屋敷 徳善屋敷

以降多くの橋梁が架設された。

また、急流急峻な地形と豊富な水源を利用した水力発電所が明治以降建設されており橋梁や発電に係る遺産が多く分布する。

昭和10年（1935）には重要交通網として国鉄の土讃線が全線開通し、この沿線には、急峻な山肌を縫うようにトンネルや架道橋が多く存在している。

●石造物

三好市内の寺院、神社、集会所、路傍、遍路道等の各所には多くの石造物が残されている。種別は石灯笼、記念碑、手洗い鉢、狛犬、地神塔等多種多様で平成8年の調査では3,948基の石造物が確認されている。



■遍路道沿いの石造物(丁石)

●祭礼行事に関する文化財

三好市内の各寺院、神社で執り行われる祭礼では、各種の「踊り」や「太鼓」、「屋台」、「獅子舞」、「稚児舞」等地域固有の伝統行事や伝統芸能が奉納される。

(3) 維持向上すべき歴史的風致

(1) (2) において把握した文化財が歴史的、地域的関連性を持ち、地域の歴史や伝統文化が保存継承され、そこに暮らす地域の人々の活動が歴史的建造物群と一体となる等、地域固有の歴史的風致が維持継承されていると認められるものは次のとおりである。

1 祖谷地方の歴史的風致

●地域の歴史

祖谷地方は東西約50km、南北約12km、面積334平方kmの広大な山地である。東には剣山が控え、南北は1,000mを越す高山に囲まれ、古くより交通の難所で秘境の地であった。

しかし、西祖谷山村の榎地区の鉾神社に銅鉾と銅鐸が祀られ、善徳地区の五所神社にも銅鉾が祀られていることから祖谷地方では弥生時代に既に人が住んでいたと考えられ、各地を結ぶ交通路も整いつつあった。

祖谷地方の古代中世の交通路について「東祖谷山村誌」によると、東北に落合峠から深淵を経て棧敷峠を越え加茂三庄村に通じる幹線と、東では菅生から小島峠を越えて一宇村貞光に通じる幹線、また、南方では小川檜尾を経て京柱峠か笹峠を越えて高知に通じる幹線が利用されていた。その他小島川をさかのぼり、寒峰、小祖谷を経て水口峠を越え井ノ内谷村に通じ、見越から木屋平村を経て穴吹に連絡する幹線があった。

東西の交通は主として釣井、今井を経て「トゴエ」を越え、祖谷川左岸にそって重末に至り徳善、榎、岩屋の渡しから山城谷村と



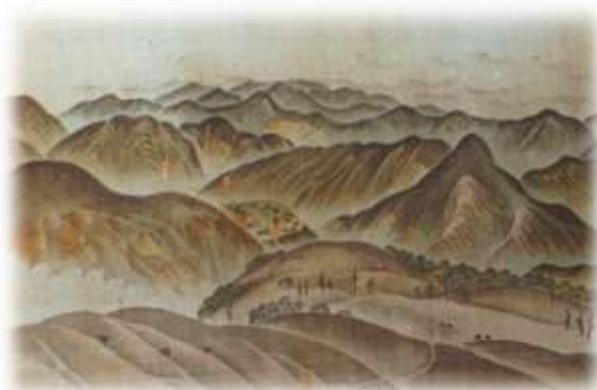
■祖谷渓谷

戦いに敗れた武士たちの隠れ里になったといわれる祖谷地方

土佐に通じていた。いずれも他村へ出るには必ず1,000m以上の峠を越さなければならない不便があり、それが永い間秘境として古い文化を今に伝えることが出来た要因となったと記されている。急峻な山間地の地形では峰伝いを歩き溪谷を下って目的地に達するのが効果的な経路であった。また、生活に必要な物資は落合峠や京柱峠等の峠を越えて阿波や土佐から運ばれてきたと考えられる。こうしたことから集落も峰に近い交通路の周辺から形成されている。

地域の歴史について、「東祖谷山村誌」によると、天平勝宝4年(752)、京都より土佐へ追放された恵伊羅御子は妻の小野老婆と共に祖谷地方(東祖谷菅生)に入山し、原住民に焼畑や水田耕作、太布織りを教え、祖谷山を東分は12名(みょう)、西分を24名に開拓したと伝えている。

さらに、秘境の地であった祖谷地方は、屋島の合戦に敗れた平家一族をはじめ、戦いに敗れた武士たちの絶好の隠れ里となってい



■祖谷山絵図「祖谷遠望図」(資料:東祖谷村史より)

祖谷地方の急峻な山間地の峰伝いに形成されていた交通路の様子がうかがえる

た。お家の再興を願った阿波の山岳武士たちは、南北朝時代に南朝のために忠節をつくし活躍したが、南朝の敗退によって再び祖谷に引きこもった。

天正13年（1585）、豊臣秀吉の命により蜂須賀家政が阿波守として入国したが、祖谷山の武士達は長宗我部勢に加担し、蜂須賀氏に反抗して戦ったといわれる。このうち菅生氏、阿佐氏、久保氏、西山氏をはじめ18氏は帰順し、敵対した下瀬氏、釣井氏、今窪氏、一宇氏等の7氏は討ち取られ、落合氏、大枝氏、栗枝渡氏、重末氏、田野内氏等の

11氏は召し取られた。

祖谷平定後、徳島藩主は重末に祖谷政所を置き、喜多義延に政所を命じ祖谷全域の政務を執り行わせ、祖谷は東分12名、西分24名でそれぞれを各名主に統治させた。

36名主のうち、禄高の多い喜多氏、小野寺氏、菅生氏、窪氏、西山氏、阿佐氏、徳善氏、有瀬氏の8氏は屋敷、他の28名主は土居と称していた。

明治時代の郡区町村編成では東祖谷、西祖谷山村は美馬郡に含まれていたが、昭和25年に三好郡に編入された。

平家落人伝説を育んできた祖谷溪谷の歴史的風致

祖谷地方は、剣山国定公園を含む四国山地の美しい自然を擁する地域であり、剣山系の高山と祖谷川がなす祖谷溪谷は道路が整備された現在も人を寄せ付けない往時の景観を残している。

祖谷溪谷を東西に貫く祖谷川兩岸の急斜面には江戸期の古民家や段畑で形成される集落が散在し、蔓橋、平家屋敷、武家屋敷等の歴史的建造物や伝統文化が多く集積している。

急峻な山肌に立つ祖谷の古民家の多くは寄棟造りの茅葺きで、主屋、隠居屋、納屋が横一列に配置されている。敷地や田畑のほとんどは急斜面を切り盛りして前後に石垣などを築いて造成され、山間地域固有の景観を残している。

古い時代から山地に囲まれた祖谷地方は交通の不便さから自給自足の生活を余儀なくされた。昭和40年頃まで開拓された田畑では稲や麦、ごうしゅういも（馬鈴薯）、リュウキイモ（さつまいも）、ソバ、小豆などが盛んに栽培されていた。また、麦播きや田植え、里道の管理、屋根葺き替え、茅の採取作業等は組単位や集落で行う等、共同組織がしっかり確立されてきた。近年の社会環境の変化により農業が衰退したものの、急峻な土地では農地の保全のための石積み作業、地力を肥やすための肥刈りとこえぐる作り、茅か



■急峻な山肌に立つ祖谷地方の民家

り等伝統作業が行われ、段畑では、ソバ、ごうしゅういも等の伝統作物が栽培されている。

集落の核となっている神社等では当屋制度、組組織によって集落毎に五穀豊穡を祈願する厳粛な祭礼が伝承されている。

平家伝説に所縁のある東祖谷栗枝渡地区の八幡神社では当屋制度によりお渡り行事や「おねり」と呼ばれる伝統行事が境内や参道において厳粛に執り行われる。

こうした風土を有する祖谷地方には、安徳天皇、平家落人伝説にまつわる遺跡や歴史的建造物が多く伝承されている。

祖谷地方の平家伝説は、「東祖谷山村誌」、「西祖谷山村史」に次のように記述さ

れている。約800年前、讃岐屋島の源平の戦いで敗れた平家は分散の悲運に陥り、平国盛は手勢百余騎を率いて安徳天皇を奉じ讃岐国大内郡水主庄（現在東かがわ市大内町）に逃れ暫く潜伏した後、大山（讃岐山脈）を越え、吉野川を遡り三好郡に入り金丸庄、稲持庄（現東みよし町）から井内谷を通り海拔1604mの寒峰を登り東祖谷大枝の地に至ったと言われている。東祖谷大枝地区には、平国盛が永住の地と定め、神社を建て鉾



■ 鉾杉

平国盛がこの地を永住の地と定め、記念に植えたと言われる鉾杉

を祀ったと伝えられる「鉾神社」があり、境内にはその記念に植えたと言われる鉾スギ（別名国盛杉）が、威厳と風格を漂わせて立っている。

栗枝渡地区には、文治2年（1186）に安徳帝が、この地にて崩御、御火葬にて清め奉り、奉祭したと伝えられる栗枝渡八幡神社がある。杉の木立に囲まれた荘厳な社の横には半坪余りの大きな平石を積み重ねた「御火葬場」と呼ばれる清浄な場所が大切に残されている。

剣山の頂上付近には、平家の武者が平家再興の悲願を込め、厳しい生活のかたわら騎馬の調教をしたと伝えられる「平家の馬場」がある。

阿佐地区にある「平家屋敷」は、平国盛直系とされる阿佐家の屋敷である。国盛が携行したと伝わる大小二流の赤旗が所蔵されており、平家伝説の象徴的な建造物といえる。

西祖谷山村の西岡家は、昔京都から平家一族と共に祖谷に入山し、安徳帝の御典医として仕えた堀川内記の子孫と伝えられており土蔵を持つ立派な住宅である。

重末地区に鎮座する八幡神社には昔から安徳天皇玉躰、平清盛の鎧、兜、鏃、神鏡が宝物として蔵されている。

祖谷街道沿いを流れる祖谷川には「祖谷の蔓橋」、「奥祖谷の二重かずら橋」が架けられている。こうした橋は、昔、平家の落人が追っ手を逃れたり、剣山にある騎馬の調教場である「平家の馬場」に行き来をするために架けられたと言われている。他にも30箇所余りの平家落人伝説にまつわる遺跡等が言い伝えられ大切に残されている。

祖谷地方は、四周を1,000m級の高山に囲まれており、古くは祖谷への入山は容易でなく、戦いに敗れた武士たちにとっては一度逃避をすれば敵の追討の恐れはなく安心して住める絶好の地であった。

霧が立ち上る祖谷溪谷の急峻な斜面には、平家伝説に関連した「平家屋敷」や「喜多家」、「西岡家」等の古屋敷や山岳武士と関わりのある「徳善家」のほか、「木村家」、「小采家」に代表されるこの地方独特の農家型古民家が張りつくように建ち、周辺には狭小な畑が段々となって広がり一つの集落を形成している。

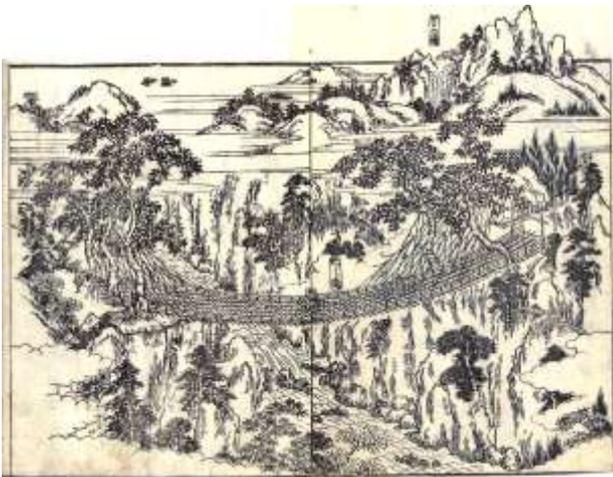
「三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」はその代表的な集落であり、「平家の隠れ里」と言われるこの地域固有の山岳集落の姿を今に残している。

集落や伝統的建造物周辺では平家伝説に関わる伝統的な「八幡神社の祭礼」、「平家の赤旗運動」、伝統的技術による「蔓橋」の架け替え作業、そして周辺の急傾斜の耕作地では「ごうしゅういも」、「祖谷蕎麦」等の伝統的作物の栽培に従事する人々の姿がそこにある。

～先人の知恵と技術によって継承される「蔓橋」～

祖谷街道沿いの西祖谷山村善徳地区は、祖谷溪谷の急峻な地形に張り付くように民家が立ち並ぶ集落で、この足もとを溪谷に沿って流れ込む祖谷川に重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」が架けられている。蔓橋は全長45m、幅1.5m、水面からの高さは約15mあり、祖谷地方のシンボルとなっている建造物である。

「秘境と落人の里祖谷」によると、古い時代は川や谷の徒歩にも苦勞し、最初は丸太を渡していたものと考えられる。丸太は危険で渡りづらいが丸太を2、3本組み合わせると渡りやすくなり、更に工夫してその上に柴や



■200年前の絵図にも描かれている祖谷の蔓橋
(資料:阿波名所図会 より)

土で覆う「柴橋」へと変化していった。幅広い川は浅瀬を瀬渡りしていたが、川が深いか増水するとそれも出来ない。そこで工夫されたのが「蔓橋」である。何時頃、誰が創案したかは定かではないが、一説には平家落人の平国盛が、敵の侵入の際に切り落とせるとの考えで考案した橋だとも伝えられている。いずれにしても、「蔓橋」は、祖谷地方で生まれ育った人々とこの地を訪れた人々によって、土地にある材料と独特な技術を使って架けられ、長年かけて現在残っているような橋に改良されてものである。

「祖谷山民俗誌」によると、明治中頃までは東祖谷に5箇所、西祖谷に7箇所の蔓橋があり、山村地域の往来を支えていたという。



■重要有形民俗文化財 祖谷の蔓橋
伝統的な架け替え作業により守られている

善徳の蔓橋については、文化8年(1811)に発行された「阿波名所図会」にもその様子が描かれている。

蔓橋は、ブナ林などの発達した落葉広葉樹林に自生するマタタビ科のつる植物であるシラクチカズラを主な材料としている。かつては、架け替えのたびに、集落内の家々がシラクチカズラを採取し、架け替えの世話人「橋元」を中心に架け替え作業が行われていた。今でもその伝統的な掛け替え作業は地元有志によって力強く受け継がれている。

橋名	所在地	長さ	幅	水面からの高さ
善徳蔓橋	西祖谷山村善徳	27間3尺	5尺	13間
下名蔓橋	西祖谷山村下名	10間	4尺	5間
小祖谷蔓橋	西祖谷山村小祖谷	10間	4尺	5間
菅生蔓橋	東祖谷山村菅生	20間	5尺	4間
大宮蔓橋	東祖谷山村西山	15間	5尺	9間
落合蔓橋	東祖谷山村落合	17間5尺	5尺	5間
浦戸蔓橋	東祖谷山村若林	16間	4尺	5間
今井蔓橋	東祖谷山村今井	29間	5尺	7間5尺

※ 1間=約1.8m、1尺=約0.3m

(祖谷村史より)

■明暦3年(1657)に藩主上った「阿波国海陸道度之帳の写し」によると、7橋が明記されている
(資料:かずら橋 より)

架け替え作業は、カズラが採取しやすい12月から2月の厳しい寒さの中で行われる。主要資材であるシラクチカズラを調達する作業の「かずらたち」に始まり、採集してきたカズラを一か所に集めて用途に応じて仕分ける「綱揃え」、採取したカズラを橋の材料とする前に使い安くするための焼き作業、「蔓橋」の古いカズラを切り落とす「古橋落とし」、一番危険で至難な作業で架設のクライマックスと言われる「雲綱張り」で完成する。「雲綱張り」には8本の雲綱が必要で、雲綱は数本のカズラを使用し丈夫に編んで作る。編まれた雲綱の上端を、両側に自生する



■シラクチカズラ採取風景



■厳冬の中行われる保存会による架け替え風景



■架け替え後の三世代夫婦渡り初めの風景

天然木に結び付け斜めに垂らし、下端を橋の壁（橋の欄干部分）から敷綱（橋床部分）へと結び付ける作業が1本毎に慎重に行われる。こうして両岸の左右から張られた2本ずつの雲綱が橋を吊り上げ8本の美しいダブルエックスの形を作り上げる。

山あいの急峻な溪谷を流れるエメラルド色の祖谷川、そして張り付くように立つ民家のある集落が雪化粧に覆われた山村の原風景にカズラを加工する煙が立ちこめる中、溪谷に響く伝統的技術者の息のあった掛け声により行われる作業は、「祖谷の粉ひき節」の歌詞に「祖谷のかずらばしゃ蜘蛛のゆ（糸）のごとく、風も吹かんのにゆらゆらと」とあるように蜘蛛の糸を張るようにゆらゆらと揺られながらゆっくりと進められる。この風景は祖谷地方の固有の風物詩となっている。

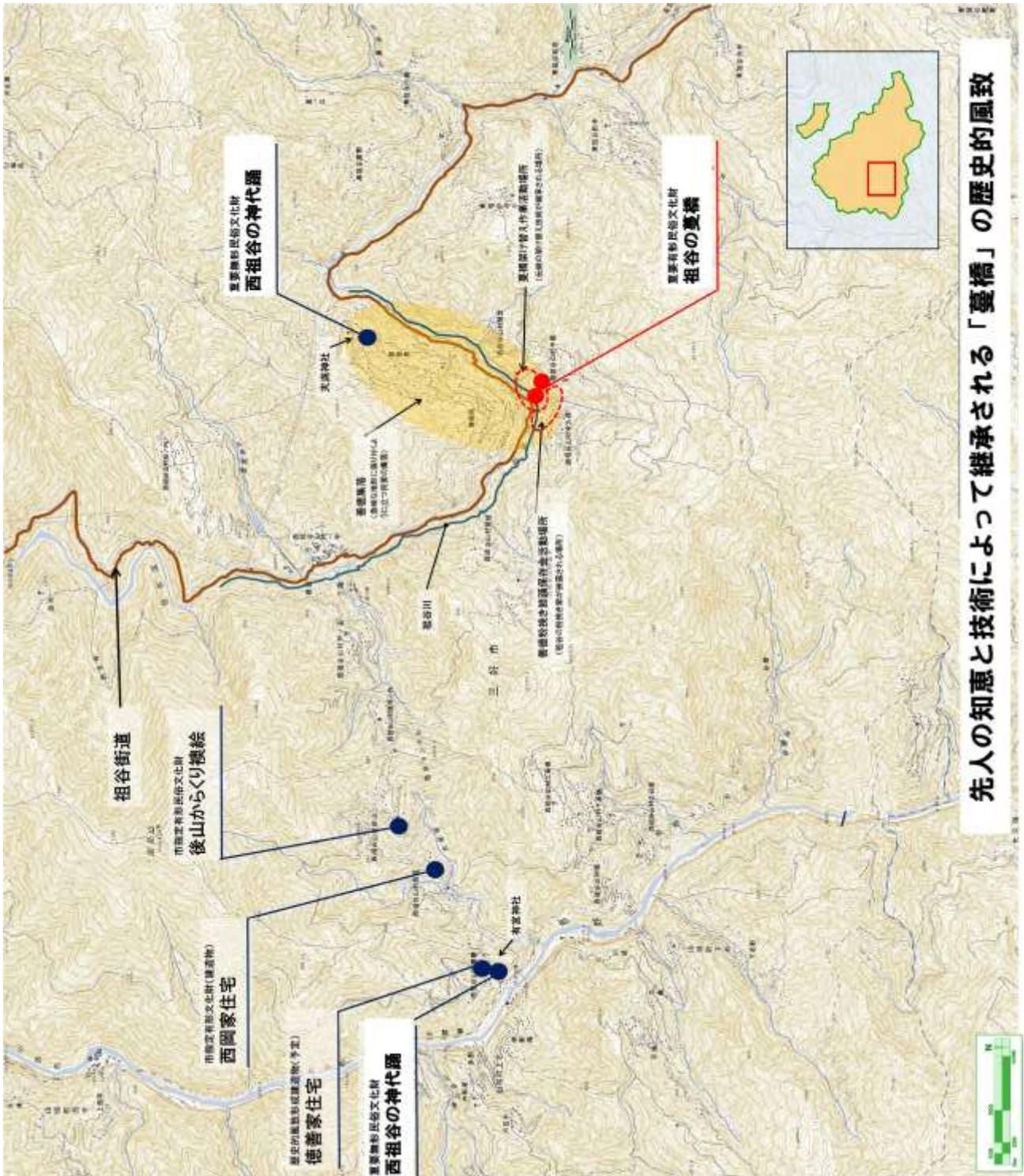


図2-4 祖谷の蔓橋周辺の歴史的風致

～ 伝統的民家と伝統作物のある原風景 ～



■代表的な祖谷地方の古民家である「木村家住宅」

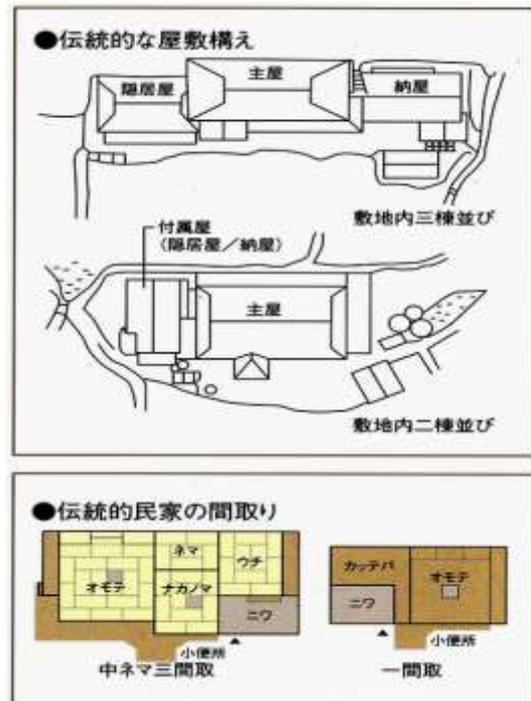
祖谷地方は、大部分が急峻な地形となっており、祖谷川兩岸の斜面には張り付くように住居が建ち、点々と集落が形成されている。

祖谷地方の屋敷地や耕作地の特徴は、前後に石垣を積み急峻な地形を切り盛りして造成されていることである。石垣の積まれた屋敷地に建つ古民家の典型的なものは、寄棟造りの茅葺きで間取りは、オモテの間、ナカの間（ナカの間の背後にネマ）、ウチの間がある「中ネマ3間取り」で、正面には「チョウズバ」（小便所）があり、主屋、隠居屋、納屋が横一列に配置されているのが特徴となっている。急峻な地形に点在する特徴的な屋敷地と耕作地そして伝統的民家の建つ景観は、この地域固有の原風景となっている。

代表的な古民家である東祖谷釣井地区の木村家住宅（重要文化財）には、元禄12年（1699）の棟札があり、祖谷地方最古の家と言われる。

主屋は、寄棟造り、茅葺きで南東を正面としている。間取りは「中ネマ3間取り」と呼ばれるもので、正面中央に小便所が置かれている。壁の表面は、ヒシャギ竹と呼ばれる割竹で覆い、土壁を風雨から守っている。火災発生の多かった祖谷地方でこのような古い民家が現存することは珍しいことで、山間地の民家の姿を残す貴重な建物となっている。

木村家住宅の主屋南西側には祖谷地方の独特な屋敷構えの中に隠居屋が建つ。隠居屋は、寄棟造りの茅葺き（覆鉄板）で東を正面とし、間口4間半、奥行き3間の規模である。建築時期は伝えて江戸後期の建築と推測



される。「三好市旧東祖谷山村総合学術調査報告書」によると、東祖谷では他地方と比べて主婦権の継承が早いと『東祖谷山村史』に書かれており、古くから「隠居制度」が行われ、親夫婦は隠居屋に移り、生活できるだけの耕作地を持って隠居生活に入る（インキョカトクとかインキョジョという）と紹介されている。祖谷地方にある隠居屋の場合、主屋と同じ敷地内にほぼ並列して建つものも多く見られ、規模は主屋と比べ簡素で小規模なものが多い。

三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）は、吉野川の支流、祖谷川右岸の南斜面に立地する集落である。

保存地区は東西約750m、南北850m、面積約32.3haの範囲となっている。

急な斜面を切り盛りして整地した細長い屋敷地は地区内全域に散在し、主屋、隠居屋、納屋、蚕屋などが建てられ、その周囲には耕作地が配されている。

主屋の伝統的な形態は寄棟造り、茅葺きで、中には建築年代が18世紀半ばに遡る古いものも見つかっている。また、屋敷地や畑地に緻密に積まれた石垣もこの集落の見所

で、山石を用い地元の住民によって積まれたものである。山林に囲まれた屋敷地と畑地の大部分が保存地区となっており、地区内の民家の建物54棟、石垣、里道等が特定物件として保存対象となっている。

旧三好郡、美馬郡、なかでも剣山周辺地域では、山の斜面を切り開いてつくられた集落が多いが、落合集落はその規模も大きく、周辺環境と一体となった山村集落の風致を今に伝える貴重な集落である。

祖谷街道沿いの東祖谷菅生地区にある旧田村家は、19世紀中頃の建築と推定され、主屋は間口7間、奥行3間半の規模で、間取りは喰違4間取である。向かって右側にウチ、次がナカノマ、ネマ、上手がザシキとなっている。前面には便所がつき、そのわきから縁が鍵手に廻っている。特に座敷が整い、一般農家の造りと若干異なっているほか、主屋の横には隠居屋が建てられている。隣接地には小采家住宅（重要文化財）がある。両住宅ともに祖谷地方の民家の特徴を現す貴重な建造物である。

祖谷地方には平家伝説や阿波山岳武士に所縁のある建造物が多く残されている。

安徳帝の御典医として仕えたと伝えられる堀川内記所縁の西岡家は、西祖谷山村西岡地区にある。西岡家住宅（三好市指定有形文化財）は、寄棟造り、茅葺きで壁と押入れがなく、コピラ玄関という珍しい造りが施されており隣に立派な土蔵を持つ住宅である。

阿佐地区には、平国盛の直系と伝えられる阿佐家がある。阿佐家住宅（徳島県指定有形文化財）は、寄棟造り、茅葺きで、間取りは一般民家と異なり、中廊下が中央棟通りにあり、その前後を二室ずつに分割、奥が生活の場となり、前は役所目的に使用されていたと考えられ小玄関がついている。正面中央には大玄関があり、正客の出入口、下座敷、上座敷と続き、上座敷には床の間がある。更に向かって右に上段の間があり、一段高く設計され、当時の格式を示している。現在の建物は文久2年（1862）の再建であるが、祖谷地方の武家屋敷がほとんど姿を消した現在も

その遺構として貴重なものである。

また、大枝地区には、平氏一族が祖谷山へ入山した際に平国盛が所持していた「平家守護神の御銚」を奉納し、銚神社を祀るのに際して植えたと伝えられている樹齢約八百年の銚スギ（別名：国盛杉、徳島県指定天然記念物）があり、隣接する屋敷地には、武家屋敷（喜多家）がある。

西祖谷山村徳善地区には、阿波山岳武士にゆかりのある徳善家住宅がある。南北朝時代の武将楠木正成の28将のうちの1人、伊藤兵部が隠棲した地として知られる。生地である河内国得銭の名を取り得銭を名乗っていたが、後にこの地で徳善に改名したと伝わる。現在の徳善家住宅は、近世を通じて東西の祖谷山を統治した高取名主八家（祖谷八屋敷）の1つで、建築年代は棟札により慶応2年（1866）と判る。主屋は、間口10間半、奥行き5間半の規模を誇り、正面には武家屋敷の名残を留める玄関構えを持つ。また、屋敷周辺には街道添いに造られた石垣や馬場と呼ばれる広い平坦地と伏墓群が現存し、独特な歴史的景観が残されている。



■伝統的な古民家の周辺に広がるいも畑

また、祖谷地方には、古くから自然環境を活かした伝統生業や農耕に関わる伝統行事が伝承されている。



■祖谷地方の「ごうしゅういも」

剣山の麓に位置し、標高800mの祖谷地方は昼と夜の寒暖差が大きく、急峻で狭小な土地が大部分を占めている。稲作に適さない地形が多いこの地方では、焼畑で「ソバ」や「ご

うしゅういも」(馬鈴薯)が粟や稗、小豆、三稜とともに古くから盛んに栽培されていた。「ひがしいやの民俗」によると、祖谷蕎麦の栽培は仏教との関係が深く、弘法大師が安養寺(池田町川崎)、善沢寺(池田町漆川)、集福寺(東祖谷久保)等を建立のため巡錫されたおり蒔かれたと伝えられている。

この地を隠れ里として身を潜めた平家の落人達は、栽培期間が短いソバを栽培し、主食代用としてソバで雑炊や団子などの料理をつくり、京を偲んだとの言い伝えがあり、また、祖谷蕎麦は他の蕎麦と異なり太く、長さが短く切れ切れになっているのが特徴で、食べる時には一気にかき込むことができ、いつ、敵が現れても対応できるよう平家の落人が編み出した食だとも言われる。

「ソバ」の栽培は、山間高冷地に適し、生育期間は65日から90日でごく短期間のために雑草の除去等の肥培管理も少なく、病害虫の発生も少ないことから換金作物として奨励されてきた。「ソバ」は貯蔵性にも富んでおり、蕎麦米、蕎麦練り、麵蕎麦、蕎麦団子、蕎麦粉等用途は多く、この地方の郷土料理とし大切に伝承されている。「ごうしゅういも」は、この地方に先祖代々受け継がれてきた品種で「おくいも」とも言われる。「東祖谷山村誌」によると万延元年(1860)頃から栽培されていたとある。

地温の上昇のゆったりした気候は、馬鈴薯の生育と肥大には最適地である。収穫期が少し遅く、取り入れた薯は、小ぶりで、肉質がしまっており、串に指しても割れず、炊いても潰れない。この地方では、田楽のことを「デコマワシ」と呼び、煮炊きした薯に味噌を全体に付け、竹の串にさし、囲炉裏であぶりながら廻して食べる食文化があり農家では最高の料理となっていた。現在も当地でしか味わえない郷土料理となっている。



■デコマワシ



■落合地区での田植え風景

急傾斜地の狭小な田んぼでは、五月の節句のころ「タウエバナ(ツツジ)」が咲く季節になると田んぼでは田植えの最初の行事である「オサバエオロシ」と呼ばれる「水口祭」が行われる。田の畔に三束のカヤを立て、先端を結び太陽の方向にむける。フキや柿の葉を敷き、三くら(株)の苗と米穀、いりこや菓子などを供える。一番若い早乙女が神酒を振りかけ、「オサバエサンを戴く」と言ってお供えを戴き、他の早乙女は田の畔で揃って礼拝し、オサバエサンを戴く。最初に供えてある三くら苗を傍らに植えてから田植えにかかる。オサバエサンを戴くと腰が痛くならないと言われている。

集落周辺の急峻な土地に石垣を積み造成された耕作地は、雨が降ると土壌が下に流され、上部の畑は耕土が少なくなり収穫量が減るので作付け時期を迎えると、一般的に「さらえ」と呼ばれる鍬を使用し、返し地(土を掻き上げてならず)や畔きり、そして土の流出防止や肥料とするため、刈り取り乾燥させた茅や草木を畑に敷きこむ厳しい農地保全の作業が行われ、ごうしゅういも、ソバ等の作物が植えつけられる。

春になると畑では「ごうしゅういも」の植えつけが始まり、5月頃にはピンクや白色の花が一面に咲き、8月には稔りの収穫を迎え、「デコマワシ」が来訪者にふるまわれる。

ソバ作りは、「ごうしゅういも」の収穫が終わる8月頃に種子が蒔かれ、9月になると「ソバ」の白い可憐な花が畑一面をじゅうたんのよう覆いつくす。10月頃、刈り取られた「ソバ」は、「はで」(乾かすための柵)にかけられ乾燥される。乾燥後、脱穀さ



■そば畑と奥祖谷名物のかかし

れた実はすられて蕎麦粉となり、「祖谷蕎麦」等の原材料となる。

ソバを始めとした穀物や稲が栽培される田畑では、獣や鳥を追い払う「かかし」が立てられる。

秋には山野に生えている茅や草木を鎌で刈り取って束にした「こえぐろ」が集落周辺の山野に立ち並び、春になると、畑の中に切り込んで肥料とする。こうした作業は傾斜地の畑の地力を保つためのこの地方の人々の生活の知恵であり、山村の原風景を今に残している。

祖谷地方の住居は祖谷溪谷沿いの急斜面の地形に張り付くように建てられ、集落は散在している。

「東祖谷山村誌」によると、この地域では、隣組という組織があり、5～6戸の人々が一団となって互いに協議をし、協力する風習がある。これは、江戸時代に祖谷の政所による5人組の制度があったことに起因している。組内に吉凶禍福があると率先してその家に駆けつけ親類以上に協力しあう活動が行われてきた。

太平洋戦争以降、連絡事務が一層多くなると隣組が連合部落を中心に対外の交渉に当たることとなり物資の配給や供出、納税の委託や代納、出征軍人の歓送迎や手伝い等は殆ど部落常会を通じて行われていた。

その連絡方法は他町村では回覧板が活用されたが住居が散在しているこの地方では、戦後放送設備が整備されるまで簡単な周知事項は呼び声で連絡しあっていたという。

こうした風習や伝統は今でも形を変えて継承されており、そのひとつに赤旗運動がある。

平家伝説の一つに平家の赤旗がある。「東祖谷山村誌」によると、平国盛の直系である阿佐家には、「平家の赤旗」と系図及び備州吉岡住助義銘の宝刀が伝えられ、祖谷住民の誇りとなっている。

赤旗は大小2流れあり、大旗は縦3.03m横1.12mあり上辺中央に八幡大菩薩の墨書がある。小旗は縦1.99m、横0.52mあり上辺に八幡大菩薩の文字が見える。大旗は、本陣用として小旗は戦陣用に用いたもので、平家伝説の貴重な歴史資料として三好市の有形文化財に指定されている。



■伝統的な組組織を象徴する赤旗運動

赤旗運動の旗は、この地域の人々の誇りとしている平家の赤旗をイメージして作られており縦30cm、横42cmの大きさとなっている。一人暮らしのお年寄りの世帯や地域では、朝になると軒下に「赤旗」を掲げ、今日も「元気でおるよ」、「達者だよ」というメッセージを地域住民に伝える活動が行われており、山村集落の組織活動と風習を今にとどめている。

祖谷地方には、伝統的な古民家や平家伝説に関連する伝統的建造物と周辺の急峻地形に形成されるのどかな段畑風景、そして、厳しい自然環境のもとで伝統生業や生活慣習を大切に継承する人々の姿がある。

この地に古くから伝承されてきた平家伝説は、こうした固有の風土によって生まれ、脈々と今日まで受け継がれてきたものである。素朴な山村集落の原風景と平家伝説が一体となった風情には、地域固有の歴史と伝統が醸し出されており、山村集落の素朴さに癒しと温もりを感じさせる歴史的風致がある。

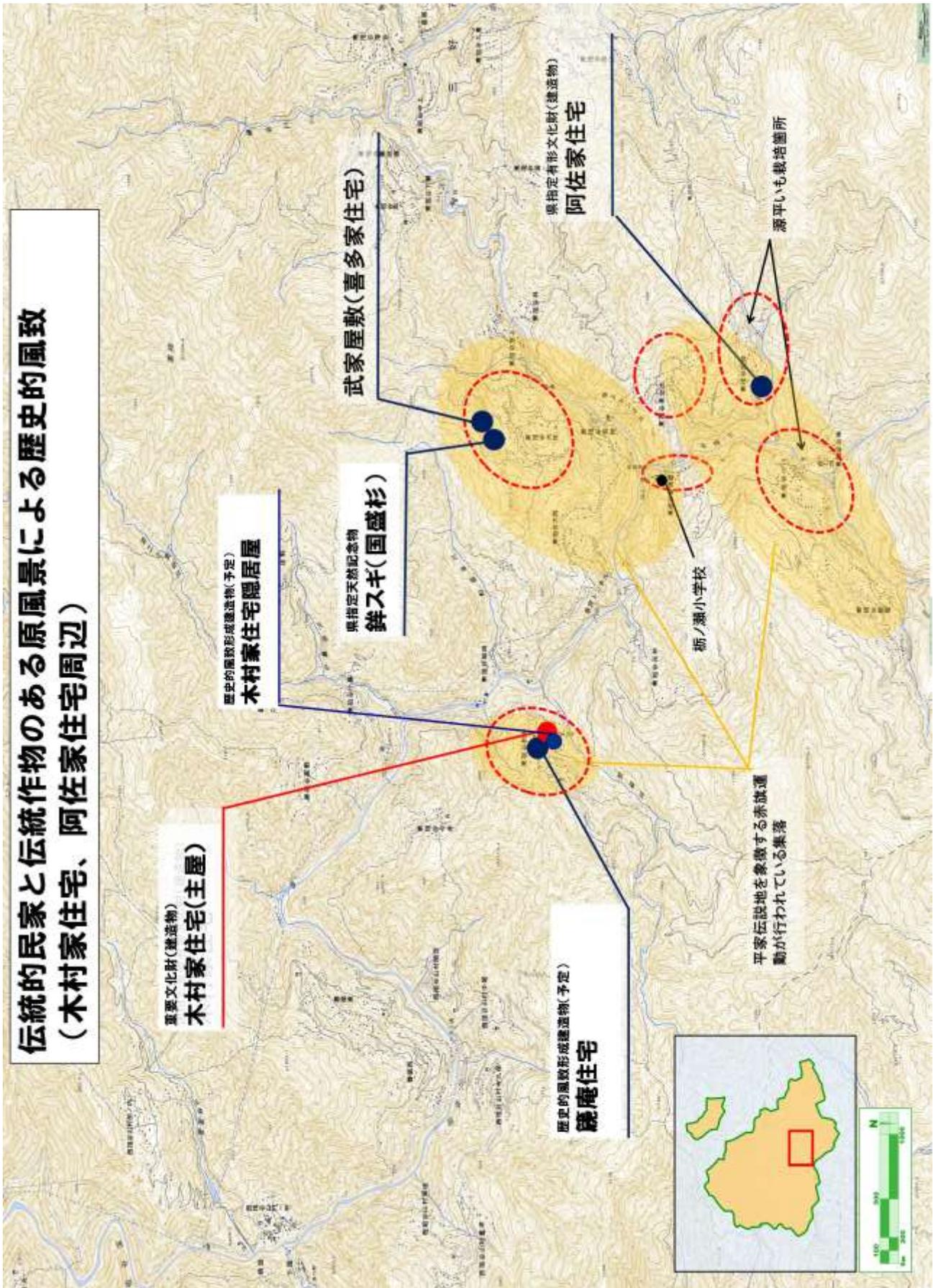


図2-5 木村家住宅、阿佐家住宅周辺の歴史的風致

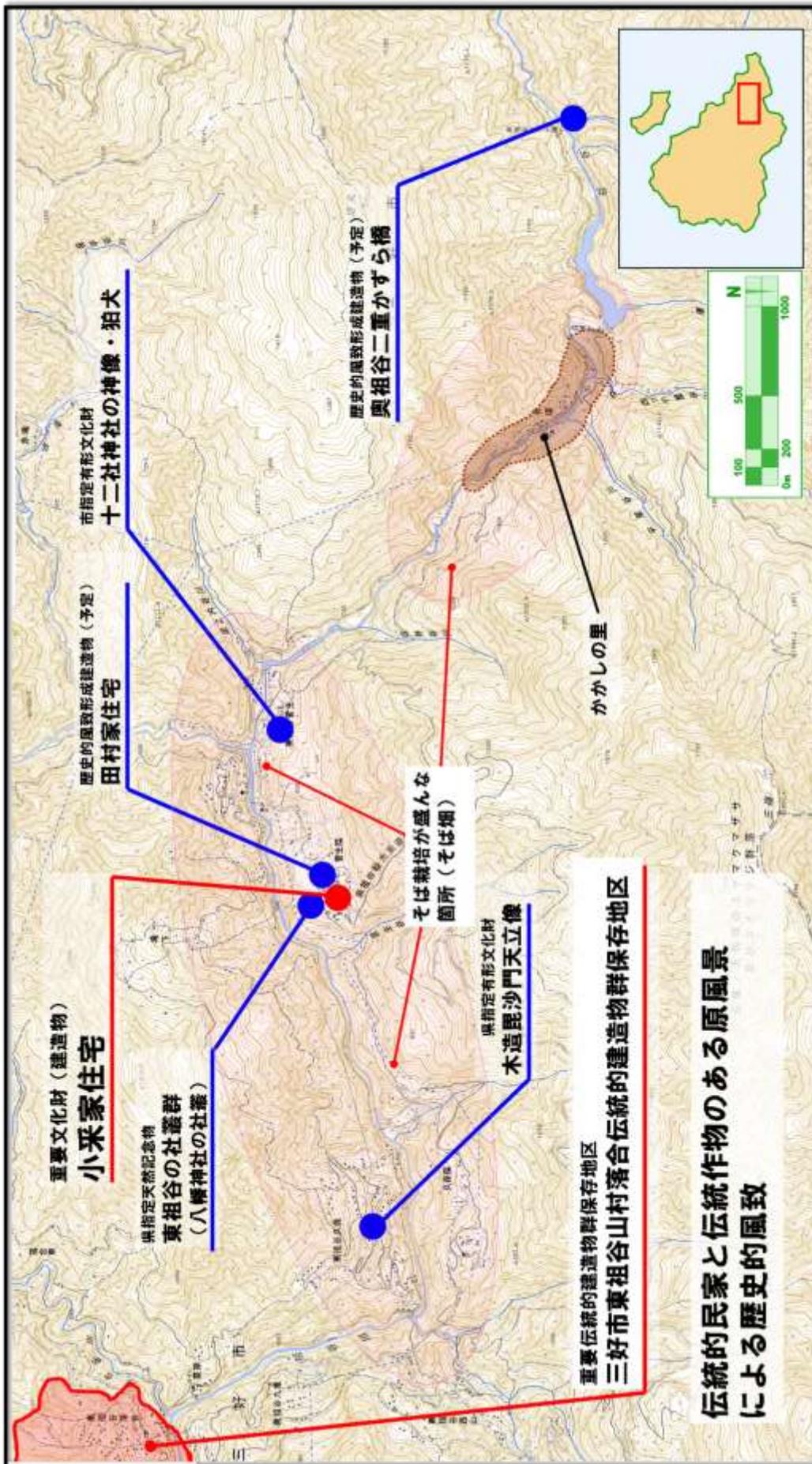


図2-6 小采家住宅、奥祖谷二重かずら橋周辺の歴史的風致

～八幡神社と祭礼～

■栗枝渡八幡神社



東祖谷栗枝渡地区に鎮座する八幡神社は、阿波学会の「三好市東祖谷山村総合学術調査報告書」によると、徳島県神社誌に「元暦2年（1185）屋島の戦いに敗れた平家の一族が安徳帝を報じて祖谷にのがれ、数年のち安徳帝が崩御し祀ると伝える」とあり、創建はこの頃と紹介されている。また、「ひがしいやの民俗」によると、寛保2年（1742）に災ありて社殿が焼失したため、その後再建されたと紹介されている。

このほか、「異本阿波志」では「祖谷山の神社都て102社総鎮守八幡宮栗枝渡名にあり、御神体として位牌あり〔坂宮梁天大禅定門〕とあり。是実に安徳天皇の御陵と云う」と紹介している。

このように、八幡神社は平家にまつわる神社として知られ、祭神として安徳天皇、誉田別命、天児屋根命が祀られている。伝説によると平家の落人とともに祖谷へ入山した安徳天皇は、この地で崩御、火葬にて清め奉り社を奉られたと言われる。これが後の八幡神社と伝えられており、八幡神社は祖谷の総鎮守であった。

「東祖谷山村誌」によると、「阿波志」を引用し、「祖谷山栗枝渡名に在り何年置か知らず応永25年（1418）重造す毎年除夜村民庭火を設け継射旦に至る俗に伝う寿永の乱貴人讃岐より至り栗枝を踏み以て渡る名づけて栗枝渡という遂に祀り以て八幡と称す」と紹介されている。

現在の祭りは、旧8月15日の大祭の前日に神社から神霊を当屋へお迎えし、祭祀をした後、翌日当屋から行列をなして神社まで戻る。

「お渡り」が行われる。神社には一般に「おねり」と呼ばれる練奴が古くから伝承されている。大祭当日は、普段静かな神社に氏子が集まり、賑やかに祭りの準備が行われる。境内には山車、長刀、毛槍、鉾等が飾られ、山車の上には公家のような煌びやかな格好で化粧をした子どもたちが鉦、太鼓を打ち鳴らす。本殿で神事を行い、御旅所へ行列を練る。おねりは、天狗、長刀、鉾と続き氏子、神輿、山車の順番で進む。毛槍を持つ人は、2人1組で「ヨオーイショ」の掛け声に合わせて高く投げ合い練り歩く。祭礼用の衣装は濃紺の「はっぴ」と「前まわし」で、背に菊花の紋章が染め抜かれた平家伝説にかかわりのある衣装で三好市指定有形文化財となっている。

境内には出店などはなく、神輿が区内を練り歩くこともないため簡素な祭りに感じられるが神輿や山車が祭りに登場する以前の当屋祭祀に重きを置く祭りの形態が受け継がれてきたためにこのような様子になったといわれる。静かな山村集落に響く囃子の音や掛け声からは素朴さと新鮮さを感じ、氏神に手を合わせ先祖代々語り継がれてきた伝統を守る人々の姿には、地域の歴史の深さと平家伝説への熱い思いが伝わり、深い感動を与えてくれる。

境内には出店などはなく、神輿が区内を練り歩くこともないため簡素な祭りに感じられるが神輿や山車が祭りに登場する以前の当屋祭祀に重きを置く祭りの形態が受け継がれてきたためにこのような様子になったといわれる。静かな山村集落に響く囃子の音や掛け声からは素朴さと新鮮さを感じ、氏神に手を合わせ先祖代々語り継がれてきた伝統を守る人々の姿には、地域の歴史の深さと平家伝説への熱い思いが伝わり、深い感動を与えてくれる。



■平家伝説に関わる衣装

衣装の背中には菊花の紋章があり、市指定文化財となっている



■伝統的「おねり」の様子

2 吉野川流域周辺の歴史的風致

●地域の歴史



■街道と水運によって発達を遂げた池田町

吉野川流域は、四国の中央部に位置し、四国山脈の北斜面と讃岐山脈の南斜面に広がる地域である。地形は、三野町、井川町、池田町に山麓の洪積台地と吉野川の沖積平野が僅かに広がっている。地域の大部分は急峻な山地に囲まれており、池田町の中心部は市街地となっているが、それ以外の地域は、田園や山地に散在する農村集落となっている。

この地域は、古くから交通の要衝となっており、主要街道の伊予街道と撫養街道が東西に走っていた。撫養街道は、鳴門市撫養町岡崎渡を起点とし、吉野川北岸を西に遡り、三野町を經由し、池田町州津で対岸に渡り、伊予街道と交わっていた。伊予街道は、徳島城鷲の門を起点とし、吉野川南岸にそって西に遡り、井川町、池田町を經由し、撫養街道とともに愛媛県境の池田町境谷を終点とする街道で、愛媛県と徳島県を結ぶ主要な街道となっている。

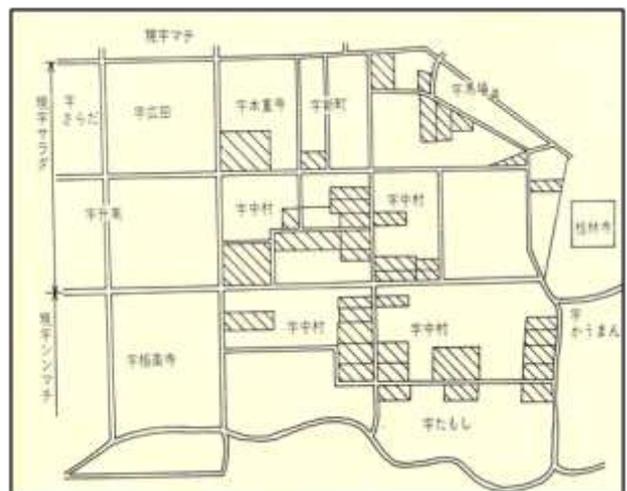
吉野川は、源流を高知県吾川郡の瓶ヶ森に発し、徳島県に入り、四国山脈を横断して銅山川、祖谷川と合流したあと、再び東流し、池田町より次第に平野を展開し徳島平野を貫流する四国第一の一級河川となっている。この地域は明治期より河川交通が盛んであった。鉄道（徳島本線）が開通に至るまでは、吉野川の川筋には多くの港町が形成され、平田舟が人や物資を運び、交通の主役として活躍した。

街道と吉野川沿いの地域は、池田町を中心に古くから城下町や商業の盛んな町として栄

えてきた。街の成り立ちについては「池田町史」に次のように記述されている。「池田町は、池田大西町ともいった。蜂須賀氏の池田城接收後、牛田氏、中村氏などが城番を勤め池田地方を給地として治めたが一国一城の制が施行され、寛永15年（1638）廃城となり、城下町としての池田は終わったが、交通の要衝地で三好郡の拠点として郡代所陣屋が設けられ、藩政上の要地であることにかわりはなかった。現在は、城下町の跡をとどめるものはないが、万治3年（1661）と明治9年（1877）の切図によって池田村の中心部の屋敷の分布や地割りを検討してみると図のとおりであり、池田城を北にして南北に並ぶ道路に面した地割りや屋敷の分布にはこの地域に武家屋敷の並んでいたことを想像させる。字中村の東側には中村氏ゆかりの寺、桂林寺があり、中村三代の墓がある。」

商業や手工業の町としての池田は、牛田氏、中村氏城番の時期300余の武士が集住していたころからはじまっている。武士たちの需要に応じるため、商人や鍛冶屋、紺屋、桶屋、大工等の職人が集められ町屋が形成されていった。

特に江戸中期以降、池田町は「郷町」の待遇を藩から受け、井川町の辻も「郷町並」として扱われていた。この郷町は当時の流通商品の取り扱いを独占的に保証されており、こ



■万治3年(1660)池田村東部の屋敷分布図

(資料:池田町史上巻 より)

の地位が三好郡内の商都としての基盤となり、安定成長を持続したと考えられる。さらに池田町、井川町が発展した背景には、たばこ産業の存在がある。

藩政以来、三野町、井川町、池田町、山城町、西祖谷山村、東祖谷山村は、たばこの一大産地として栄え、池田町、井川町、三野町に集積され製造される「刻みたばこ」の名は全国に広がり、販路が拡大されるにつれ、未曾有の繁栄をこの地域にもたらした。当時は、たばこ製造業者をはじめ、酒造業、呉服商、荒物商、船問屋、薬種問屋、菓子商などが繁栄を極め、すばらしい町並みを形成していた。また、吉野川の扇状地に広がる三野町、井川町の平野部は、古くから主に米作、麦作、藍作、養蚕、果樹栽培等が盛んな田園地帯であった。一方の山間部は、茶、果樹、豊富な森林資源を活用した林業や椎茸等の林産物の栽培が盛んな地域であったが、主要産業は葉たばこ栽培で、江戸時代から山間地の傾斜地において良質の阿波葉が生産されていた。今では、産業としての阿波葉の栽培は途



■吉野川の扇状地に広がる町並み(三野町)

絶えたが、田園地や山間地では現在も伝統産業である稲作や茶の栽培が行われており、その周辺には多くの伝統行事や伝統芸能が継承されている。

阿波葉の生産や刻みたばこの製造で発展したこの地域には、郷町に残るうだつの町並み等、たばこ産業に関する伝統的建造物が多く保存されており、また、その周辺の山間地域の集落や町並みでは地域の歴史や文化を醸し出す伝統行事や伝統芸能が大切に継承されている。

吉野川水運と箸蔵寺・たばこ産業で栄えた町並みの歴史的風致

伊予街道、撫養街道の合流地点である池田町は古くから池田城（三好市指定天然記念物の池田大西城城郭並木がある）の城下町、宿場町、そして吉野川の水運の発展とともに商都として栄えてきた町である。また、池田町に



■明治時代の池田の町並み

刻みたばこなどで栄えたうだつのある商家が軒を連ねる
(資料:うだつ 商都池田の伝統的建造物(Ⅰ)より)

隣接する井川町は、吉野川と支流の井内谷川の合流地点に中心部が広がり、古くから伊予街道や吉野川から祖谷地方を結ぶ交通の要衝地であった。吉野川が重要な交通路・輸送路であった時期に池田町と共に栄えた町で、刻みたばこの歴史に関しては池田町より井川町が古いともいわれている。

吉野川は古くから交通に利用され、明治期まではこの地域の輸送の大動脈であり、輸送力に優れる川舟により「刻みたばこ」をはじめ茶、米、麦、炭、雑貨などあらゆるものが運ばれていた。さらに池田町と井川町が商業の町、ことに刻みたばこの町として発達するに従い、吉野川水運と川舟産業は大きく繁栄してきた。

この吉野川水運と関わりの深い寺院に池田町の「箸蔵寺」がある。池田町の東北、讃岐

山脈の標高720mの箸蔵山南斜面の山頂付近に位置している。南部には秘境で知られる祖谷地方の四国山脈が連なり、眼下には「四国三郎」と呼ばれる吉野川が流れ自然環境に恵まれた圏域にある。

箸蔵寺は、真言宗の別格本山として、天長5年（828）弘法大師が金毘羅神のご神託を授けられ、七堂伽藍を建立し、自ら神像を刻みご本尊として開基したと言われている。このご神託は、「箸を挙ぐる者（国民すべ



■讃岐山脈にある箸蔵寺の全景

（資料：宝珠山真光院箸蔵寺調査報告書より）

て）、我誓ってこれを救わん」という言葉で表され、全ての人々を救済するという誓いが当時全ての人々が使っていた箸にたとえられたのが「箸蔵寺」の名前の由来と伝えられている。千年を越える歴史を持ち、その寺院規模の大きさと全国的に信者の広がりをもつ由緒ある巨刹である。

敷地には、本殿、護摩殿、方丈、薬師堂、鐘楼堂、天神社本殿など10余の伽藍が並んでいる。本殿と護摩殿は、外陣、内陣、奥殿という3つの建物をつなげた構成となっており、特に本殿は八棟造りで荘厳さを誇っている。どの建造物も彫刻をふんだんに用い、建物を荘厳に見せようという江戸末期の風潮をよく反映した建造物である。本殿、護摩殿、薬師堂等6棟が重要文化財に指定されている。

箸蔵寺境内地の吉野川上流域を一望できる通称カザミノ丘の上には高灯籠が建てられている。「箸蔵村誌」には「何時も夜燈を燈

す」と記されており吉野川水運の灯台としての役割を果たし、この地域の刻みたばこ業者や船頭など舟運関係者から水上安全の神として信仰をあつめていたと言われ、境内には信者の名を刻んだ石造物が多く建立されている。また、火伏の神として靈験あらたかであると伝えられている。

この寺は四季を通じて景勝の地である箸蔵山中腹から山頂部を占める広大な境内を有しており一見城塞の赴きさえある。

こうした豊かな自然は古くから住民の生活や産業を支え、四季折々に演出する優美さは人々に安らぎを与え、訪れる人々に魅了と信仰の場を提供してきた。

現在の池田町本町周辺と井川町辻町に伝統的な町並みが形成された背景には、こうした吉野川水運と箸蔵寺、たばこ産業が背景にあり、今もその周辺では、当時の賑わいを思い起こさせる伝統的な建造物や民俗芸能が色濃く残されている。



■箸蔵寺の高灯籠

（資料：宝珠山真光院箸蔵寺調査報告書より）

～箸蔵信仰と郷町～

交通の要衝地であった池田町本町周辺は、池田城の城下町として、藩政時代から「郷町」として当時の流通商品の取り扱いを独占的に保証されてきた町である。また井川町辻町も「郷町並」の扱いを受け、池田町と同様に流通商品の取り扱いを保証され、古くから商業が盛んな町として発展してきた。池田町、井川町がさらに発展した背景には藩政以来、隆盛を極めた、たばこ産業の存在がある。「阿波刻み煙草の光と影」によると、嘉永3年（1850）年に作られたといわれる「御国産名葉刻製元名寄」（通称：刻み屋番



■郷町として藩の奨励を受けていた池田町の町並み

付)には、池田町が23工場、井川町辻町には28工場が番付表の上段に名を連ね、当時、池田町と井川町が刻みたばこの中心地であったことが伺える。また、明治3年の戸籍簿によると、池田町の総戸数の半数以上は何らかのたばこ関係の仕事に係わっていたという記録が残っており、名実ともにたばこの町としての特色を表していた。井川町の辻小学校にある明治43年（1910）建立の記念碑には、「辻町は天明から明治三十八年まで約一二〇年間刻み煙草産業で繁栄した。明治三十七年には工場数八〇余、工員一五〇〇人、最大工場の年商三七万円余、純益八万円余であった。産業の基は教育にあり」と刻まれ、当時の刻みたばこの工場主が共同して、たばこ産業で得た富を教育基金に充てたという記録が残っている。



■郷町並として藩の奨励を受けていた辻町の町並み

池田町や辻町、三野町で製造された刻みたばこは、その名が全国に広がり販路が増えるにつれ、未曾有の繁栄を町にもたらした。そこで、得られた富がうだつに始まり、持ち送り、虫籠窓、なまこ壁といった特に外観に凝った意匠が用いられた町屋が競うように建てられながら形成されたのが池田町と井川町の伝統的な町並みである。

当時から、池田町本町周辺においては、たばこ製造業をはじめ、酒造業、呉服商、荒物商、船問屋、薬種問屋、菓子商等、うだつのあがった町家が軒を並べ、重厚な町並み景観が形成されてきた。また、井川町辻町においてもたばこ製造業や酒造業、荒物商、乾物商等でうだつをあげた町家や建物の規模や凝った意匠で隆盛を競ったといわれる大型の町屋からなる独特の町並みが形成されてきた。

その多くは明治初期から明治中期に建築されたもので建築後100年を超えているが、漆喰で塗り固められた厨子造りの壁や虫籠窓からは、それほど年月を感じさせないほど、今も重厚なたたずまいを見せている。

うだつとは切妻屋根の両側に高く上げた袖壁のことで伝統的な建造物の両脇を固めるような構えをとり、建物全体にほどよい緊張感を漂わせている。

初期には、簡素で実用的なものであったが、その後、時の経過と共に装飾化され、家運、家勢の隆盛を誇示するような構えとなっていた。



■火伏の神とも呼ばれる箸蔵さん
(箸蔵寺)



■池田町や辻町の船頭衆
が箸蔵寺へ寄進した狛犬
(資料: 三好郡の石造文化財
より)

藩政時代の町屋は茅葺き屋根が主体で、一旦火災が発生すると多くの家々が焼失したと記録されている。

当時の町屋にとって防火は緊急の課題であり、明治時代に入り瓦葺きが自由になると、自然に防火構造を強く意識した町屋へと変化をしていった。

「うだつ」は本来、家々の隆盛を象徴する造りの一つと言われているが、隣

家への延焼を防ぐという防火の役目も果たしてきたといわれている。うだつの上がる商家が立ち並ぶ当時の池田町本町周辺や井川町辻町の町並みでは、狭い敷地に町屋が密集していたため、一旦火災が起こると大火となつて大きな被害を受けることになり、人々は火災を恐れ、強い防火意識をもつ必要があった。

池田町本町周辺からは北東に、井川町辻町からは北西に位置する箸蔵山に鎮座し、水上安全と火伏せの神として霊験あらたかな箸蔵寺は、郷町の池田町や郷町並みの扱いを受けた井川町の刻煙草業者や船頭など舟運関係者の信仰を集め、本殿の正面左右には元治2年(1865)に船頭衆から寄進された一対の狛犬がある。台石には、「御国屋烟草屋中」との銘があり、往時の信仰の深さと箸蔵寺の隆盛に力を注いだことが窺える。また、郷町の人々の火伏せの信仰も厚く、「阿波池田うだつと昔ばなし」によると昭和9年の池田町の大火には、誰言うとも無く箸蔵さんにお祈りせよと言うと、我も我もと箸蔵さんの方に手を

合わせて一心に祈ると箸蔵さんが舞い降り、火は下火になったと言われ、現在でも池田町に火災があると箸蔵さんに早く鎮火するようお願いをする風習が残されている。

井川町辻町の荒神社にある石灯籠には、塔身に「金」の文字が刻まれた金毘羅灯籠があり、当時、辻町においても金毘羅大権現の奥ノ院である箸蔵寺との信仰が深かったことが伺える。

箸蔵さんは、四国別格20霊場、四国36不動霊場にもなっており、年間を通じての参拝者が後を絶たない。また、護摩祈禱、春季大祭(4月12日)、秋季大祭(11月12日)、星供養(2月3日外2回)等伝統的な祭礼や祈禱が執り行われる。

秋季大祭は、ほら貝やドラの音を合図に練り供養が始まり、法衣を纏った約20人の僧侶が、護摩殿から本殿まで続く約280段の石段をゆっくり上る。本殿では、大般若法要が営



■箸蔵寺信仰が深かったことが伺える辻町の荒神社にある石灯籠(金毘羅奥ノ院の「金」の文字が刻まれている)



■多くの参拝者が訪れる箸蔵寺の大祭

まれ、信者らが家内安全等の祈願を行う。「宝珠山真光院箸蔵寺調査報告書」には、「水竹居日記」に慶応3年(1867)の大祭に賽銭1070両があったと伝えられ、この時代から賑やかな祭りが行われており、今でも多くの参拝者が訪れる。

境内に建つ歴史的建造物がたばこ産業で栄えた池田町や井川町の町並みに住む人々とた

たばこ産業や水運業に携わる人々の関わりなどを今に伝えているほか、近在近郷そして各地より箸蔵寺へ水上安全、防火祈願、防災招福

等、諸願成就を祈願する多くの人々の姿からは、たばこ産業や伝統的な町並みを山頂から見守ってきた箸蔵さんへの信仰の厚さが伝

～たばこ産業で栄えたうだつの町並み～

三好地方の伝統産業であった「阿波葉」の起源は、「山城谷村史」によると、慶長17年（1612）諸国回国のある修験者が「たばこ」の種子を持って山城谷大野名にとどまり、その地にこれを播いたと言われ、この種子が後の「阿波葉」の祖であると伝えられている。



■山間地の傾斜地に適した葉たばこは三好地方では広く栽培された(昭和初期頃の様子)

三好、美馬地方の大部分は山地であり、農耕には恵まれない地域であるが、山地の傾斜地の自然環境は「たばこ」の栽培に適しており、農家はたばこを貴重な換金作物として、また米、麦に変わる年貢用として山地の傾斜地において大切に育ててきた。

三好地方に種を下ろした「たばこ」は徐々に郡内、阿波藩全域に広まり、後に阿波葉として地域に根付き、藩の保護もあり美馬郡とともにその大産地となった。明治33年には三好郡のたばこ耕作反別は1,000町歩をこえて耕作史上最大の面積を記録した。三好郡のたばこ産業を支えた阿波葉は、このような地域の風土の中で育ったものである。三好郡の産地で栽培された「葉たばこ」は乾燥後、郷町の池田や郷町並の辻町や三野町の商家に売りに出され、商家はそれを刻みたばこに商品化した。

初めは手刻みによる家内作業であったと考

えられるが、喫煙の普及やあら刻みから細刻みへの嗜好の変化に対応するため、量産化が不可能な手刻みから機械刻みへの開発が進められた。

文化年間には江戸で別の刻み機が開発され、後に「手押し剪廻機」と呼ばれた。

明治10年代にはこの地でも「剪廻機」や独自の「手廻し旋廻」が使われ始め、明治40年代まで使用された。その後、水車や蒸気機関、石油発動機によって動力化され刻み工場の近代化が図られると、明治30年代、民営たばこ産業はその全盛期を迎え、明治32年には池田村44軒、井川村36軒、三野村4軒、佐馬地村7軒の刻みたばこ業者が軒を並べていた。明治初期以降、加工技術の向上で量産化され始めた刻みたばこは、盛んに県外に積み出された。藩政時代は、伊予、讃岐へ積み出す方が税法上有利になるという規定があったので、積み出しはほとんど伊予、讃岐によった。明治になると、島への積み出しも盛んになり、吉野川の水運を利用した平田舟によって運ばれた。



■民営工場での作業風景（明治20年～30年頃）
（阿波池田たばこ資料館資料より）

「阿波粉」の愛称を持つ「阿波刻」は、火付けの良さから北海道を始め、阪神等、全国のたばこ屋の店頭を賑わした。明治後期の専売制度導入以降も製造業者は専売局の指導下に組み込まれ、製造が続けられた。その後、



■阿波刻の主な販売先 (阿波池田たばこ資料館資料より)

刻みたばこは衰退し、巻きたばこへの転換が図られていくなか、大正元年(1912)に池田町と井川町にあった200社にも及ぶ煙草工場がすべて廃止された。平成2年には池田町でのたばこ製造が中止され、今では「葉たばこ」を栽培する農家も姿を消してしまった。

しかしながら、藩政以降、「たばこ」産業を核とした商業の町として発展してきた当時の面影は、町周辺のうだつの上がる古い町並みや贅を尽くした伝統的な建物にその姿をと



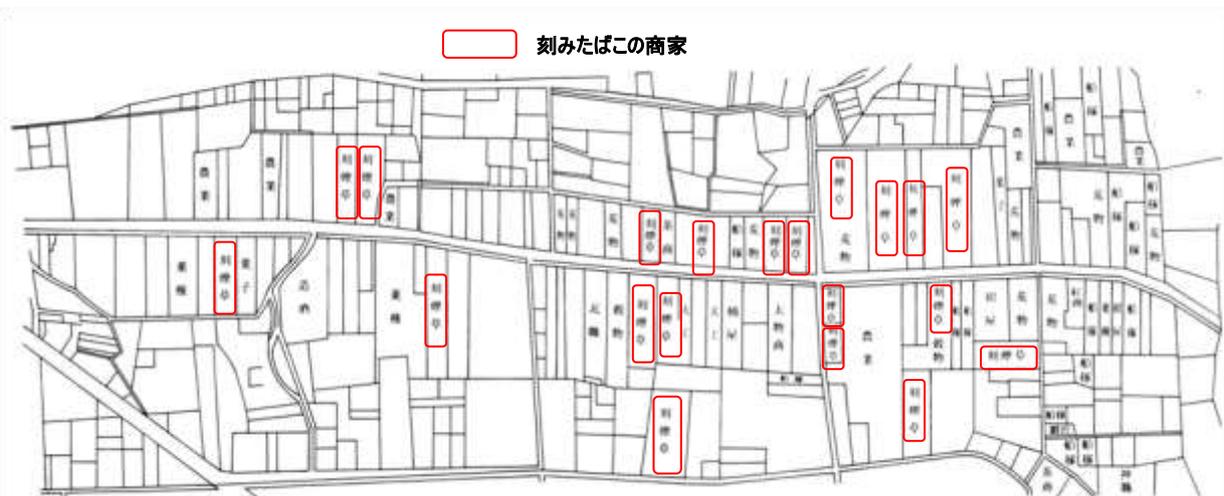
■辻町のうだつのある伝統的な町屋

どめている。池田町本町周辺のうだつの町並みにある旧真鍋家住宅は、「うだつ商都池田の伝統的建造物(I)」によると、主屋の建築年代は不明だが、贅を尽くした別邸は、大正15年(1926)の創建で、たばこ製造業のうだつの上だった町屋として主屋とともに三好市有形文化財に指定されている。井川町辻町にも明治期に刻みたばこ産業の繁栄と共に形成された伝統的な町並みが残り、現在も当時の隆盛ぶりを伝える貴重な建物が数多く残っている。山下家別邸もその一つで、辻の町並みの中心部を通る街道沿いにあり、造り酒屋等を営みながら、うだつを上げた商家である。

また、池田町の町並みの高台にある諏訪神社下の川原には、江戸時代から大正にかけて栄えた「はまの港」と呼ばれる川港があった。陸上交通の不便な当時は、平田舟という

■刻みたばこの商家が軒を連ねた阿波池田のうだつの町並み

明治3年(1870)の池田町東部の商家の分布図 (資料: うだつの商都池田の伝統的建造物 I より)



■川港「はまの港」跡の 今と昔

上の写真は阿波池田たばこ資料館資料より。

下の写真は現在の諏訪神社下にある川港跡



帆かけ船が吉野川を行き来し、下りの積荷は、阿波刻みたばこ、木炭、みつまた、藍等で、上りの積荷は、米、小豆、塩、海産物等であった。明治9年（1876）の記録では池田大西町に31隻の平田舟があり、町には船宿も多かったようである。船頭衆にとって諏訪神社は守り神であり、船頭衆たちによって額が奉納され、境内には常夜燈が建てられている。辻町の川原にも「辻の浜」と呼ばれる川港があり、明治9年の同記録では、池田大西町を凌ぐ35隻の平田船が辻の浜にあったとされる。近くの今宮神社は、明治初年までは小さな御社であったが、刻みたばこ工場主の寄付で現在の立派な社殿に建て替えられた



■辻町の川港「辻の浜」の昔の様子

歴史があり、神社の石段と玉垣にも刻みたばこ工場主の名が刻まれ、たばこ産業の繁栄を伝える記念碑となっている。

池田の町並みを見下ろす標高500mに位置する西山地区は、日照、気温、土壌条件等の

自然環境が、たばこ栽培に適しており、池田の町に近いため、早くからたばこの産地として栄えてきた。平成21年（2009）を最後にたばこの栽培は行われなくなったが、江戸時代の与頭庄屋であった川人家の長屋門（徳島県指定有形文化財）は、「池田町の文化



■川人家長屋門（たばこ栽培で栄えた地域にある）

財」によると、安永4年頃（1775）の創建で、この周辺など低地の斜面を中心に今でも池田の町を支える農地が広がっている。

たばこ産業で栄えた池田町には、伝統芸能である「たばこ踊り」が伝承されている。大正から昭和初期にかけて、たばこ産業に携わっていた人々が踊り始めたのが最初と言われており、「池田工場のあゆみ」には、昭和16年頃の練習風景と大正中期からは阿波踊りと共に踊られていたようである。現在でも「阿波池田たばこ踊り保存会」により、旧真鍋家住宅で披露されるなど、たばこ産業の隆盛を反映した活動として継承されている。

たばこ踊りの元唄のリズムは、東京の「自転車節」という曲で、踊りに着用するはっぴは、乾燥させた葉たばこの色、茶色で刺繍されている。歌詞は、町の高台にある、諏訪公園や吉野川の風景を思い浮かべて作られている。現在、保存会ではたばこ資料館での公開活動、地元学校への伝承指導や県内外への行事に参加する等、踊りの保存と継承に努めている。

また、全国的に有名な「阿波踊り」は、約400年の歴史がある盆踊りで、徳島県下や三

好市各地で踊られている。

阿波おどりの起源は詳らかではないが、「井川町誌」によると徳島藩主蜂須賀家政が阿波に入国し、城山に築城したことを祝って踊った盆踊りが始まりで、本来、盆に故人の霊を慰める為の念仏踊りが、これを期に阿波踊りとして盆に踊るようになったものである。はじめは徳島城下のみであったものが、たちまち全県的に広まったとあり今日に伝えられている。貞享元年（1684）7月10日、蜂須賀綱矩は、「盆踊りは7月14、15、16日御赦免の事」とお触れを出している。それ以来、三味線、鐘、太鼓が加わり、



■阿波池田たばこ踊り

阿波池田うだつの家でも定期的に踊られている

踊り方も工夫されて明るい色調と人情の細やかさがにじみ出て阿波ならではの踊りを完成してきたものである。

交通の要衝地として商業で栄えた池田町や井川町では、現在も伝統的な町並みを舞台に、夏の伝統行事の阿波踊りが、毎年8月14日から16日にかけて踊られている。

池田の盆踊りの起源については、「池田町史」によると、文化10年（1813）、幕府が各藩に命じて庶民生活の実状を調査した「諸国風俗問状」に対する回答書のなかに「俄」（俄芝居のことであろう）の様子が記されている。この中では、盆踊りが組になって踊られ、浄瑠璃や衣装華やかに歌舞伎風な短い俄芝居が行われていたとある。これらは徳島城下のことであろうが、三好郡代から出たお触書にも「俄」のことがあることから刻みたばこで栄えた郷町池田も同じような状態で

あったことが伺える。その後、池田の阿波踊りは、郷町の発展やたばこ産業の繁栄と刻みたばこ商人達の富により、大正期には、現在の阿波踊りが形成され、踊り連の数も増加し、一層賑やかさを増し、今日まで踊り継がれている。

踊りの編成は、「連」と呼ばれる一団に老若男女を問わず踊り子と、鳴り物（太鼓、鉦、笛、三味線）で形作られ、連長が構成等を取り仕切る。本番1ヶ月前には各連の練習が始まり、鳴り物の音と踊り子の掛け声が町中を彩る。

池田町での阿波踊り当日は、市内外から約30連の踊り子たちが繰り出し、軽快なお囃子に併せ、しなやかな女踊り、豪快な男踊りで乱舞する。盆堤燈で飾られたうだつの町並み周辺では、お囃子と踊り子の活気のある掛け声が響き渡り、見物客と一体となった熱気溢れる踊りは町並み全体を一色に染める。井川町での阿波踊りは、伝統的な町並み周辺を地元の踊り子らによる連が練り歩き、心地よい鳴り物の音と威勢のよい踊り子の掛け声が町並みを彩っている。

伝統的な町屋からなる池田町や井川町の町並み周辺には、伝統芸能と伝統文化が息づき伝統産業に関する石造物や耕作地の名残を残す山村集落がある。

こうした町並みの景観と風情は、たばこ産業で栄えたかつての池田町と井川町の伝統産業の歴史と人々の生活文化を偲ばせる。



■「池田の阿波踊り」

伝統的なうだつの町並みを舞台に踊られる

～ うだつの町並みで営まれる伝統産業 ～

池田町や井川町周辺は南の剣山系、北の讃岐山脈に囲まれた山間の盆地にある。盆地特有の気候により厳しい冬場の冷え込みと豊富な伏流水を利用した酒造業が江戸時代から盛んに行われてきた。

「池田町史」には、明暦4年（1658）と延宝2年（1674）の池田町棟付に既に酒造業者として「酒とうじ」の職名が記載されているとあり、また、近世では酒造りには大量の米を必要とするため、「酒造株」制度がとられており、池田の酒屋は古く3軒あったことが宝暦11年（1761）の巡見使録や阿波誌に記載され、これは喜多屋、松屋、住吉屋であると記している。



■池田町のうだつの町並み周辺にある酒造元

池田町の繁栄を支えたたばこ産業は、専売制度の導入により、酒造業に転業する刻みたばこ製造業者もあり、明治30年頃から大正15年頃には、池田うだつの町並み周辺には5軒の酒造所があった。主に酒蔵米は香川、岡山県産の米を使用し、水は近くの桂林寺の井戸水を使い、大八車で運ばれた。杜氏は、主に愛媛県、岡山県からきており、当時の酒蔵米は、「千代の松」「敦盛」、「阿波踊」、「今小町」等の商標で販売されていた。

井川町辻町では、刻みたばこ製造業者が冬季の寒冷な気候と裏山の湧き水、吉野川の伏流水に着目して、大正2年（1913）に酒造場を創始した。今もその伝統産業は受け継がれ、辻町の銘酒として親しまれている。

現在、池田町、井川町のうだつの町並み周



■井川町辻にある酒造元

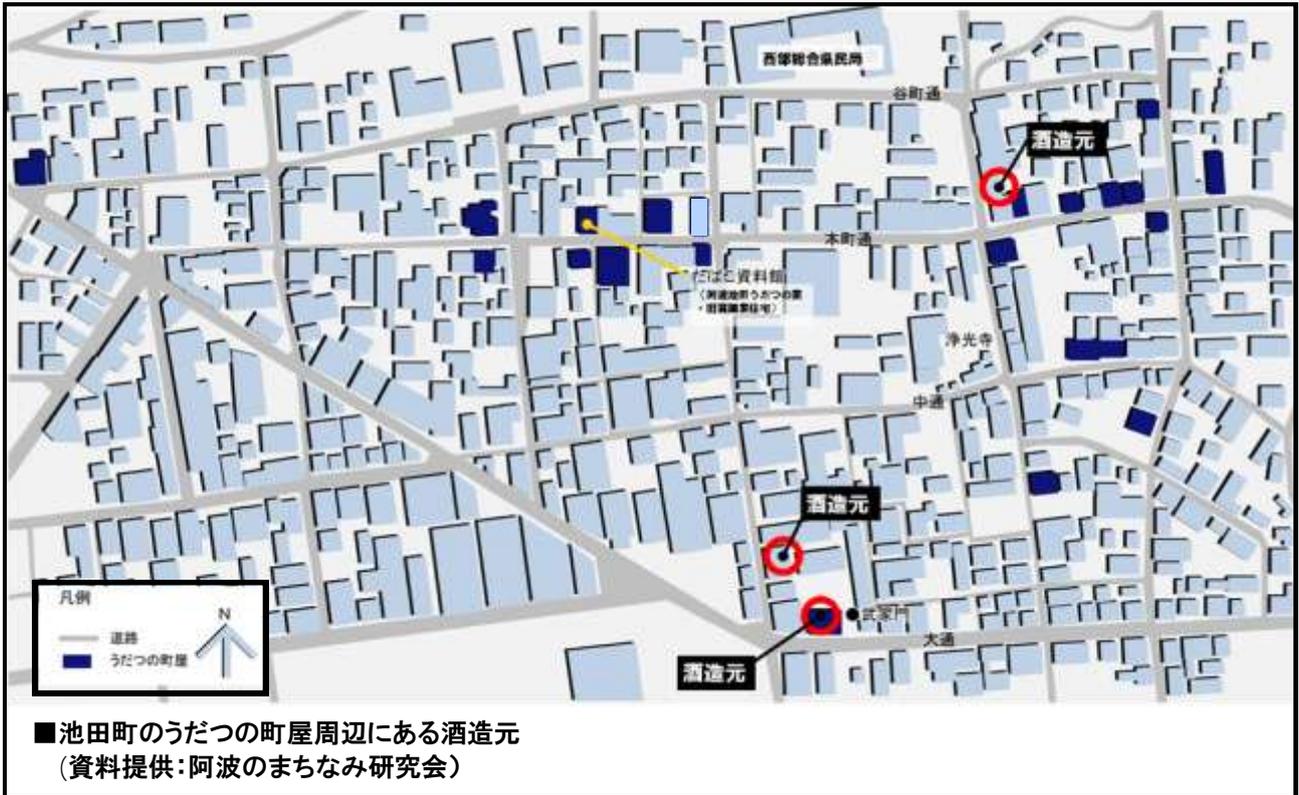
辺では、うだつの家や伝統的な建物を利用した5軒の酒造元（清酒製造元）がある。そのうち「武家門」（三好市指定有形文化財）のある馬宮家でも古くから酒造りが営まれており、季節になると麴と清酒の香りが町並みに漂う。

武家門は、池田士の1人であった馬宮家の屋敷の表門として使われていたもので、一間一戸の薬医門で、切妻造りの瓦葺きである。棟裏に寛延2年（1749）の祈祷札があるため、建築年代はそれ以前に遡る。藩政期の池田士の威厳を今に伝えており、うだつの町並みとともに池田町の歴史を知る上で貴重な建造物である。

三好市で醸造される清酒は、酒に適した気候と、一軒一軒が昔のままの製法と近代化をうまく取り入れており、その品質の良さが高く評価されている。酒造期にうだつのある古い町並みを散策すると小窓から麴と新酒の香りが漂い、人々は初冬の季節を肌で感じるこ



■武家門



とができる。また、酒造りに従事する人々の静かな息づかいと酒造りにかける熱気が漂い町並みに活気を与える。

酒造期には、酒蔵の開放と酒づくりの作業風景を見学することができ、うだつのある伝統的な建物や刻みたばこ工場から姿を変えた酒蔵、そこで営まれる作業風景や新酒を載く人々の姿が一体となった風情は、伝統生業の香りが感じられる。



■池田と辻の酒造元で酒造期に開かれる四国酒祭りでは、酒蔵も一般公開されている。



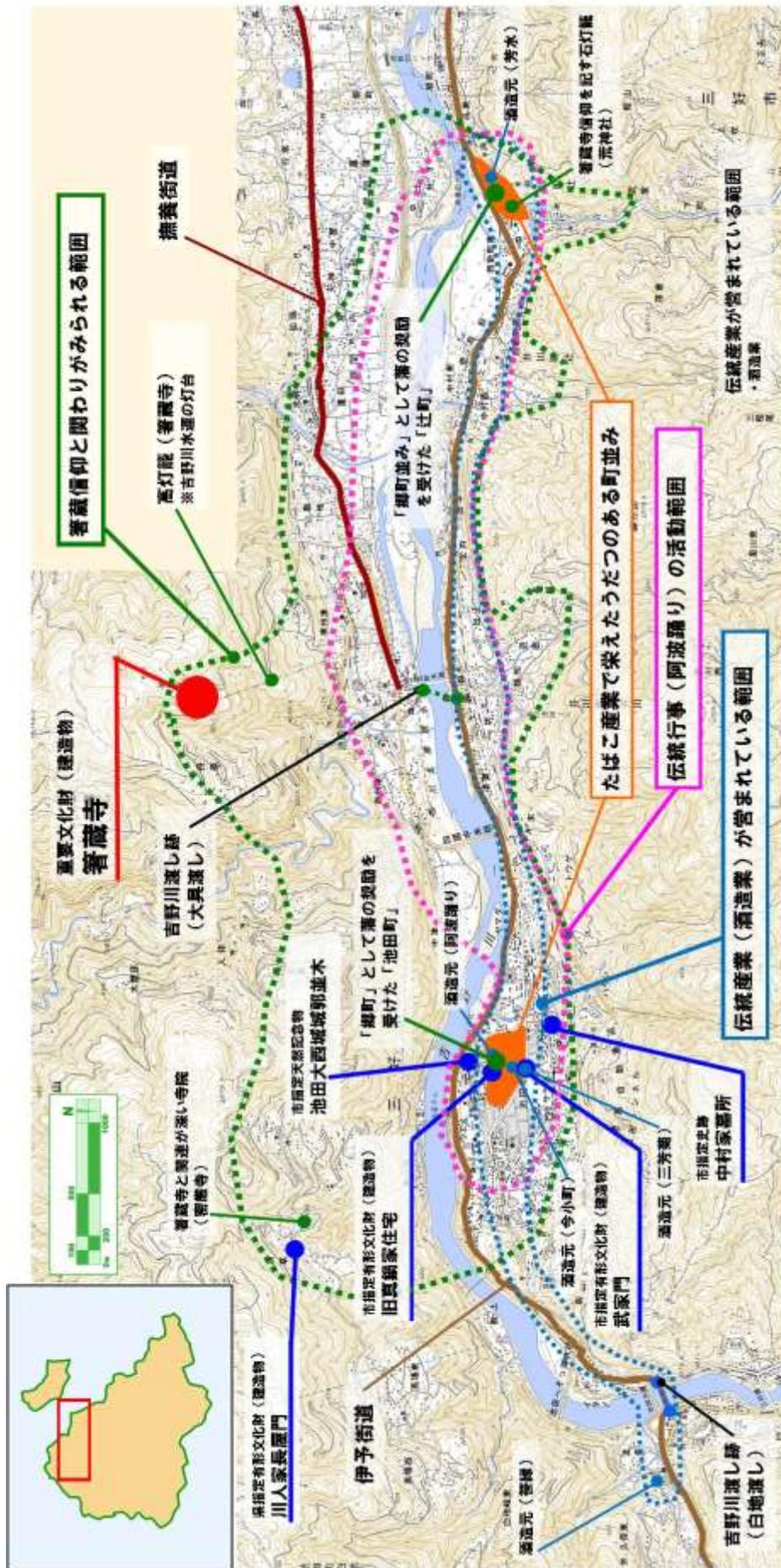


図2-8 箸蔵寺周辺の歴史的風致

- 吉野川水運と箸蔵寺・たばこ産業で栄えた町並みの歴史的風致**
- ・箸蔵信仰と関わりがみられる範囲／箸蔵信仰と郷町
 - ・伝統行事(阿波踊り)の活動範囲／たばこ産業で栄えたうたつの町並み
 - ・伝統産業(酒造業)が営まれている範囲／うたつの町並みで営まれる伝統産業

吉野川流域に広がる農村集落の歴史的風致



■吉野川流域に広がる山間集落

吉野川流域に位置する三野町、井川町、池田町、山城町は、四国山脈、讃岐山脈に囲まれ、吉野川兩岸の三野町、井川町、池田町の一部に扇状地の平地があるもののその他は殆どが山地となっている。

集落形態は、平坦市街地域と市街化傾向にある周辺地域集落、そして過疎化が進む山間地域の急傾斜地集落により構成されている。

平坦地の集落は、古くから吉野川水運の発展により商業の町として栄えるとともに、基幹産業である米作、麦作、果樹、養蚕等の農業や藍作等が盛んで三好市の穀倉地帯として、また、山間地の集落は、急峻な地形に張り付くように住居が建ち、狭小な急傾斜地では伝統産業のたばこ、茶、栗等の農業、林産物の椎茸、林業の素材生産等、農林業の盛んな地域として発展してきた。

農村集落の農地や林地では伝統生業に従事する人々の姿があり、集落の核となっている神社、寺院では農業信仰である五穀豊穡や集落の安泰を祈願する祭礼や伝統行事そして伝統芸能が集落の組織や保存会によって古式豊かに執り行われている。

歴史的建造物と信仰、そして生業が一体となった風情は、素朴な平坦地と山間地の農村集落で、往時の形態が今も良好な姿で残されている。

～農村生活と結びつく「お天王藩」の祭礼・市～



■武大神社の秋祭りでの奉納相撲

撫養街道沿いの三野町芝生地区の高台に、中世の三好郡を治めた小笠原義長（改姓三好義長）や、後に三好之長、元長も居城し、戦国大名「三好長慶」所縁の城と言われる「芝生城跡」がある。

その城下であった芝生は、室町時代の三好郡の中心地であり、明治時代、三野の6村が合併した後も交通の要衝であり、三野の中心地として栄えてきた。城跡下の商家が並び一画にむらの鎮守の神様「お天王はん」として親しまれている旧村社の武大神社が鎮座している。武大神社は宝暦10年（1760）の改築時の棟札が残っており、江戸中期には既にこの地に建立されていたものといわれる。「お天王はん」とよばれる以前は、「牛頭天王」で伝わり、祭神の武塔天神は疫病を除く神と言われる。「新編三野町史」には「三好郡神社取調指上帳」（明治3年）に祭日は8月18日との記述があることを記している。現在は、10月18日に挙行される。

御旅は、みこし、屋台、稚児舞、総代、氏子約120人の行列であり、屋台の大太鼓を中

心に、カネやみこし担ぎがヨイヤサの掛け声よく地区内を巡回する。

「天王はん市」は、「新編三野町史」に明治初期、武大神社と改名される以前から毎年、旧暦の10月25日に行われていたとあるように、江戸時代から行われている市で、現在は、毎年11月の最終日曜日に開かれている。また、「農具市」、「相撲市」とも呼ばれ、境内では鎌、ナイフ、なた、のこぎり等の農具の店が軒を並べ、境内の土俵では奉納相撲が行われ、赤ん坊の土俵入りや子ども相撲が奉納される。特に化粧マワシを付けた赤ん坊が力士に抱かれ土俵入りする姿の愛らしさや怖さのあまり泣く姿に、土俵を囲む人々の顔は終始にこやかで、子どもの無事成長を願う思いが一体となり、土俵にそそがれる。

この地域一帯は古くから有数の田園地帯として現在も稲作が盛んで、遺跡や神社周辺で



■武大神社秋祭りでの稚児舞

行われる伝統行事は農業と深く関連している。

「天王はん市」は、米の収穫と麦まきが終わる時期に、新穀の感謝と相撲行事による子供の無事成長、悪霊退散により、来年の豊作祈願と農具の準備を行うため市を開いたものといわれ、農閑期における昔の人々の生活慣習が今に伝えられている。



図2-9 芝生城址、武大神社周辺の歴史的風致

～守り継がれる伝統的祭礼（馬岡新田神社）～

井川町井内に鎮座する馬岡新田神社は、延喜21年（921）に選進された延喜式神名帳に記載された式内社で、井川町内では最も古い社である。

平国盛が屋島の合戦に敗れ、安徳天皇を奉じて元暦2年（1184）、井内の地福寺に逗留し祖谷山に行かれ、後に栗枝渡で崩御された天皇の分霊を合祀、天正の末には、新田義治を合祀したと伝えられる。

「井川町誌」によると、大永元年（1521）に社殿境内が崩壊したため、現在地に新築し、現在の社殿は明治16年（1883）に改築されたものと紹介されている。本殿と拝殿を別棟に並べる権現造りで、その間を幣殿と渡り廊で結んだものである。本殿は八峰造りという総檜作りで、上部の枘組、亀腹（基礎の石）と縁下の枘組（腰組）や向拝に彫られた龍も精巧で文化財として価値の高い建造物である。

秋の祭日の儀式は、「井川町誌」によると、元禄の頃、先規奉公人5組、鉄砲4人、外に15名の警固のうちに始められ、祭日は、昔は旧暦の11月23日であったが、大永元年（1521）の社殿境内崩壊の際に9月23日に改めたとされ、その後、明治40年には、11月3日を祭日と改め、今日に至っていると紹介されている。

現在も本殿の祭礼後、古式に従った御旅が執り行われる。神事は、当屋制によって行われ、御旅は次の順序で進行していく。1.先頭人が正装し、采配を振り出発を知らせる。2.飾られた1台の屋台（だんじり）から化粧した子どもたちが、鉦や太鼓を威勢よく打ち鳴らし、大勢の力で屋台が進む。3.長刀振りが赤い袴と鉢巻姿で長刀を左右に振って御旅の露払いをする。4.御先幟が、しずしずと行列の中央を歩く。5.太刀佩猿田彦が高下駄をはき、愛嬌と威厳を振りまき先導する。6.鳥毛は揃いの衣装を着けた若者が手振りも軽く、鳥毛を受け渡し進む。7.御弓、錦旗、鉄砲、挟箱、御鏡、三種神器 8.金幣、大幣、9.神



■馬岡新田神社や周辺の町家を舞台に奉納される御旅

輿、10.神職、氏子総代等 11.後頭人が最後を締めくくり、成功に導く。御旅所では氏子が見守る中、初宮まいりが行われる。道中300mの御旅は、神事場の神事を含め、往復3時間から5時間を要するもので昔の大名行列を偲ばせる盛大なものである。

また、こうした祝祭以外に大祭を終える「ロウヤブリ」までの間、選ばれたお役がお籠りをするなどの諸祭儀も、祭り本来の姿を保った祭礼の特徴といえる。

地域の中核的建造物で信仰のよりどころとなっている馬岡新田神社や周辺の商家、民家が立ち並ぶ御旅の沿道には注連縄が張り巡らされ、山間に響く鉦や太鼓のお囃子、掛け声とともに鳥毛を受け渡しゆっくりと練り歩く古式豊かな行列風景は、山村の賑やかな祭礼を今に残し、行列に従事する人々と御旅の沿道を囲む人々の気持ちが一気となり、地域の人々の祭りに対する熱意と活気を感じさせる風情がある。

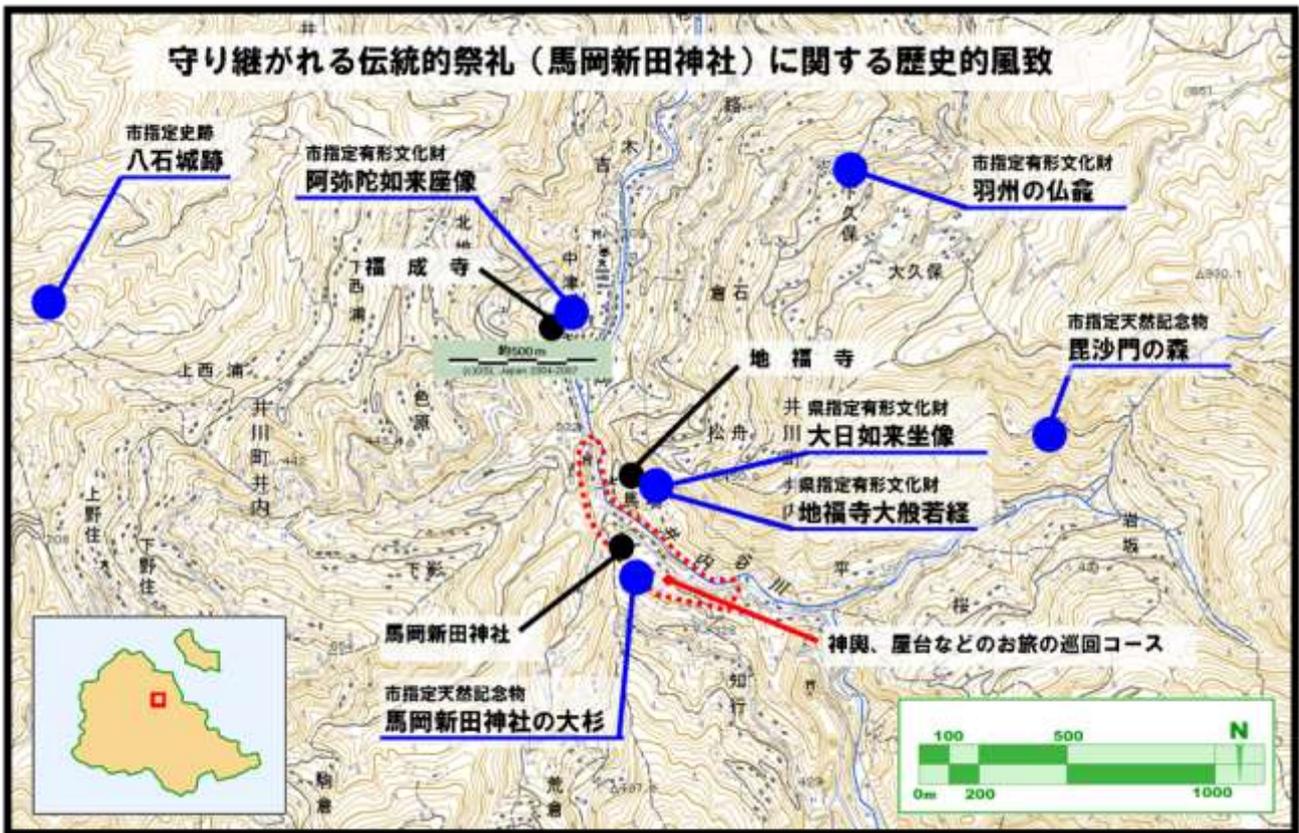


図2-10 馬岡新田神社周辺の歴史的風致

～山村集落の素朴さを今に伝える伝統芸能と祭礼～



■大西神社で奉納される鉦踊での御旅

吉野川の上流、高知県と愛媛県に隣接する山城町、池田町は伝統産業である茶の生産が盛んで、急峻な地形に茶畑が多く分布する。

山城町の集落には県下でも珍しく「鉦踊」が多く伝承されている。「鉦踊」とは「念仏おどり」の別名で鉦を主体とした所からこの名前が出ている。

これを踊ることによって地域の無事安泰と

仏の霊を慰め、新仏の供養を行う。

踊りの起源や伝承経路は詳らかではないが「山城谷村史」によると、約250年以前から踊り続けられている由緒ある踊りで徳島県の無形民俗文化財として指定されている。現在、お盆の8月中に山城町内の4箇所（寺野、茂地、信正、粟山）のお堂、阿弥陀堂、氏神さんの境内で行われる。粟山地区の大西神社は戦国時代、この地方を治めていた大西頼武（粟山の伝説では元武）を祭神とし宝暦元年（1751）の棟札には大西大明神と称されている。粟山地区の鉦踊は元禄年代に大西氏の子孫が大西備中守元武の怨霊を慰めるために始めたと伝えられ、現在は毎年8月15日に奉納されている。8月に入ると各組で編み笠につける花の製作が始まり、境内では練習の鉦や太鼓が夜遅くまで鳴り響く。

当日は本殿で神事を行った後、神輿のお供として御旅所まで練り歩き、踊りは境内で奉

納される。踊りは芝振、棒振り、ハツリ、長刀遣、太鼓、鉦で約15名の役者が円の隊形をくみ、ネブツといわれる歌にあわせて鉦、太鼓を打ち鳴らし優雅に踊られる。各地区の踊りは、役者や踊り方に多少相違があるが、それぞれ特徴をもち、地区毎に特色をもち、振り鉦、見せ鉦等伝統的な所作がある。踊る時期が盆行事の一つであるところから仏の供養と地区内の安泰を祈願する厳粛な念仏踊りとしての性格とともに、一種の娯楽性をあわせもち多くの見物客が訪れる。

百手（ももて）は、一名「おまと」と呼ばれ、集落の無事安泰と厄払いの為に弓を射る行事で、かつては各集落の氏神の境内には的場があり多くは正月から3月位までに行われていた。現在も古式豊かに行われているのは



■三所神社秋祭りでの御旅



■古式豊かに行われる下名地区での百手
(市指定無形民俗文化財)

両皇神社、熊野神社（山城町）の百手で、三好市無形民俗文化財に指定されている。

この百手は、まず拝殿にて神主のお払いを受け、神祕場的場の所定の場所に着き、両側にならんだ射子達が交代で二筋ずつ順番に射る。これらの行事は全て太鼓で合図され、射る時の太鼓と矢取りの太鼓は全て打ち方が異なっている。こうして、古式豊かに千八筋の矢を射る。

また、吉野川上流周辺の神社の秋祭りには、屋台、獅子太鼓等の伝統行事や芸能が奉納される。池田町川崎に鎮座する三所神社は、承久3年（1221）小笠原長経が四国の守護職として池田城にあったとき、崇敬を受

けたと言われており、嘉永元年（1848）の棟札がある。

三所神社で奉納される川崎の獅子太鼓（三好市指定無形民俗文化財）は、「池田町の文化財」によると、大正5年、神社近くの酒屋で働いていた太鼓打ちの技能者がこれを伝授し、祭日の出しものにしたのが始まりと言われる。以来、神恩報謝、悪魔退散、五穀豊穡を祈念して毎年秋祭りに奉納される。構成は、太鼓3、獅子2、鉦1で前座的な「四方がため」から始まり、「外太鼓」、「中太鼓」、「外太鼓」と呼ばれる踊りが繰り広げられる。

一宮神社（池田町）の屋台、四所神社（山城町）の太鼓台（三好市指定無形民俗文化財）、寄木神社（山城町）獅子舞等も各神社で繰り出される。

こうした農村集落を背景にした中核的な建造物を舞台に地域の安全と五穀豊穡を祈願し、響く鉦、太鼓の音色は山村集落の素朴さと歴史的風致を感じさせる。

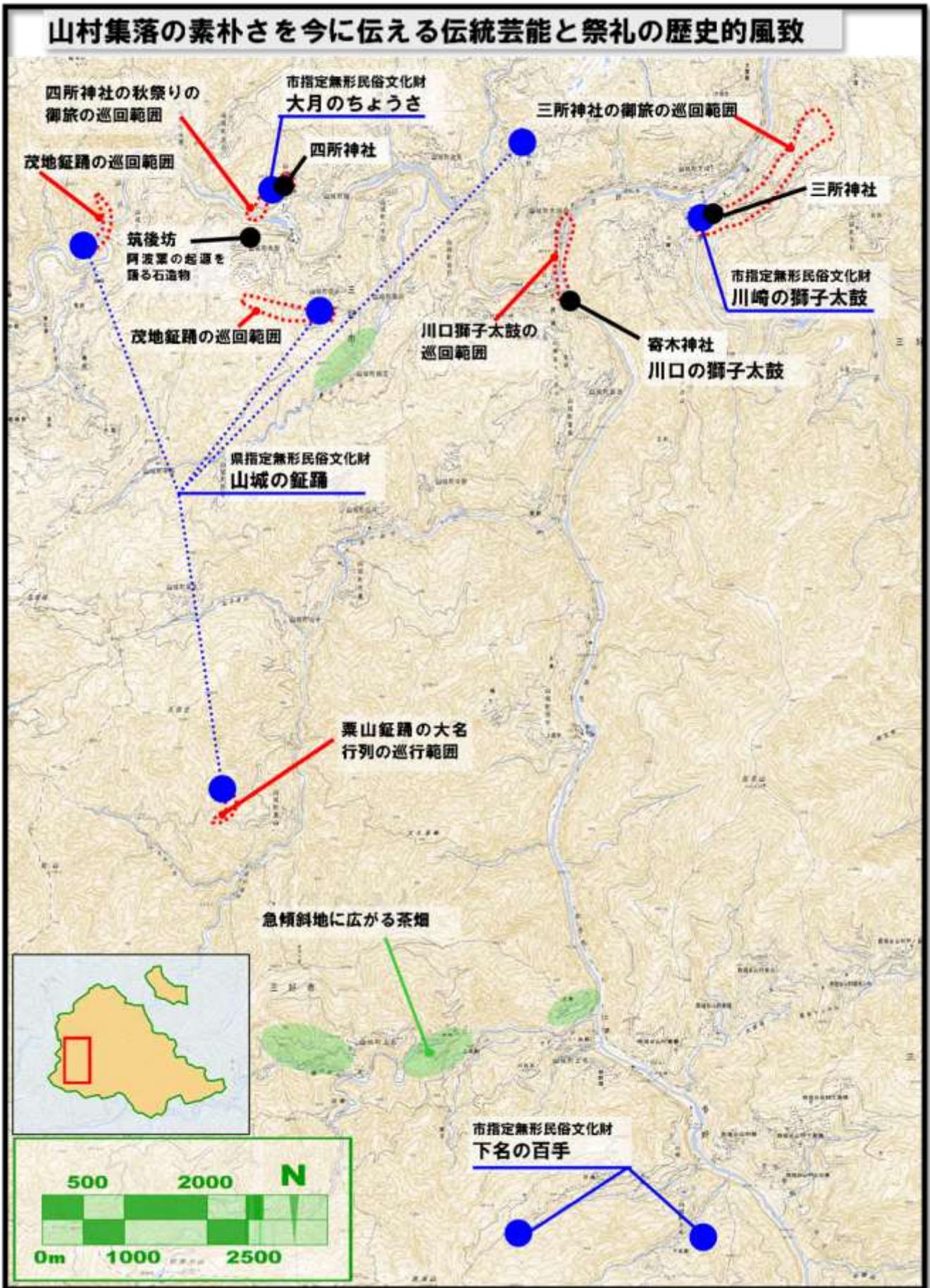


図2-11 吉野川流域、農山村集落周辺の歴史的風致

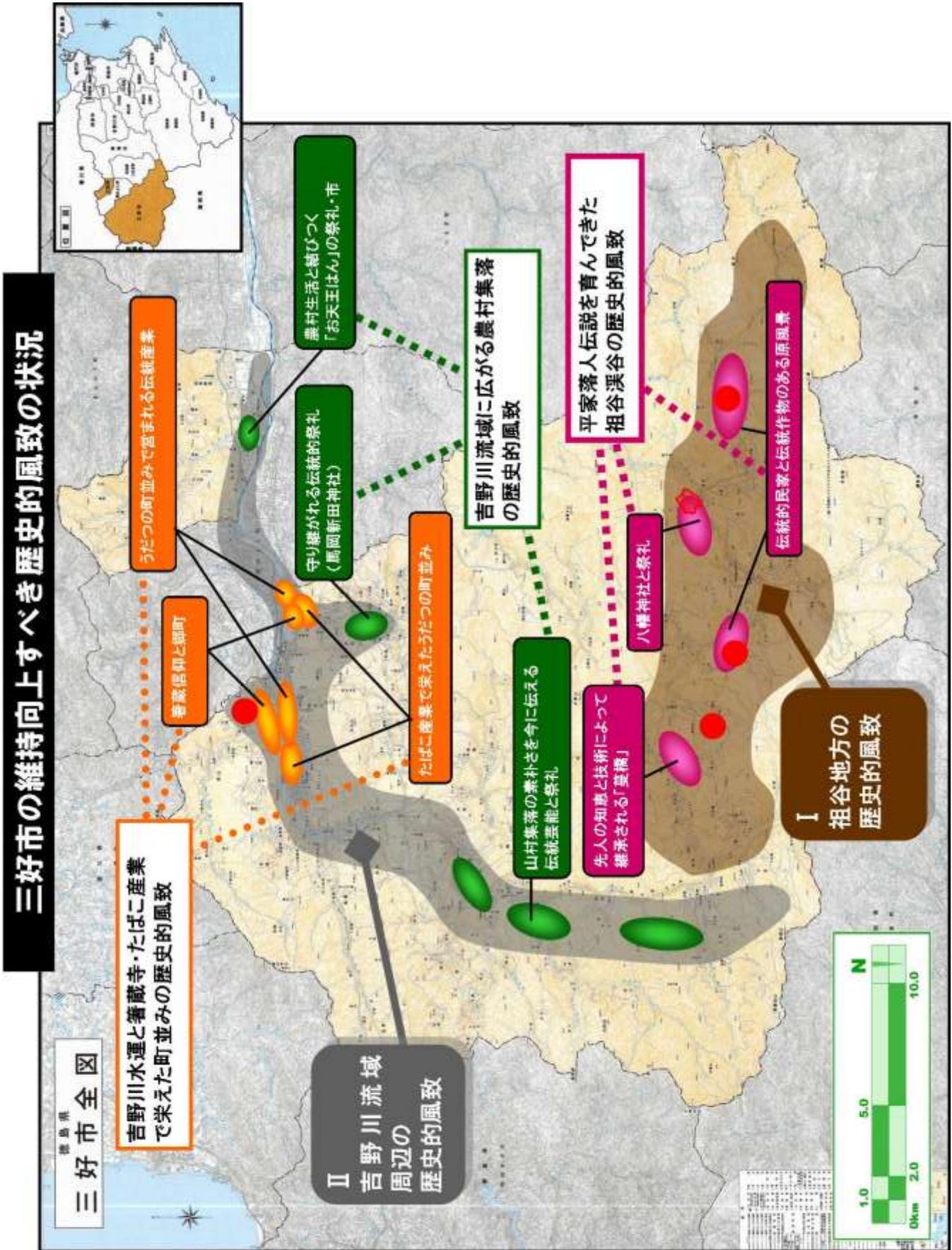


図2-12 三好市の維持向上すべき歴史的風致

（４）歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み

1) 農村舞台と襖からくりの復活公演

襖からくりは、一列に並んだ数枚の襖絵が回転し、次々と変わる模様や風景を楽しむ芸能で、使い手を隠すスペースが必要であり、農村舞台や小屋掛け舞台上演される。

明治時代初期の頃には、各地のお堂や神社の境内で地区住民の娯楽として上演されていたようである。

その後、高度経済成長期には人口の都市流出が進み、担い手不足等によって、舞台はいつしか姿を消し、襖絵もお堂などに保管されたままで、処分された地域もあった。

こうした貴重な伝統文化を復元しようと各地区に襖絵が多く残されている西祖谷山村では、平成16年から、保存されている襖絵の修理や小屋掛け舞台を復元する取り組みが祖谷からくり舞台保存会によって進められており、襖絵の保存とからくり舞台復活公演が行われている。なかでも、西祖谷山村の後山地区及び徳善地区に保存されている襖からくりは全国でも珍しい複雑な動きをすることから三好市有形民俗文化財に指定されている。

こうした襖絵や舞台を使っての公開は、平家まつりや文化まつりで行っており、貴重な文化遺産の保存と継承活動に地域をあげて取り組んでいる。



■襖からくりの復活公演

2) 伝統的な町並みの調査と保存活動

平成7年（1995）に池田町のうだつの町並みを構成する伝統的建造物の歴史的背景やうだつの現状を正確に把握し、町並みの文化財的価値と町並み保存のための今後の保護方策や総合的なまちづくりの基礎資料とするための調査活動を実施している。

歴史的景観を保存するため、うだつの町並みのある池田町の市街地を都市再生整備計画区域に設定し、道路整備等の基盤整備を進めている。また、地域の歴史や文化財等の地域資源の掘り起こし、その保護と活用を図るための学習講座や人材育成に向けた取り組みも行っている。

井川町では、刻みたばこ産業との関わりがある町屋から形成される伝統的な町並みが残っていることから、平成23年（2010）から町並み調査を実施している。今回の調査事業では、地域の歴史や文化財等の地域資源の掘り起こしに活かす学術的な資料とするとともに、建物の所有者や周辺住民、関係機関に対し、伝統的な町並みの保存と活用を考えていただくための契機となっている。



■井川町辻の町並み調査の様子

3) 祖谷地域の伝統文化や伝説を活かした滞在体験型観光まちづくり

祖谷地域には、平家落人伝説、茅葺き古民家、祖谷蕎麦、秘境の自然等の歴史文化、伝統産業、自然環境等の地域資源が多く残されている。しかし、過疎、高齢化や若者の流出により地域の伝統文化、風習の伝承が危ぶまれる一方、空き屋が増加する等、集落の存続も危惧されている。

こうした現状を踏まえ、地域資源を活用した新しい観光まちづくりのシステムを一般社団法人（そらの郷）や特定非営利活動法人（麓庵トラスト）等と連携し構築している。主な取り組みとして、古民家を活用した宿泊ステイや祖谷の食材が身近で楽しめるケータリングサービス、そば打ち体験等の祖谷の伝統文化や伝統産業に触れられる体験プログラム、祖谷平家伝説ガイドツアーが順次企画されている。滞在体験型観光まちづくりを目指すことにより若い人材の雇用創出と定住促進、祖谷地域の暮らしに根付いた伝統、文化の継承を促進し、地域の活性化と歴史的風致の維持と向上を図ることとしている。

4) 蔓橋の架け替えと伝統技術の継承活動

明治中頃まで祖谷地方に架けられていた「蔓橋」は、近代以降、急速な交通手段の変化により実用性が失われたため激減し一時皆無となったが、昭和3年（1928）「かずら橋保勝会」が組織され、善徳の蔓橋が復元されるなど現在では3橋が存在し、今でも3年毎に架け替えが行われ、伝統技術と伝統行事が継承されている。

（5）歴史的風致の維持及び向上に関する課題

①歴史的な建造物の保存と活用

三好市内には、「木村家住宅」や「三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」等の指定、選定文化財やうだつの町並み等多くの歴史的建造物が残っている。

しかし、個人管理による建造物は、維持経費に係る負担が重く、改修等の保存事業が進まず一層老朽化が進んでいる。また、近年の少子高齢化や過疎化により、空き家、空き地が増加するなど、歴史的建造物の維持保存が難しい状況となっている。

また、文化財の価値を知ってもらうための案内標識や説明板等が不足している。広い市域に散在する貴重な文化財を効率的に周遊してもらい、文化財の価値をあらためて知ってもらうための案内標識や説明板等の整備が課題となっている。

②歴史的風致を形成する周辺の景観整備

三好市の歴史的風致を形成するものとして、「祖谷の蔓橋」、「三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」等を核とする「山村集落」と池田町や井川町のうだつのある伝統的な町並みで見られる「商家の町並み」が上げられる。しかし、歴史的な景観にそぐわない建物や生活道の開設、電柱の設置等が見られる。

また、山村集落周辺の農地は急傾斜地で営農条件が悪い耕地が多く、生産性も低いため、後継者不足や高齢化等により耕作放棄地が拡大している。

市街地においても地場産業が少なく、若者の都市流出が進み、高齢世帯の空き家が増加した。後継者のいない老朽した家屋は取り壊される等、空き地化が進行しており、山村集落と池田町や井川町の伝統的な町並みは、当時の景観が大きく変化し、歴史的風致の維持に大きな影



■景観にそぐわない電柱（うだつの町並み）



■空き地化の事例

響を及ぼしている。

また、蔓橋周辺の屋外広告物や廃屋も景観を阻害する要因となっている。このほか、「祖谷の蔓橋」の架け替えには、約6トンの資材（シラクチカズラ）が必要とされるが、近年は、標高1000mを超える奥地まで入らなければ資材の確保が困難となっている。また、祖谷地方の伝統的建造物である茅葺き屋根の資材である茅を確保するための茅場が近年減少していることも今後の課題である。



■耕作放棄地の事例

区分	単位	三好市	香川県	四国	全国	県内市町村別順位(階級)	
総土地面積	km ²	721	4,145				
耕地	耕地面積	ha	1,610	32,100			
	田	㎡	386	21,100			
	普通畑	㎡	790	5,920			
	畑	㎡	390	4,670			
	牧草地	㎡	45	181			
	耕地率	%	2.2	7.7	8.0	12.4	22位
林地	耕地利用率	㎡	63.0	96.6	94.8	93.8	24位
	耕作放棄地率	㎡	44.5	19.9	17.1	9.7	1位
	林野面積	ha	62,897	312,432			
	国有林	㎡	9,433	16,092			
	公有林	㎡	4,679	22,914			
	私有林	㎡	48,785	257,819			
林地率	%	87.2	75.4	74.2	66.7	4位	

資料 徳島県中部 西祖谷地域の農林水産統計(平成19年3月) 2005年農林業センサス

■耕作放棄率が県下1位
(資料:2005農林業センサス より)

③民俗芸能の継承と担い手及び伝統技術者の育成

三好市には歴史的風致を形成する民俗芸能として、重要無形文化財の「西祖谷の神代踊」を始め、多くの民俗文化財があり、これまで地元保存会を中心にその保存継承に努めてきた。

市においてもこれまで伝統芸能の保存継承を図るため、各種の助成事業により支援を行ってきた。しかし、近年少子・高齢化と若者の都市流失に伴う民俗芸能の後継者不足は深刻な課題となっており、古来の伝統的な形態が失われつつあるのが現状である。今後は地域の生活文化に根ざし、生活環境の基盤形成に大きな役割を果たし、歴史的風致を形成してきた伝統芸能の保存継承に向けた検討が必要である。このほか、蔓橋の架け替えに従事する伝統技術者の養成や祖谷地方の伝統的建造物である茅葺き屋根を維持、保存するための伝統技術者の養成も大きな課題となっている。



■映像記録による保存
伝統的な形態を細かく映像記録で保存を行っている

④歴史的文化遺産の掘り起こしと価値づけ

三好市の祖谷地方は、歴史的文化遺産の宝庫と言われている。市では、これまで保存、伝承されてきた歴史的建造物等の歴史的文化遺産に対し、調査研究を実施し、歴史的に価値の高いものについては文化財指定や登録を進め、その保存と地域の歴史的風致の維持に努めてきた。

しかし、市民の文化財に対する意識もまだまだ低い実態であり、掘り起こしの出来ていない歴史的価値の高い文化遺産が多く残されていると思われる。

今後は、新たな歴史的文化遺産の掘り起こしと価値づけを図るための情報収集と実態把握、市民への文化財の保護と活用に対する意識を高めていくための啓発が課題となっている。

(6) 既定計画等における歴史的風致の維持向上に関する位置付け

①三好市総合計画（平成20年度（2008）～平成29年度（2017）10ヵ年計画）

三好市では、「自然が生き生き、人が輝く交流の郷三好市」を本市の将来像として平成20年3月に三好市総合計画を策定し、平成25年3月には後期基本計画を策定した。その基本方針、具体策として貴重な財産である文化財や郷土の歴史を次の世代に継承していくために広報啓発活動の充実、後継者の育成、文化財の発掘、調査、また、点在する文化遺産を結ぶルートを観光、商業分野と連携するなど様々な角度からその保存と活用を図ることとしている。

【三好市総合計画】

市の将来像 自然が生き生き、人が輝く交流の郷 三好市

基本計画

1) 定住と交流を育むまちを目指して

1. 土地利用の促進

①集落環境整備の推進

各関係機関の連携のもと、集落の生活基盤、生産基盤を整備し、地域の生活共同体機能の回復を図り、安心安全な生活空間の維持ができるよう集落の環境整備を推進する。新たな定住と交流を育むため、空き家情報の提供や山村留学、自然体験型観光農林業などの取り組みを図る。

2. 農林用地の保全、整備

①遊休農地利用の推進

地域農業の担い手を育成することにより遊休農地の解消を図り、都市と農村とのふれあい交流の場として農村公園、自然体験型観光農園、市民農園等の整備を図る。

2) 地域性を活かし魅力ある煌くまちを目指して

1. 産業の振興

○農業基盤整備の推進

農地の保全、田畑や用水路が持つ防災機能の確立及び遊休農地の解消に向けた各種事業の活用した支援を図る。

2. 文化、スポーツ、レクリエーションの振興

①文化の振興

○文化施設の整備

社会教育・生涯学習の場である公民館・図書館等の適正な整備を図り、歴史文化研究の場としての有効活用を図る。各地域の文化活動の中心を担ってきた各地域の公民館等との相互連携を進め、日常的な文化活動及び学習機会の提供に努める。

○文化財の保護

修復が必要な文化財や防火施設の整備を推進する。未指定ながら価値の高いと思われる歴史文化遺産の掘り起こしと保護を図る。

○文化財の活用

文化財の活用を図る公開事業や郷土の歴史、文化遺産への理解を深めていただくための啓発活動を推進する。

②三好市観光基本計画

三好市では三好市総合計画にある市の将来像である「自然が生き生き、人が輝く交流の郷三好市」の実現のため、観光をまちづくりの基幹産業として位置づけている。

来訪者の価値観やニーズに対応し、本市が有する可能性や地域資源等を最大限に活かした観光振興施策を展開し、交流人口の拡大、活力に満ちた地域社会の実現と市民の雇用機会の拡大等、市民の定住環境を整備することを目的に平成20年3月に三好市観光基本計画を策定した。

【三好市観光基本計画】

具体的施策

- 観光ルートの設定(平家落人伝説と秘境を巡るルート) ●体験型観光の推進
- 自然、環境に配慮した施設の整備 ●情報発信と観光PRの強化
- 効果的なイベントの計画と実施 ●新たな観光資源の発掘 ●交通アクセスの向上

③にし阿波観光圏整備計画

徳島県西部圏域の美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町の2市2町は、西日本第2位の高峰「剣山」をシンボルとして、「四国三郎」の異名を持つ「吉野川」、奇勝「大歩危、小歩危」の渓谷、深いV字谷を形成する「祖谷渓谷」などを含む「剣山国定公園」を中心とした魅力ある自然を有している。また、平家伝説のほか江戸、明治期の商家が残るうだつの町並み等の歴史と文化、人と自然の営みなど「日本の原風景」として国内外から注目を浴びる観光資源を共有する地域である。平成20年7月に「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」が施行されたことから、これまでの観光振興の取り組みをより一層強化し、地域資源を活かした観光旅客の来訪、滞在の促進を図るための指針として圏域の2市2町と徳島県が共同して「にし阿波観光圏整備計画」（第1期計画）を策定し、各事業を展開した。その後、平成24年12月に「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」が改正され、同計画が平成25年3月に計画期間の満了を迎えたことから、新たに徳島県西部圏域の美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町の2市2町による第2期計画「にし阿波～剣山・吉野川観光圏整備計画」を平成25年4月に策定した。

【計画期間】平成20年10月から平成25年3月末まで（第1期計画）
平成25年4月から平成30年3月末まで（第2期計画）

【重点施策】 ～歴史や伝説に彩られた日本の原風景の中で過ごす心豊かな時間の想像～

①外国人誘客促進対策

秘境祖谷、うだつの町並みなど海外での知名度の向上、外国人向け観光案内や情報提供の充実を図り、外国人観光客の来訪、滞在を促進する。外国語案内看板の設置、古民家の再生活用(ステイ、レストラン)など

②魅力資源発掘、発信対策

未だ十分に知られていない地域資源を磨き上げ全国に発信するとともに、滞在型促進地区「大歩危、祖谷」の観光資源を連携し、魅力向上と長期滞在型の観光を推進する。平家落人伝説巡り、妖怪伝承、伝統芸能活用イベント、池田まちめぐりの開発

③地域との交流促進対策

地域独特の自然景観と伝統文化に育まれた人々の暮らしや人と人との絆に触れて「ほんものの田舎」を体感、満喫できる受け入れ態勢づくりと参加体験型の観光を推進する。観光ボランティアガイド養成など

(7) 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

三好市の総合計画とこれまでの歴史的風致における取り組み状況や課題を踏まえ今後の歴史的風致の維持向上を図るため次の基本方針を示す。

- ①歴史的風致を形成する伝統文化、歴史的建造物等の保存と活用
- ②歴史的景観の保全
- ③歴史的風致を維持向上するための担い手の育成
- ④歴史的文化遺産の掘り起こしと実態調査等による価値付け

①歴史的風致を形成する伝統文化、歴史的建造物等の保存と活用

民俗芸能を始めとする伝統文化は、歴史的風致の維持向上に重要な役割を果たしている。指定文化財については保存の実態と課題を把握し、地域の実情に応じ保存継承に向けた積極的な支援を行うとともに関係機関と連携し、文化施設等を活用したイベントの開催により公開の機会を提供しその活用を推進する。

また、歴史的風致を構成する建造物のうち、すでに文化財として指定されているものについては、保存と活用の充実、強化に努める。特に維持のための改修が必要な建造物については、可能な限り支援を行う。その他の歴史的建造物については「歴史的風致形成建造物」としての指定や文化財の調査活動を行い、指定条件を整えた物件から文化財の指定を進めるとともに個人管理で維持管理が難しい建造物については、公有化を推進し歴史的建造物等の活用を促すための案内板、説明板等の充実を図る。また、祖谷の蔓橋、祖谷地方の茅葺き屋根などの歴史的建造物の維持、保存に必要な資材（シラクチカズラ、茅等）を確保するため周辺環境整備を図る。

②歴史的景観の保全

歴史的風致を残す祖谷地方の山村集落と池田町の商家町並み等の保護を図るため、三好市景観計画において、景観形成を重点的に進める地区として位置づけ、景観への配慮事項を定め、歴史的風致を損なっている耕作放棄地や市街地の空き家、空き地化の解消に努めるとともに、建造物や屋外広告物等については景観上の改善を促す等、歴史的風致を損なわないよう保護を徹底する。

③歴史的風致を維持向上するための担い手の育成

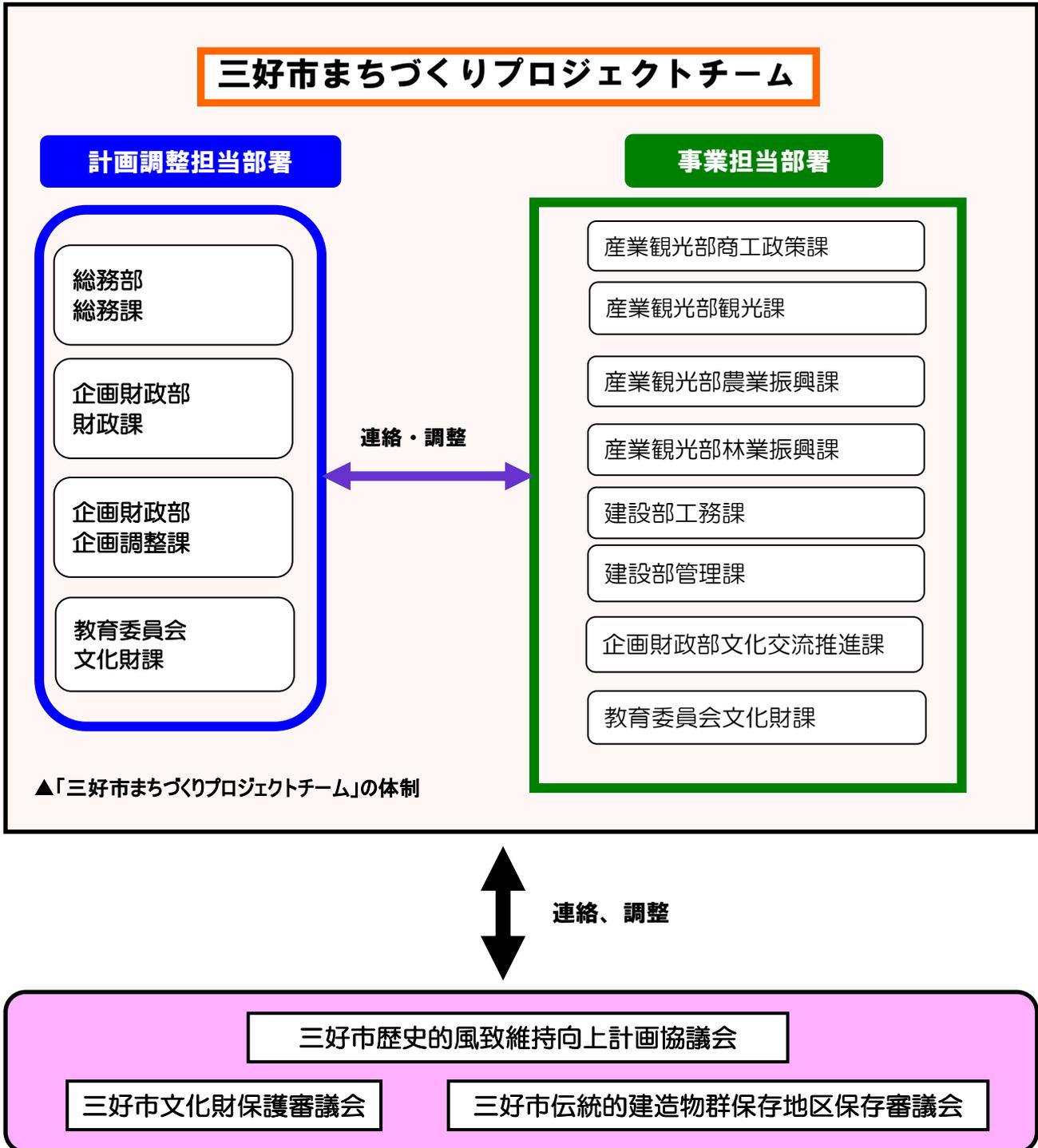
三好市内には歴史的風致を形成する様々な無形民俗文化財や伝統的建造物を維持、保存するための技術が伝承されているが、この中には将来的に保存継承が危ぶまれるものも少なくない。そこで、技術者を招いた技術指導講習会の開催や熟練者の技術を後世に継承してための記録保存等の普及啓発活動を行う。また、体験教室の開催等により、文化財保護に対する理解と保護意識の向上を図る。このほか、地道に伝統技術の継承と保存活動に関わる地域団体、市民団体、保存団体等の育成、支援に努める。

④歴史的文化遺産の掘り起こしと実態調査等による価値付け

各種の啓発活動を通じ、文化財の保護活用に関する市民の意識を高めるとともに、情報の収集と実態調査を行い、三好市の歴史や貴重な文化遺産を解明することにより歴史的文化遺産の掘り起こしと文化財の保存に向けた価値づけが期待できる。指定文化財以外の伝統文化や歴史的建造物についても実態調査を行うとともに、保存団体、所有者との協議を図り、良好な保存に向けた取り組みを推進する。

(8) 計画実現のための体制

三好市では、全市をあげて歴史的風致の維持向上を図っていくために行政組織として「三好市まちづくりプロジェクトチーム」を設置し、また、事業実施に向けては三好市歴史的風致維持向上計画協議会、三好市文化財保護審議会、三好市伝統的建造物群保存地区保存審議会との連携を深め、円滑な事業の推進を図る。



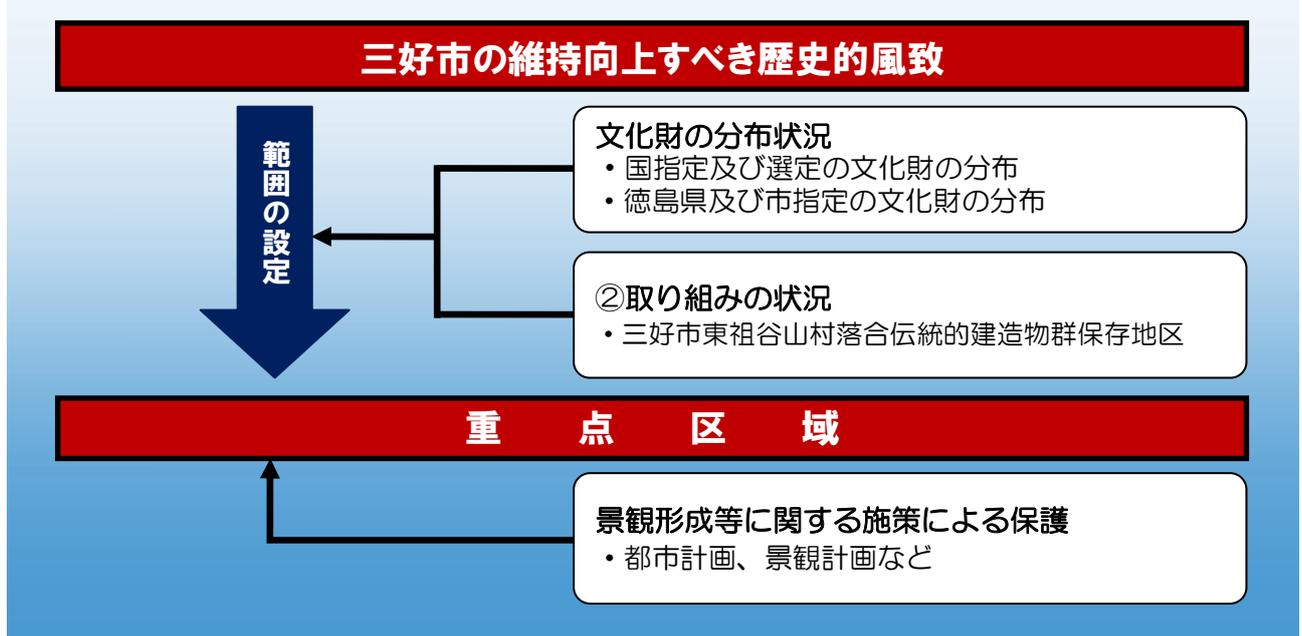
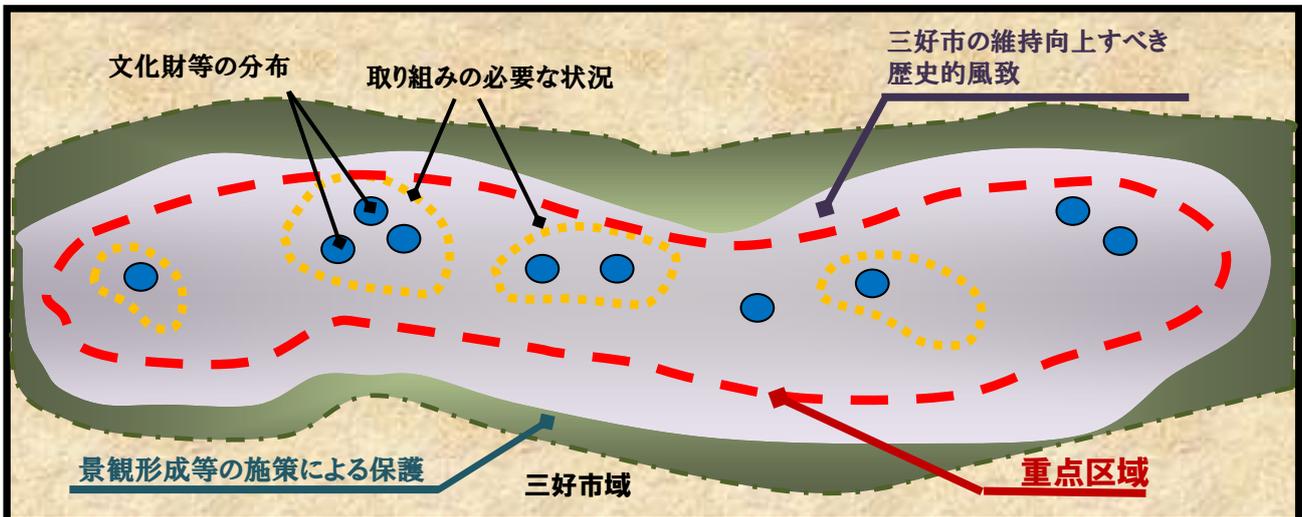
3. 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の設定の考え方

重点区域とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づいて、区域内に重要文化財、重要有形民俗文化財、重要伝統的建造物群保存地区又は史跡名勝天然記念物として指定等がされた建造物のある土地を含み、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域となっている。

三好市の重点区域は、地域の歴史を知る上で価値の高い伝統的建造物や重要文化財等の指定文化財が集積し、地域の歴史や伝統文化、祭礼、生活慣習が建造物とともに良好に継承されており、三好市の歴史的風致の特徴を具現し、かつ来訪者等の交流拠点地域となっている区域とする。

- ①文化財等の分布状況
- ②今後の歴史的風致の維持向上に取り組む必要性



▲図 重点区域設定の考え方

(2) 重点区域の位置及び区域

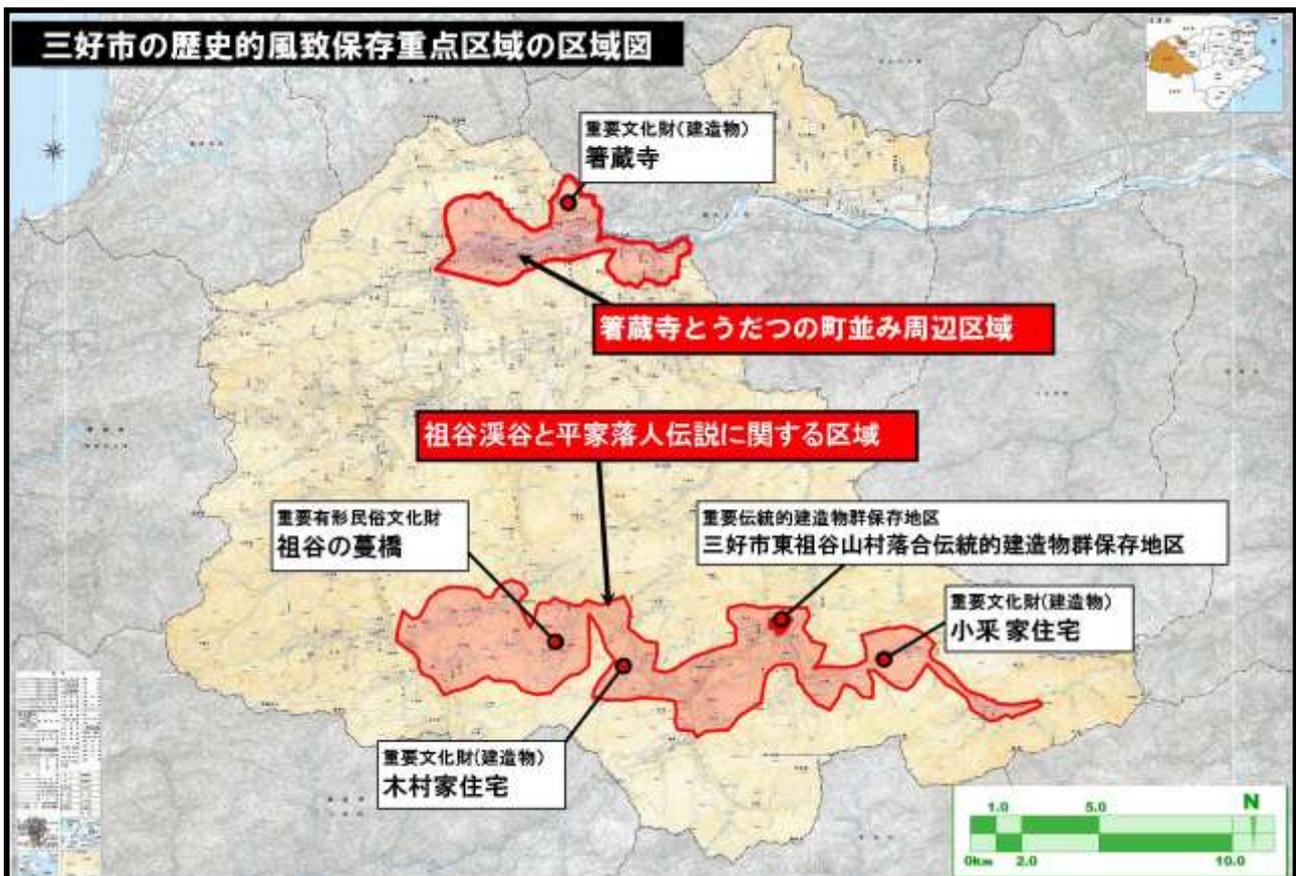
①重点区域の位置

三好市の歴史的風致は、厳しい自然環境の中で形成された山村集落の風土や伝統産業であるたばこ産業、生業によって醸成されてきた地域の歴史及び伝統文化、伝統技術が歴史的建造物とともに良好に継承されていることで形成されている。

そのため、来訪者等の交流拠点地域であり、山村集落の原風景を残す祖谷地方と、伝統産業のたばこ産業で栄えた池田町及び井川町の伝統的な町並み周辺を重点区域に設定する。

祖谷渓谷に広がる祖谷地方は、平家落人伝説を育む固有の風土と伝統的古民家である「木村家住宅」（重要文化財）、「小采家住宅」（重要文化財）、代表的な集落の特徴を表す「三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」（重要伝統的建造物群保存地区）や「平家落人伝説」に関する文化遺産を背景に伝統生業、伝統技術、生活慣習が継承されている。平家落人伝説を育んできた祖谷地方の景観と人々の活動は、三好市固有の山村地域の風情を今に残す地域である。

たばこ産業で栄えた池田町と井川町の伝統的な町並み周辺は、箸蔵寺（重要文化財）やたばこ産業の繁栄とともに形成された「うだつの町並み」、武家門等歴史的建造物を核とし、その周辺では伝統生業である酒造業、伝統芸能のたばこ踊りや阿波踊りが継承されており、三好市の歴史や代表的伝統産業の繁栄の歴史を物語る地域である。



▲図 三好市の重点区域の位置図

② 重点区域の区域

1 重点区域：祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域（面積：約64Km²）（図3-1）

祖谷地方の重点区域は、伝統技術による蔓橋の架け替えや「西祖谷の神代踊」（重要無形民俗文化財）、伝統作物の栽培等の活動が行われる「祖谷の蔓橋」（重要有形民俗文化財）、「木村家住宅」（重要文化財）、「三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」（重要伝統的建造物群保存地区）、「小采家住宅」（重要文化財）等の歴史的建造物及びその周辺を基本とする。

また、平家落人伝説を育んできた祖谷の歴史的風致は、祖谷溪谷において一定の広がりを持ち、お互いが密接な関係を有しつつ連続的に形成されており、さらには、尾根伝いの交通路の発展とともに祖谷川兩岸の急峻な尾根に向け形成された集落と溪谷に広がる広大な森林によって醸成されていることから、祖谷溪谷として景観の一体性を有している西祖谷山村徳善地区から東祖谷名頃地区までの祖谷川兩岸の尾根線を囲んだ範囲を重点区域の区域とする。

詳細は、以下のとおりである。

～祖谷街道と西祖谷蔓橋周辺～（図3-3，3-4）

西祖谷地区における重点区域は、西岡家住宅のある西祖谷山村西岡集落と祖谷の蔓橋が位置する西祖谷山村善徳集落を包含し、また、平家伝説を育んできた地域の連続性を持たせるため街道沿いにおいて民俗芸能や伝統文化、伝統生業であるソバ栽培等を保存伝承する等、祖谷地方の特徴を残している集落を含めるものとする。

具体的な区域の境界は、祖谷街道（県道45号線「西祖谷山城線」、県道32号線「山城東祖谷山線」）を基軸とし、祖谷川兩岸の集落を囲む尾根を東西に結んだ線とし、起点軸は兩岸の集落を囲む東西の尾根が吉野川と交錯する地点を川沿いに南北に結んだ線上とする。

～木村家住宅、平家屋敷（阿佐家住宅）周辺～（図3-5，3-6）

中祖谷地区における重点区域は、木村家住宅、箒庵住宅のある東祖谷釣井集落と阿佐家住宅の位置する東祖谷阿佐集落を包含し、また、平家伝説を育んできた地域の連続性を持たせるため街道沿いにおいて民俗芸能や伝統文化、伝統生業であるソバ栽培等を保存伝承する等、祖谷地方の特徴を残している集落を含めるものとする。

具体的な区域の境界は、祖谷街道（県道32号線「山城東祖谷山線」、国道439号線）を基軸とし、祖谷川兩岸の集落を囲む尾根を東西に結んだ線とする。

～三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区周辺～（図3-7～3-11）

奥祖谷地区における重点区域は、八幡神社のある東祖谷栗枝渡集落、三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区のある東祖谷落合集落、小采家住宅のある東祖谷菅生集落、奥祖谷二重かずら橋の位置する東祖谷名頃集落を包含し、また、平家伝説を育んできた地域の連続性を持たせるため街道沿いにおいて民俗芸能や伝統文化、伝統生業であるソバ栽培等を保存伝承する等、祖谷地方の特徴を残している集落を含めるものとする。

具体的な区域の境界は、祖谷街道「国道439号線」を基軸とし、祖谷川兩岸の集落を囲む尾根を東西に結んだ線とし、終点軸は、兩岸の集落を囲む東西の尾根を奥祖谷二重かずら橋から0.2km上流の地点で南北に結んだ線上とする。

～前記区域以外の範囲～

前記の区域以外も平家伝説を育んできた地域の一体性を確保するために必要とされる区域があるので、中核となる各重点区域を連続させたものとする。その区域は、祖谷川を基軸とし、南北に面した両岸の集落を囲む尾根を東西に結んだ範囲とする。川に面した集落がない場合は、祖谷街道の道路敷を範囲とする。



■図3-1 重点区域の状況「祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域」

2 重点区域: 箸蔵寺とうだつの町並み周辺区域 (面積: 約17Km²) (図3-2)

重点区域の位置については、図3-2に示したとおりである。(詳細については、図3-12, 3-13を参照) 重点区域の範囲については、三好市の維持向上すべき歴史的風致における地域区分に応じ、以下のとおり範囲を決定する。

箸蔵寺とうだつの町並み周辺の重点区域は、たばこ踊りと阿波踊り、伝統生業の酒造業等の活動が行われる「箸蔵寺(重要文化財)」、「うだつの町並み」等の歴史的建造物及びその周辺を基本とする。また、たばこ産業で栄えた歴史的風致は、うだつや刻みたばこ産業関連の建物が残る町並みと箸蔵寺、そして、讃岐山脈に形成された集落と農地によって醸成されていることが

ら、うだつの町並みのある池田市街地と箸蔵寺のある州津地区、川人家長屋門の位置する西山地区、うだつや刻みたばこ産業関連の建物や町並みが残る井川町辻町を包含する範囲を重点区域の区域とする。

具体的な区域の境界は、池田市街地を囲むように東西を横断する徳島自動車道を基本とするが、市内西部で国道192号線と交差する部分から南側に位置する井川町西井川地区、辻地区などの集落を囲む範囲を南の線とする。また、北の線を西部で池田町西山地区、州津地区を囲む讃岐山脈の尾根線とする範囲から三好市と東みよし町が接する境界線までを分岐点し、さらに分岐点から北部の東みよし町と南部の三好市の間を通る吉野川河川境界線を東へ伸びる範囲を北の線とする。

なお、西側は、池田町州津地区、西山地区を囲む尾根線及び尾根線が交錯する県道267号線（県道白地線）と南側を横断する徳島自動車道が交錯する地点を結んだ線上とする。東側は、吉野川河川境界線の三好市側から国道192号線を横断し、南面に位置する三好市側の集落を結んだ線上とする。



■図3-2 重点区域の状況「箸蔵寺とうだつの町並み周辺区域」

③ 重点区域設定の根拠と歴史風致維持向上の効果

三好市は、近年の高齢化社会、後継者不足等の社会環境の変化により空き家の増加や良好な風致を形成する周辺の耕作地、林地の荒廃化が進み、活動の拠点となる歴史的建造物も老朽化が目立ち早急な修理保存が急がれる等歴史的景観の維持が危惧される状況である。

また、歴史的風致を継承するうえで重要な民俗芸能や茅葺き、蔓橋の架け替え技術等の担い手の育成確保も大きな課題となっている。

こうした中、特に多様な文化遺産が豊富に存在し、人々の活動がしっかり受け継がれた三好市固有の歴史的風致を色濃く残している祖谷地域、池田・井川地域を重点区域に設定し、歴史的環境形成総合支援事業、社会資本整備総合交付金事業や景観計画に基づく事業、文化財保存整備事業等の関連事業を重点的に実施することにより、地域固有の文化財や伝統芸能、伝統技術の保存と継承を図ることができる。

また、祖谷地域、池田・井川地域は三好市の主要な観光地で来訪者等人々の交流が活発な地域

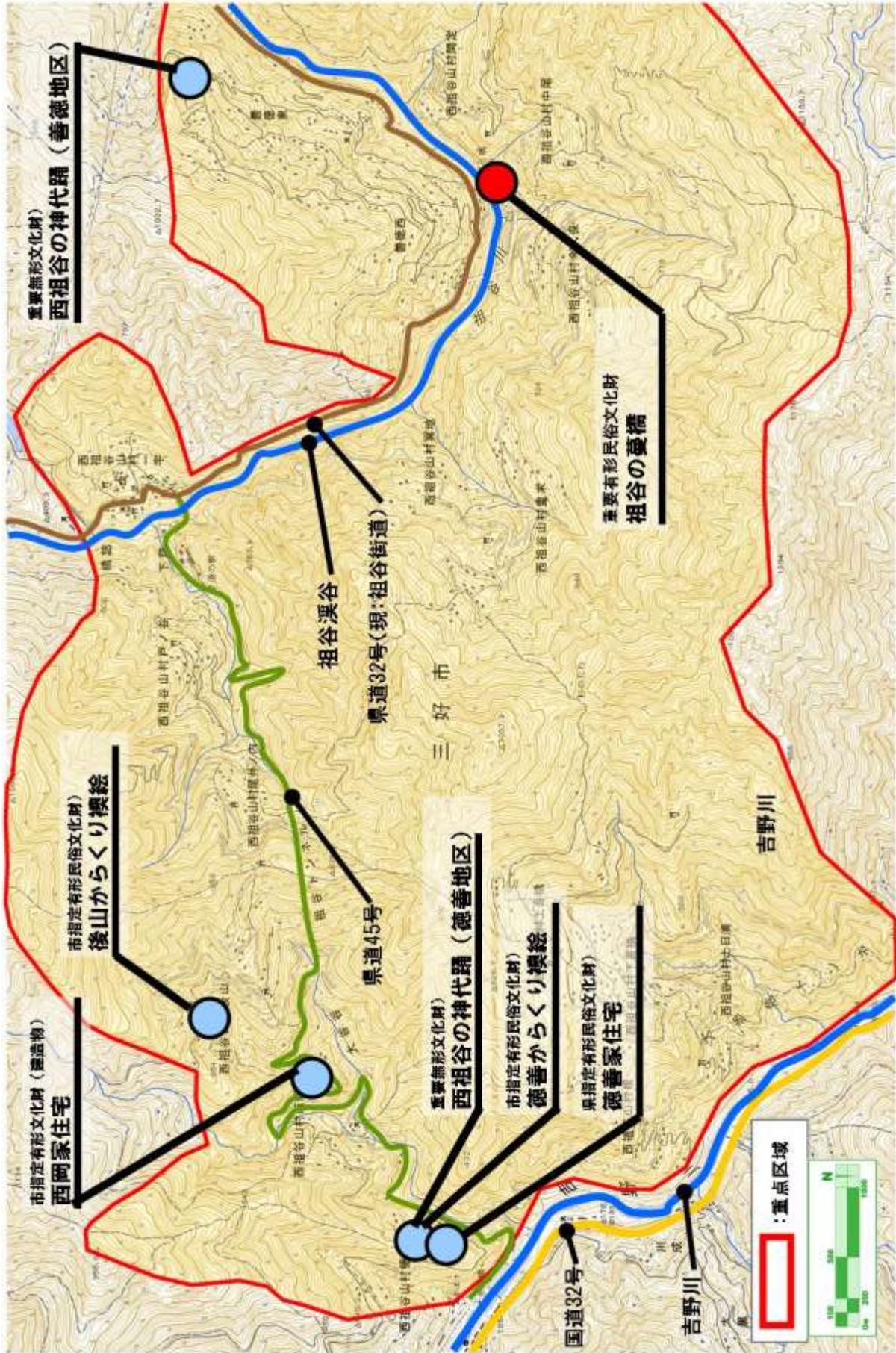


図 重点区域位置図 (祖谷の蔓橋周辺区域)

図3-3 重点区域位置図 (祖谷の蔓橋周辺区域)

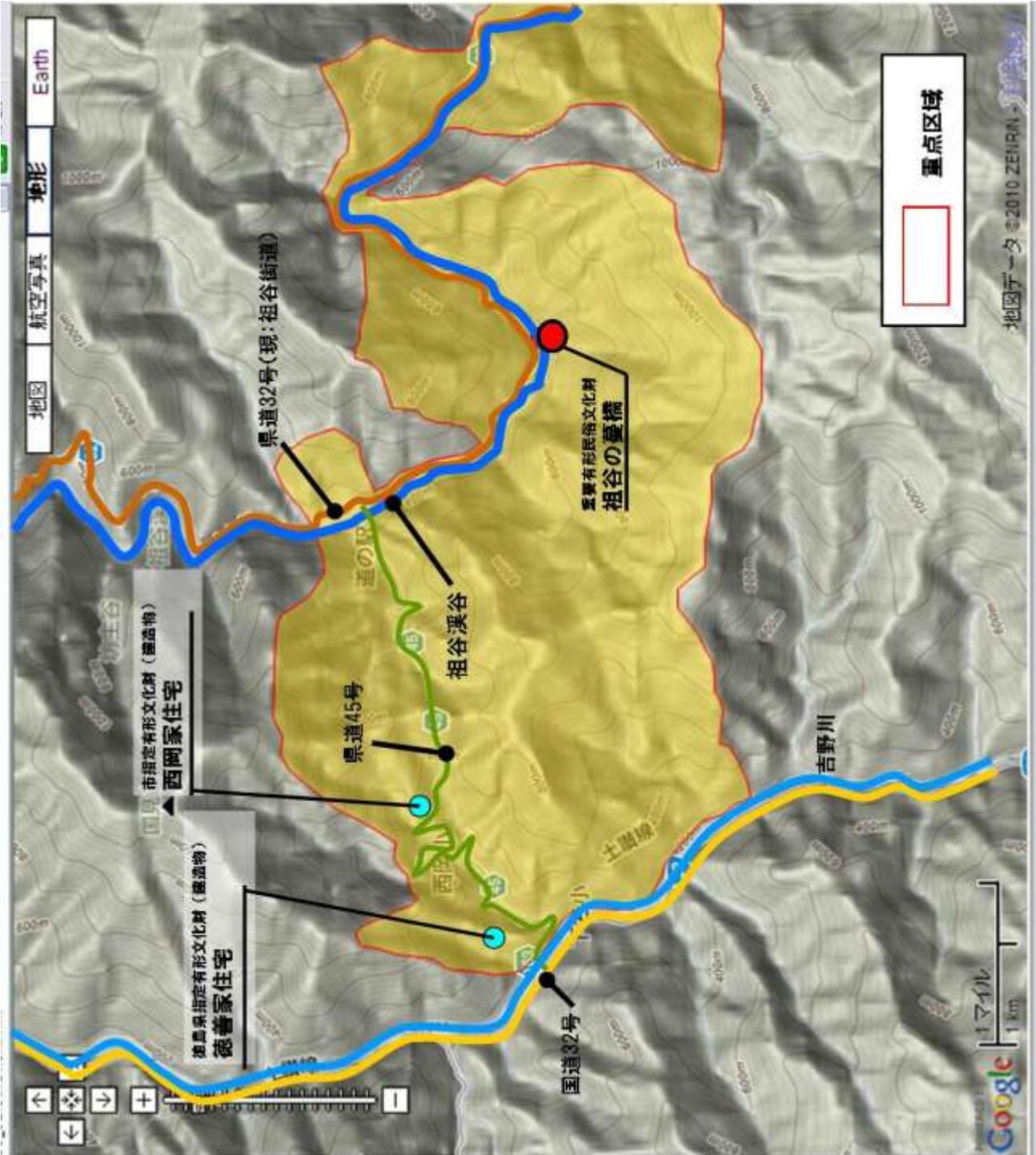


図3-4 重点区域地形図（祖谷の蔓橋周辺区域）

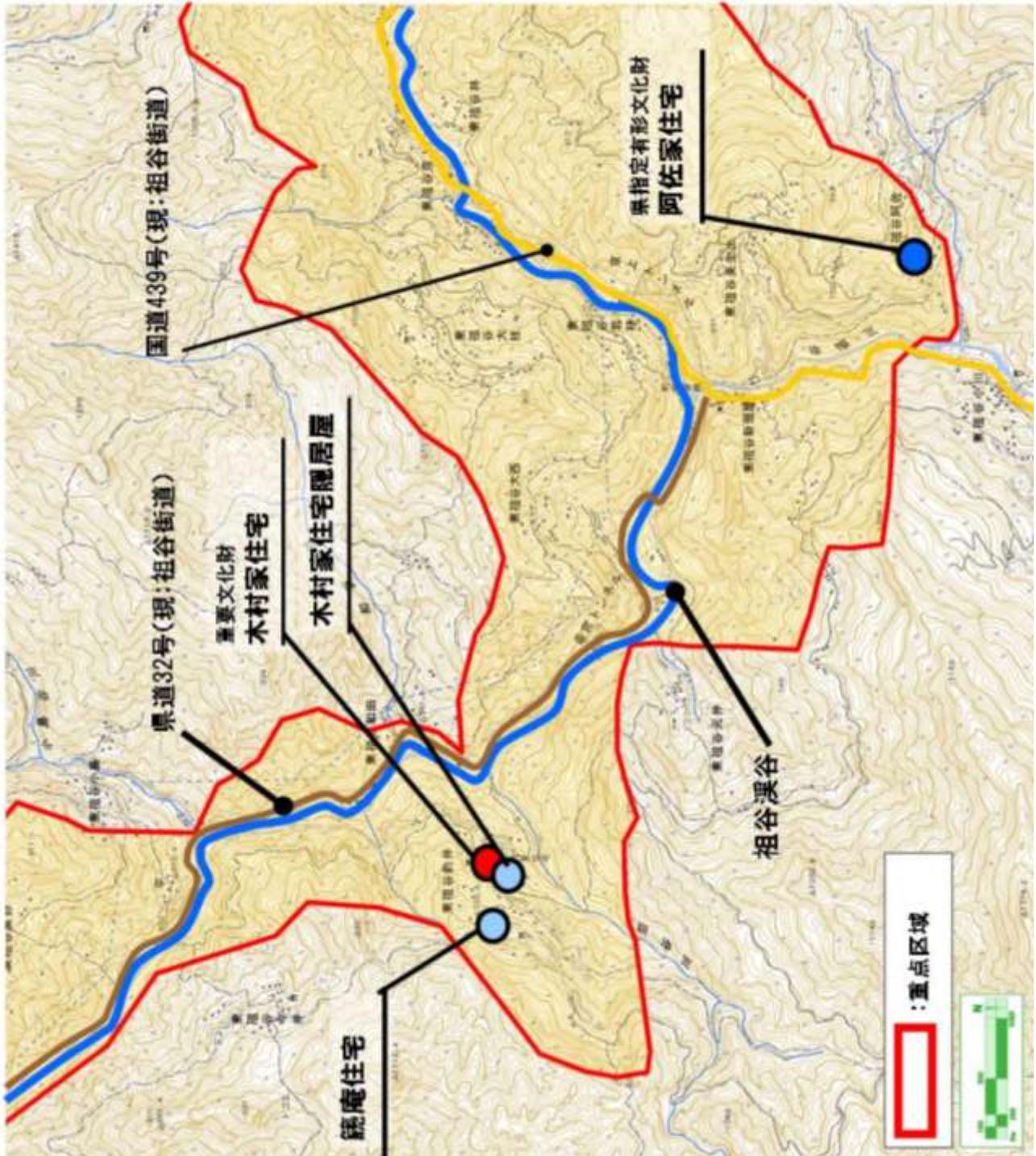


图 3 - 5 重点区域位置图 (木村家住宅、阿佐家住宅周边区域)

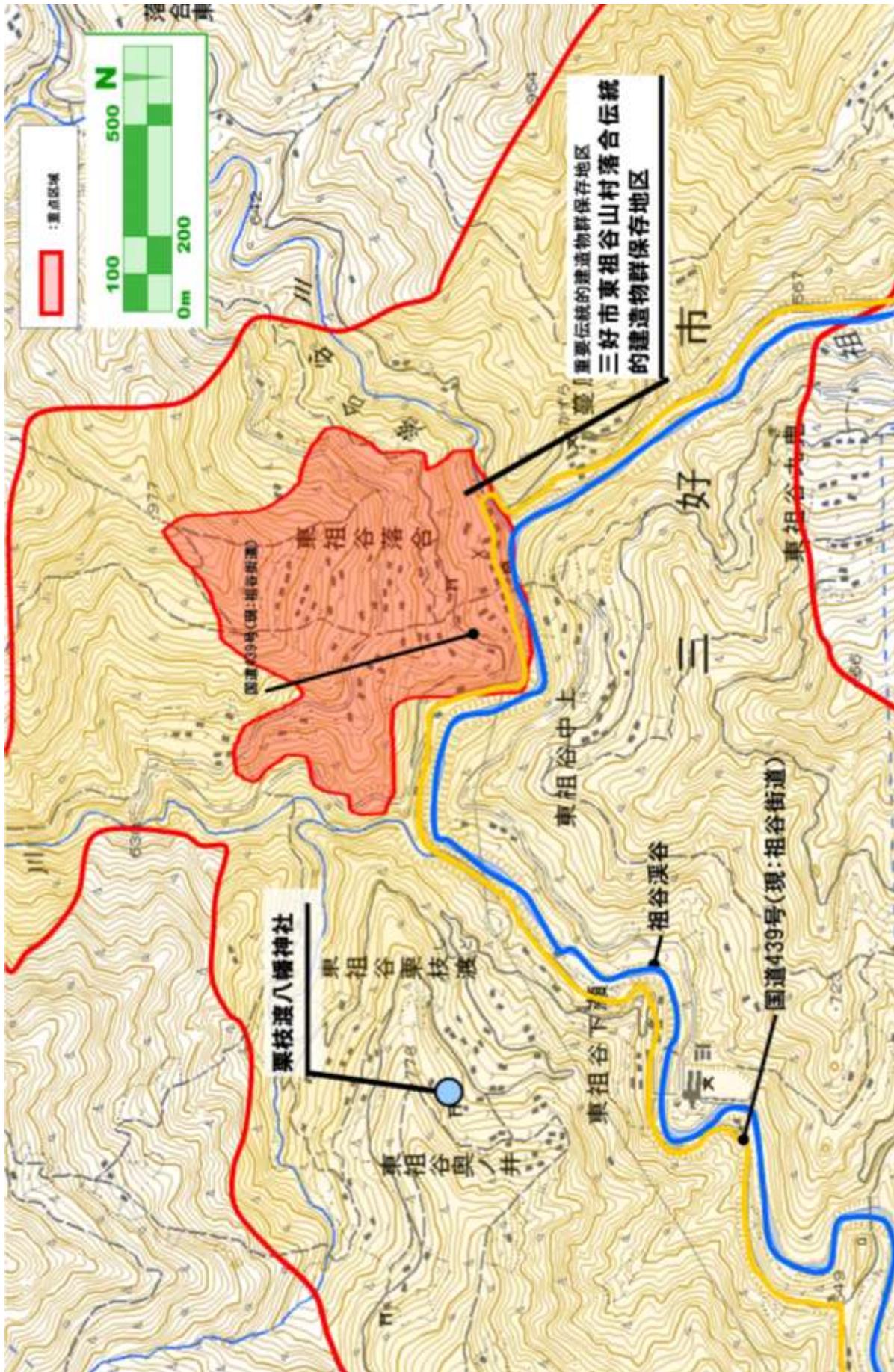


图 3-7 重点区域位置图（三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区周边区域）

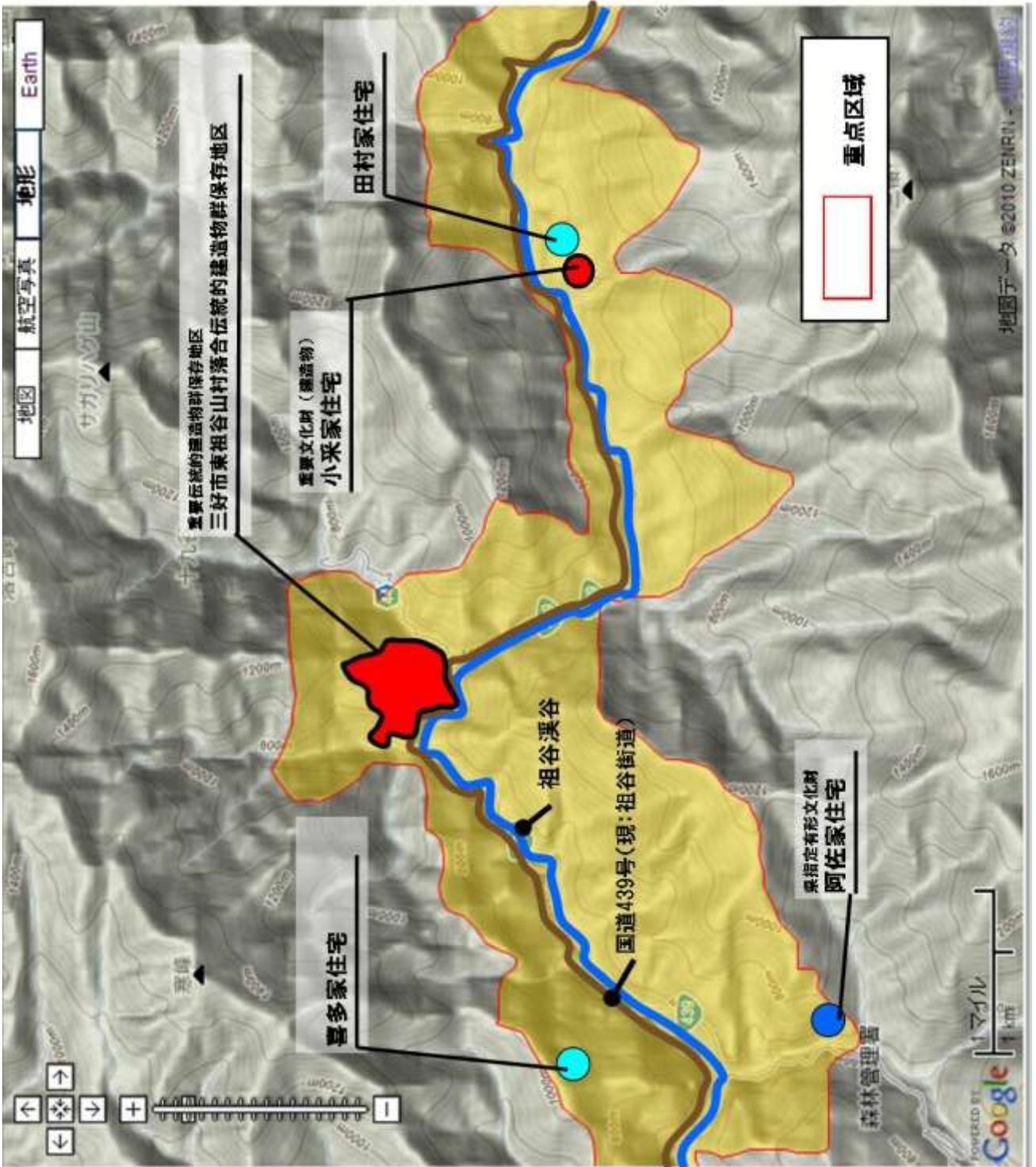


图 3 - 8 重点区域地形图 (三好市東祖谷山村落合傳統的建造物群保存地区周边区域)

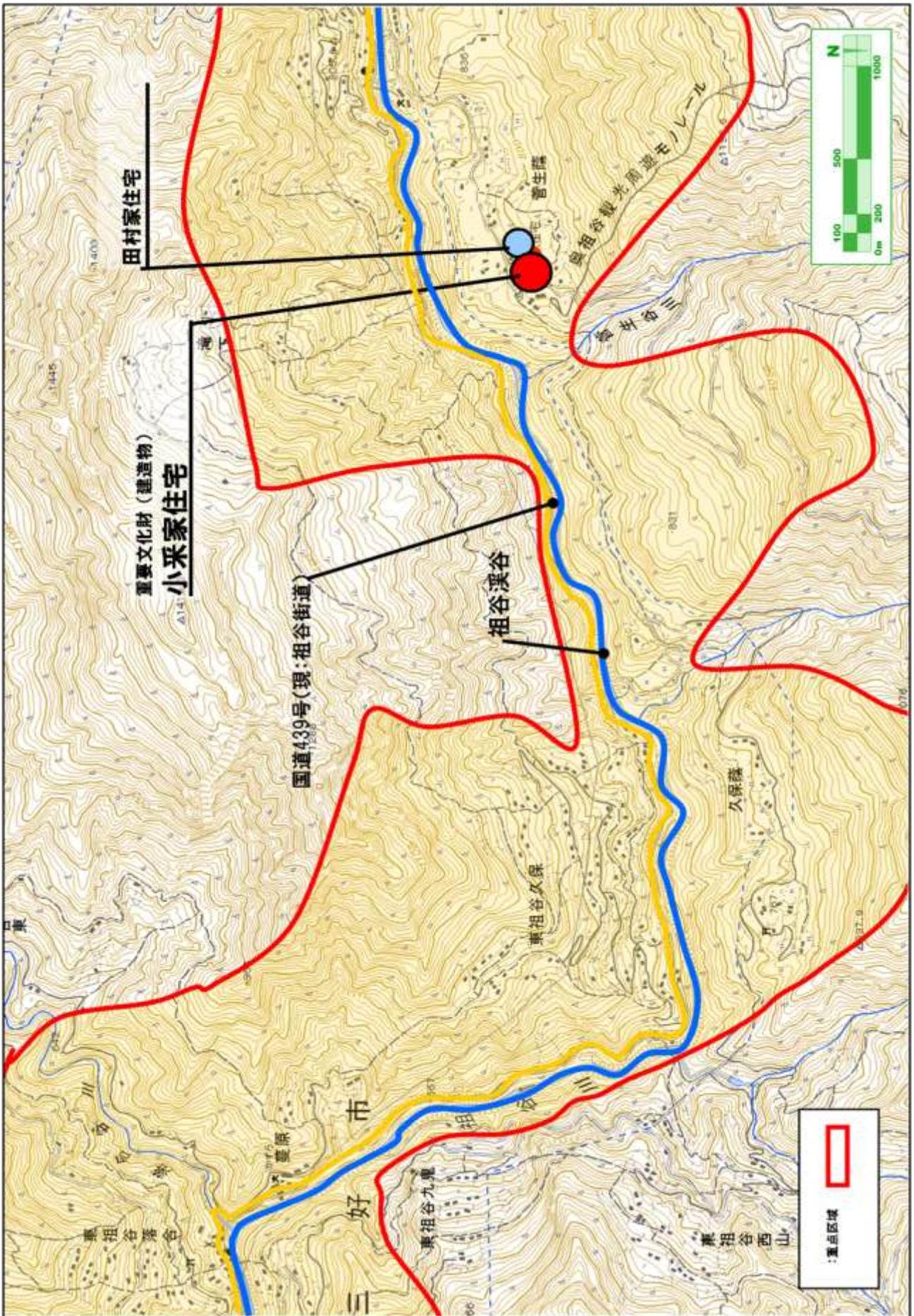


图3-9 重点区域位置图 (小采家住宅周边区域)

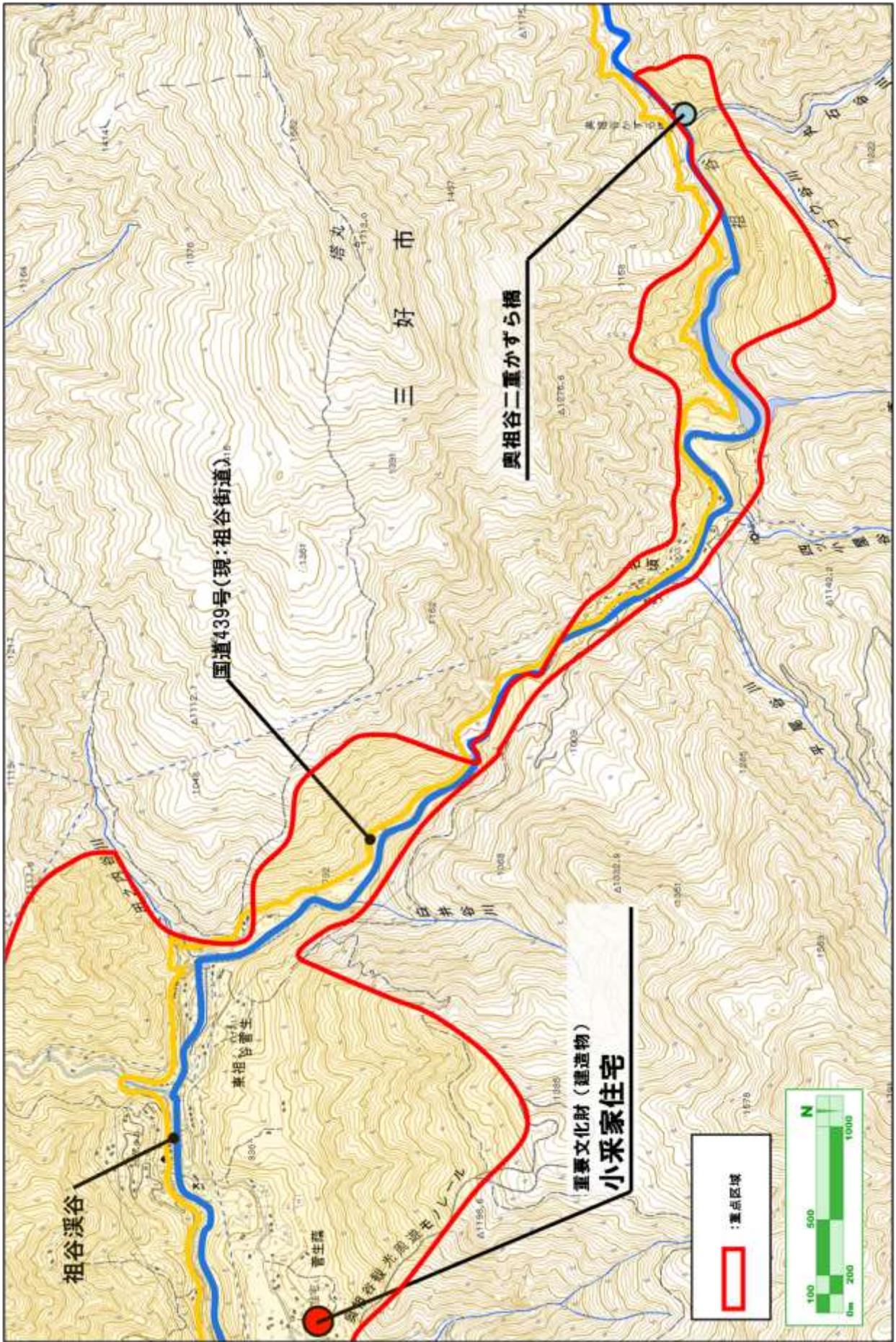


図3-10 重点区域位置図(奥祖谷二重かずら橋周辺区域)

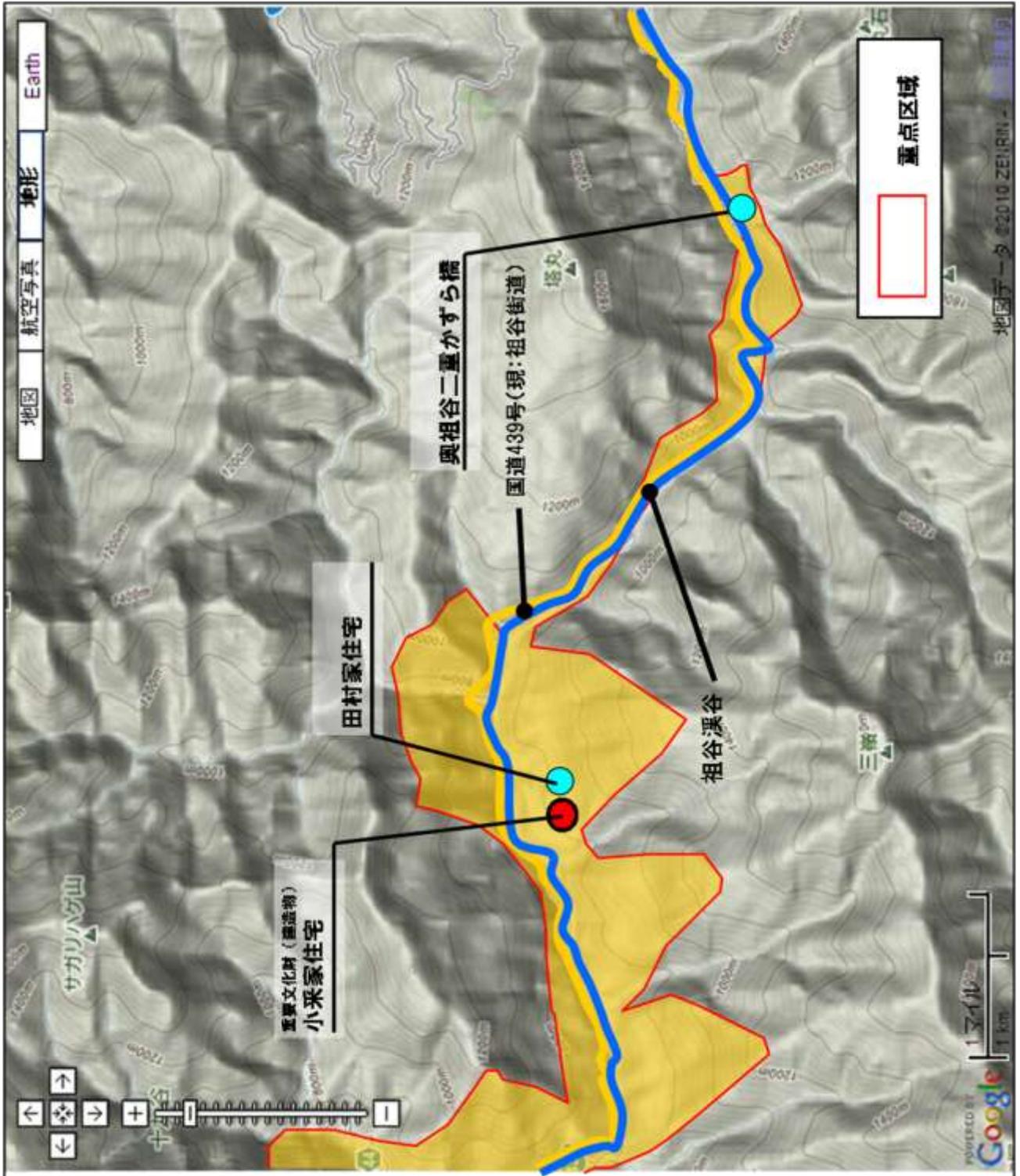


図3-11 重点区域地形図（奥祖谷二重かずら橋周辺区域）

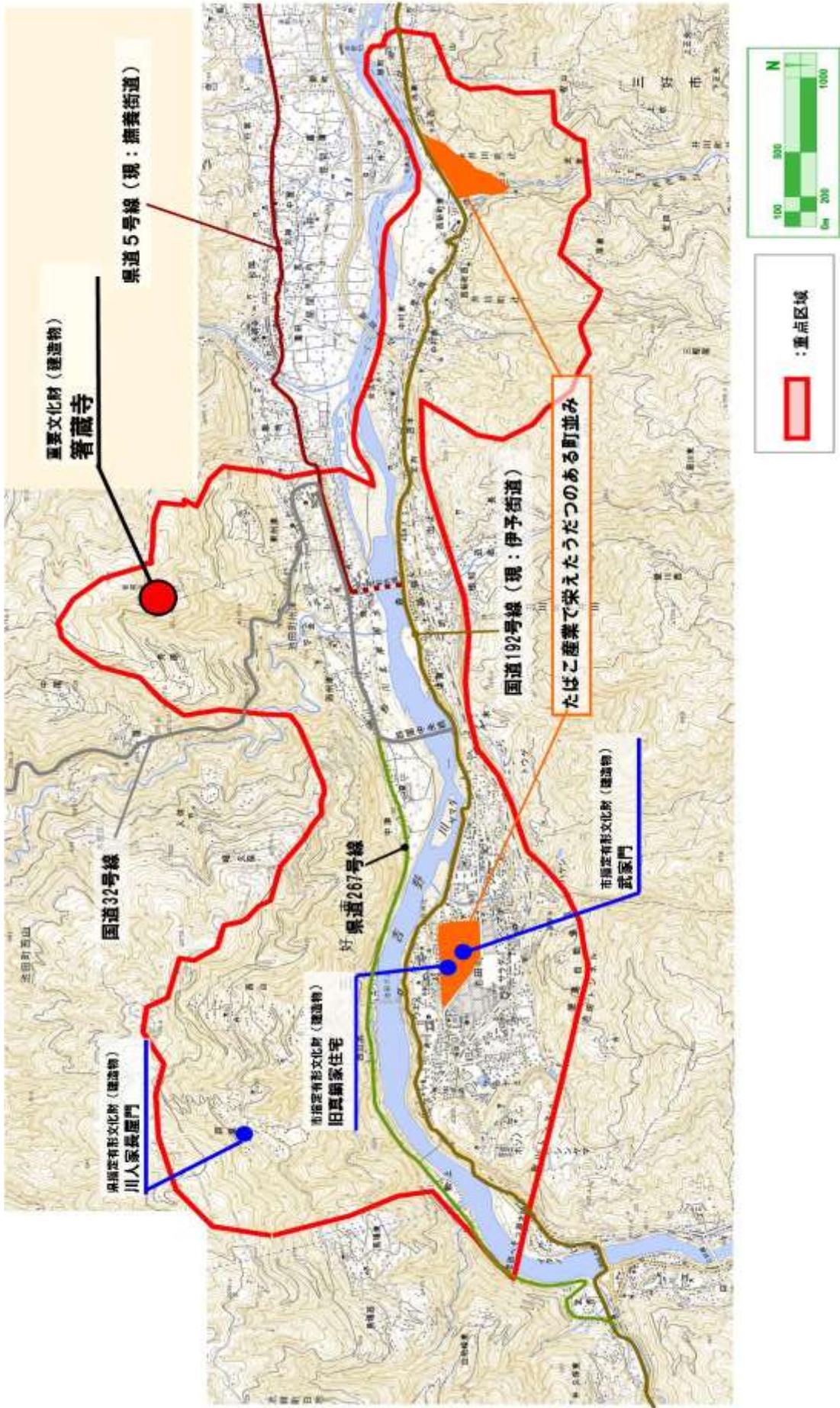


図3-12 重点区域位置図(箸藏寺周辺区域)

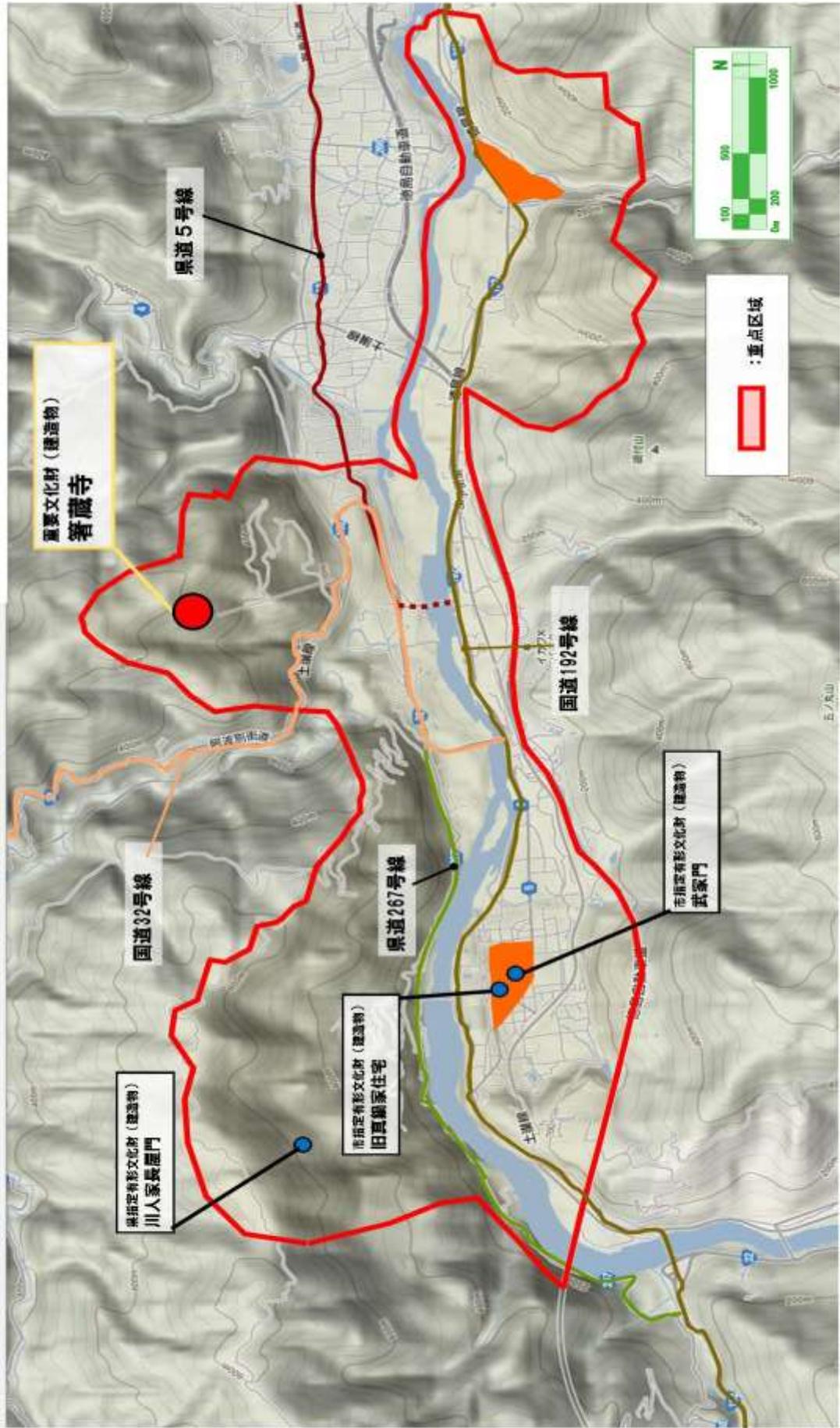
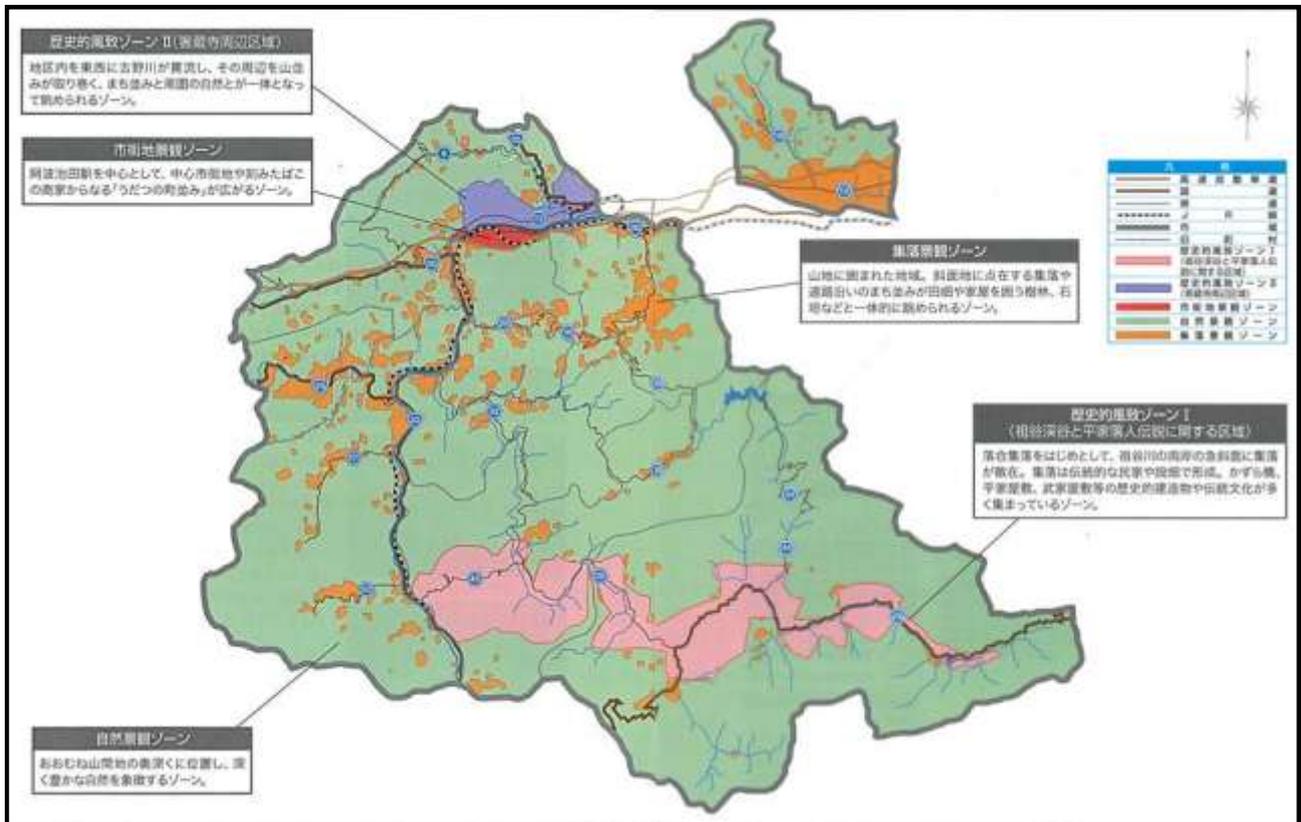


图3-13 重点区域地形图(著藏寺周边区域)

(3) 良好な景観の形成に関する施策との連携

① 景観計画による保護の方針



■ 三好市景観計画区域のゾーン分け(区分別)

三好市では、市内における良好な景観の形成を促進し、美しく風格ある町並みの形成、潤いのある豊かな生活環境の創造等の実現を図るため、平成21年度から景観法に基づく景観計画に取り組んでおり、平成23年3月には「三好市景観計画」を策定し、平成24年4月に「三好市景観条例」を施行した。

三好市景観計画では、都市再生整備計画、三好市観光基本計画、三好市歴史的風致維持向上計画と連携させながら景観の観点から総合的なまちづくりの推進のため景観区域を定めることとしており、「自然景観の保全」「身近な景観の整備」「景観を阻害する要因の排除」「景観を支える社会と活動の育成」「景観を慈しむ意識の醸成」を基本方針として、区域における行為の制限や誘導を図ることとする。

景観区分（ゾーン）	景観特性	既存の法規制における指定区域との対応関係
自然景観ゾーン	剣山国定公園や箬蔵県立自然公園、四田溪谷沿道、風致保安林等をはじめとして、深く豊かな自然景観を象徴するゾーン	・自然公園法【剣山国定公園】 ・徳島県立自然公園条例【箬蔵県立自然公園】 ・森林法【風致保安林】 ・自然環境保全法／徳島県自然環境保全条例【自然環境保全地域】 ・農業振興地域の整備に関する法律【農業振興地域整備計画・農用地区域】
集落景観ゾーン	先人たちの生活の知恵と工夫の結晶である家屋や田舎や石垣等が一体となって眺められる文化的景観ゾーン（斜面地に形成された集落が特徴的）	・農業振興地域の整備に関する法律【農業振興地域整備計画・農用地区域】
市街地景観ゾーン	剣波池田駅を中心として、周囲に連なる山並みを背景に、中心市街地や剣みだばこの商家からなる歴史的な「うだつのまち並み」が広がる市街地ゾーン	・都市計画法【都市計画区域】 ・屋外広告物法【禁止地域】【許可地域】 ・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律【三好市歴史的風致維持向上計画・重点地区】
歴史的風致ゾーンⅠ （祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域）	祖谷地方固有の伝統的な古民家からなる傾斜地の山村集落と蕎麦、遠平いち等の栽培にみる伝統的な生業とが、背後の深く豊かな自然景観と一体となって眺められるゾーン	・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律【三好市歴史的風致維持向上計画・重点地区】 ・文化財保護法【落合地区・重要伝統的建造物群保存地区】
歴史的風致ゾーンⅡ （箬蔵寺とうだつの町並み周辺区域）	地区内を東西に吉野川が貫流し、その周囲を山並みを取り巻く、まち並みと周囲の自然とが一体となって眺められるゾーン	・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律【三好市歴史的風致維持向上計画・重点地区】

■三好市景観計画区域の区分別にみる景観特性及び既存の法規制との対応関係

特に、三好市歴史的風致維持向上計画で設定する重点区域については、「祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域」を『歴史的風致ゾーンⅠ』に、「箬蔵寺とうだつの町並み周辺区域」は、箬蔵寺周辺を『歴史的風致ゾーンⅠ』に、うだつの町並み周辺を『市街地景観ゾーン』に、井川町辻地区周辺を『集落景観ゾーン』として位置づけを図る。特に歴史的風致ゾーンにおいては、斜面地の集落やうだつの町並みの景観の継承を図るため地区内の建築物、工作物の建築や色彩の配慮、周囲の農地等の景観保全、周囲の景観に調和した案内板、展望スポットの整備等を方針に据え、良好な景観形成のため行為の内容や形態、意匠、色彩、屋外広告物等に係る景観形成基準を定めるとともに景観保全に向けた整備を図ることとする。

特に屋外広告物の無秩序な乱立は、本来の情報伝達機能を低下させるばかりでなく周囲の町並みやその背景の自然的景観を阻害してしまう恐れがあるため、行為の制限については「徳島県屋外広告物条例」を適用し、景観重要建造物及び景観重要樹木への設置を原則禁止する。色彩、形状は、周囲の景観との調和に配慮し、派手な色彩の使用を避け、必要最小限の規模とし、耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理を推進することとする。

また、景観計画では、地域の景観を特徴づけるシンボルとして景観重要建造物及び景観重要樹木を指定することとしている。

■三好市景観計画の策定経過

- 平成18年3月 景観行政団体として移行
- 平成21年 2～3月 三好市景観計画策定審議会委員（市民）公募
- 平成21年度 景観計画策定審議会 6回開催
- 平成22年1～2月 市民アンケート調査
- 平成22年3月 第1回ワークショップ開催（祖谷、大歩危地区）
- 平成22年度 景観計画策定審議会 7回開催予定
- 平成22年7月 第2回ワークショップ開催（池田地区）
- 平成22年9月 第3回ワークショップ開催（山城、井川、三野地区）
- 平成23年3月 「三好市景観計画」の策定
- 平成24年4月 「三好市景観条例」の施行

②三好市伝統的建造物群保存地区保存条例による保護

祖谷地方における重点区域では、「三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」において、「三好市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づき、保存計画、許可基準の方針を定めた保存活用ガイドラインを策定している。特定物件の建築物等の現状変更行為については事前調査による十分な検討と「保存審議会」への諮問、文化庁、徳島県の指導助言を受け、教育委員会が許可を行っている。また、「三好市伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金交付要綱」により助成を行い、保存地区の環境保全に努めている。

《 三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区 保存活用計画抜粋 》

●保存の範囲 区域 (32.3ha)

●保存地区の伝統的建造物と環境物件

(1)伝統的建造物 保存地区において、主として江戸時代から昭和時代初期にかけての建築物その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの。

(2)環境物件 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められる水路、樹木、樹林など

(3)修景を必要とする建造物、空き地、農地 伝統的建造物及び環境物件以外のもので、歴史的景観のために修景を必要とする建造物、空き地、農地

●保存の基本的な考え方

(斜面に立地する区域)斜面に形成された集落の歴史的景観は、民家や石垣などの建造物と周辺の畑地、山林、河川などの環境物件とが一体となって構成されている。また、周囲の山林は建造物の生産、維持管理に直接関わっている。こうした点から南斜面の集落においては、伝統的民家の保存も重要であるが、この地区を特徴づけている周囲の畑や田、山林、神社の森などと一体となった景観保存が重要となる。そこで、集落の伝統的な環境維持システムが機能していた昭和30年代の集落景観を目標に景観整備を進めることとしている。具体的には、地区の歴史的な空間構成及び土地利用形態を保存しながら、対岸の中上地区からの景観を考慮し、建築物等については、保存地区の里道や道路等から通常望見できる範囲の外観を主として保存することとしている。また、当該地区の保存のために必要な土地及び自然物の復旧又は修景を行い、防災設備その他の管理施設を設置し、環境整備を行うこととする。

(街道沿いの区域)祖谷街道沿いの町並みは昭和29年の大火後、復旧により建て替えて再生されたが、様々な構造、形態の建築物が街道沿いに軒を並べている。しかし、道路形状に変化はなく、谷筋に立地していることから、土地利用そのものは殆ど変化していない。そのため、この区域内においては現状の土地利用を維持し、復旧時の建築物や周囲の街道沿いの建築物の形態、意匠を参考にして、良好な町並みの形成を図る。具体的には街道から通常望見できる範囲の外観を主として整備することとする。

●現状変更行為の規制

三好市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定により、保存地区の次の行為を行う場合、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(保存条例により許可が必要とされている行為)

建築物その他の工作物の新築、増築、移築、移転又は除却

建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

宅地の造成、その他の土地の形質の変更

木竹の伐採、土石類の採取

その他保存地区の景観を損ねる可能性のある行為(看板の設置等)

●許可の基準 修理基準、修景基準、許可基準を別に詳しく定めている。

●経費の補助 保存条例により、保存地区の建造物や伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、保存のために適当な措置を行う場合、その所有者等に対し、その経費の一部を補助するための制度が設けられている。

③都市計画の活用

池田町と井川町の伝統的な町並み周辺地区における重点区域では、池田町の町並みが都市計画区域（1,643ha）に該当し、このうちの約210haで用途地域を定めている。都市計画区域及び用途地域の指定状況は図（3-14）に示すとおりである。

用途地域の指定は、多くの範囲で第一種住居地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域となっており、住環境に配慮した指定を行っている。

今後、景観計画に定める高さ規制と整合した都市計画高度地区を検討し、町並みの景観を保護していく。

表) 重点区域内の都市計画

用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
------	--

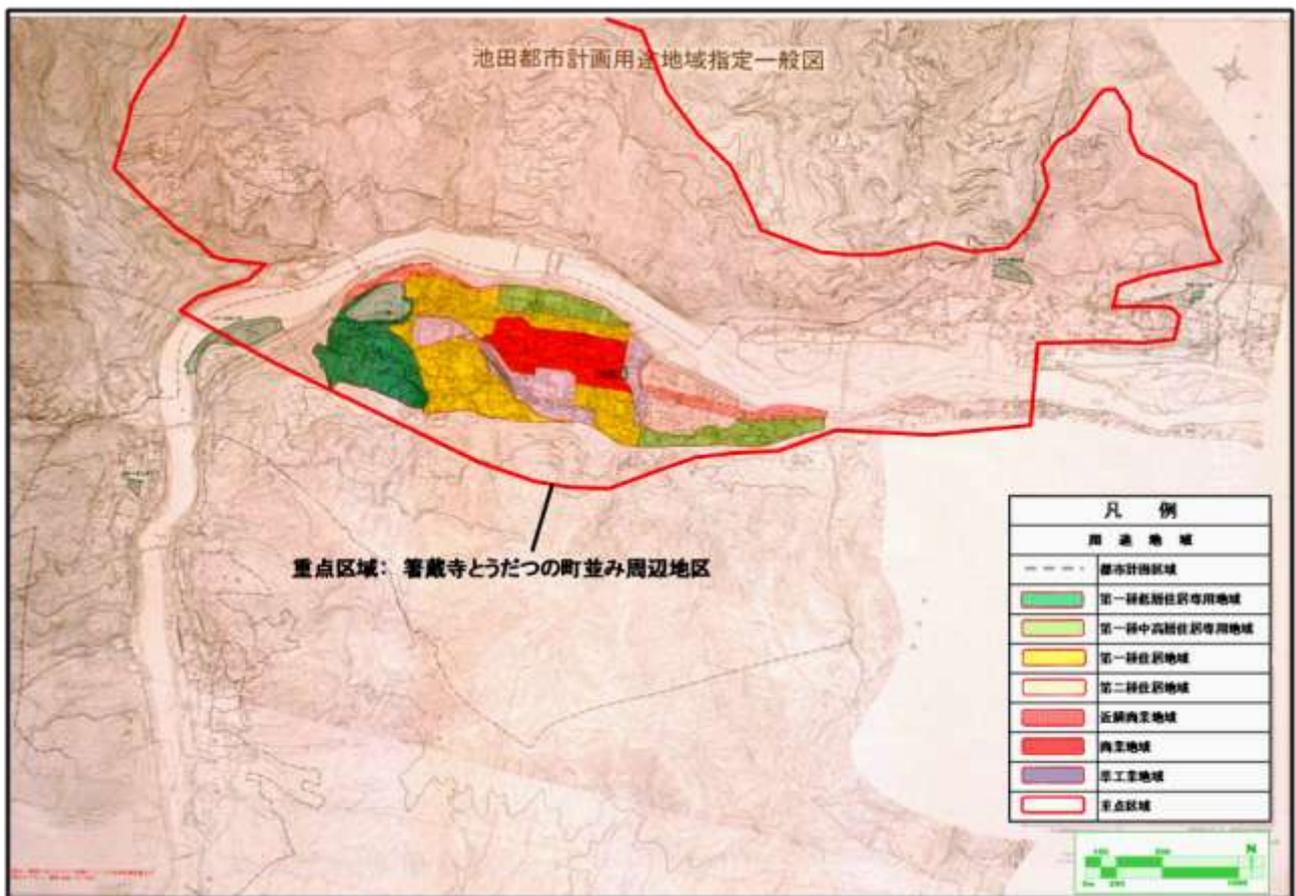


図3-14 都市計画図

④ 剣山国定公園

三好市南部の山間部は、四国第二の高峰、剣山や三嶺を主峰とする四国山地のほか、これらの背梁山脈に切れ込んだ祖谷溪や大歩危小歩危峽を中心とした溪谷で形成されており、良好な自然環境があることから、自然公園法の規定に基づき、「剣山国定公園」に指定されている。

剣山国定公園の地種区分としては、「第1種特別地域」、「第2種特別地域」、「第3種特別地域」、「普通地域」があり、重点区域においては、区域外となっている。

この地域内での工作物等の設置行為については、徳島県知事の許可制となり、当該区域の風致の保全が図られている。なお、「第3種特別地域」では、通常の農林業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域となっていることから、従来からの地場産業等とも共存しつつ、適切な保護が図られている。



図3-15 重点区域周辺における剣山国定公園の指定範囲

4. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

Ⅰ. 文化財の保存及び活用の事項

(1) 三好市全体に関する事項

①文化財の保存活用の現状と今後の方針

市全体に数多くの文化財が分布しており、指定文化財の状況は、2(1)～(3)に示しているとおりである。現在、国、徳島県、市合わせて117件の指定、選定文化財があるほか、8件の登録文化財がある。今後も調査を行い、条件が整ったものから文化財保護法に基づく文化財登録制度の活用を含め、文化財保護の措置を進める。

指定、登録等を行った文化財については、保存状況を適宜把握し、良好な保全が図られるよう保存団体等に適切な指導と助言を行う。

また、老朽化が進んでいる建造物については、個人での維持管理が難しい状況が見受けられるため、補助金制度を活用した改修事業を実施し、文化財の維持と保存に努めている。今後も維持補修、大規模改修、景観改善が必要な物件については所有者、管理者と協議を進め、保存のための支援を図る。

無形の民俗文化財については担い手不足が深刻化しており大きな課題となっている。地域の個性豊かな伝統文化を継承、発展させるため、今後も補助事業等により伝承者の育成、用具等の整備、映像記録作成等の支援を行う。

三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区は、祖谷地方の歴史的景観を残す貴重な集落であり、平成19年度から継続的に集落の伝統的建造物の保存修理を実施している。

文化財の保存には資材の確保と技術者の育成が不可欠である。「祖谷の蔓橋」の資材となる「シラクチカズラ」や伝統的建造物である茅葺き住宅の資材となる茅の確保、そして蔓橋の架け替えや屋根の葺き替えに従事する伝統技術者の育成についても地元保存会と連携し、その確保と育成に努める。

文化財の活用については、池田町の旧真鍋家住宅を「阿波池田うだつの家」及び「阿波池田たばこ資料館」として公開し、伝統産業であったたばこ産業に関わる各種資料を展示している。また、東祖谷歴史民俗資料館では、祖谷地方の歴史資料、文化財等を展示公開している。

三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区の長岡家住宅、重要文化財の小采家住宅も公開施設としてその活用に努めている。今後も活用施設の整備と展示物の充実を図り、有効的な文化財の活用を進める。文化財の積極的な活用を図るため行政機関を始め現在活動している保存団体、NPO法人、各関係団体と連携を強化するとともに、点在する文化遺産を結ぶルートを観光、商業分野と連携する等、一層の文化財の活用を図る。

指定物件の大半は公開されているが、一部には、継承の経過で非公開や外部のみ公開となっているものもある。今後は、全面的な公開ができるよう所有者等との協議を進める。



②文化財の修理（整備を含む）に関する方針

貴重な文化財建造物を伝承していくためには所有者、管理者による細心の管理と適切な修理が不可欠である。

文化財の修理については建物の破損度に応じて修理の方針が異なり、慎重な調査、施工が求められる。指定文化財の修理に際しては文化財保護法、三好市文化財保護条例等に基づき現状変更等の手続きを適切に行うとともに、三好市文化財保護審議会、文化財専門委員、文化庁と徳島県の指導と助言を得ながら修理を進めている。

平成18年3月の合併以降では、平成19年度に重要文化財木村家住宅の保存修理、平成19年度から平成21年度においては三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区の長岡家住宅の保存修理、平成21年度では重要文化財小采家住宅の保存修理、平成22年度～平成23年度においては三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区の中尾家住宅、吉岡家住宅の保存修理、簾庵住宅保存修理工事、平成24年度では、阿佐家住宅保存修理工事の一部、旧真鍋家住宅の保存修理を実施している。今後も老朽化が進む歴史的建造物の維持補修や効果的な保存修理を進める。所有者、管理者と十分に協議し、文献資料、修理履歴を適切に把握し、徳島県、文化庁、専門家の指導、助言により適切な文化財の修理を実施していく方針である。

③文化財の保存、活用を行うための施設に関する方針

三好市には現在、文化財を保存、活用する主な施設として池田町の阿波池田たばこ資料館（旧真鍋家住宅）、西祖谷山村の襖からくり舞台、東祖谷の東祖谷歴史民俗資料館、長岡家住宅（落合地区）等があり、今後も施設の整備と充実を推進する。しかし、一部には老朽化が見られ公開、活用に支障をきたすことが予想されるため、修復、改修等により維持保存を図る必要がある。今後は、伝統的建造物の公開に努め、交流施設としての活用を推進する。

また、文化財及び歴史的風致に対する意識の向上を図るためには、遺産を巡り回遊性を高める案内標識、説明板等を緊急度の高いところから設置を進めているが、まだ十分とは言えない状況である。今後は新規指定や未指定を含め、誘導標識や案内板、説明板等の設置及び改修を計画的に促進する。

④文化財周辺の環境の保全に関する方針

三好市では平成23年3月に「三好市景観計画」を策定し、平成24年4月に「三好市景観条例」を施行した。景観条例により市全域にわたって大規模建築物等特定施設の届出対象行為を定め、良好な景観形成を図ることとしている。

特に、文化財周辺の町並みや自然的景観を阻害してしまう無秩序な屋外広告物については徳島県屋外広告物条例を適用し行為の制限を行うことにしている。祖谷の蔓橋周辺においては、景観保全や自然的景観及び歴史的景観に配慮した修景を図っていく。

三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区については、三好市伝統的建造物群保存地区保存条例、保存活用計画に基づき保全に努める。文化財や農村集落と一体となり、良好な環境を維持している畑地や森林の保全については、耕作放棄地の解消や森林整備の推進により、周囲の自然環境の保全に努める。また、来訪者の誘導、安全確保と歴史的回遊空間としての機能向上を図るための遊歩道及び周遊道路の整備を推進する。

⑤文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

文化財保護精神の涵養には教育が必要である。三好市では楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進を重点施策とし、平成20年度に策定した教育振興計画に基づき、市民の文化財に対する理解と、関心を深める教育を推進している。

三好市市民大学で開催される講義の中には、地域の歴史や文化に学ぶ学習内容を設けるとともに、学校教育では郷土学習や史跡めぐりの現地研修会を行っており、地域の歴史と文化資源の再発見と文化財、文化の保護精神の涵養を図っている。

現在、市内で保護と活用に活動している保存団体や各種団体との連携を一層進めるとともに伝承文化の担い手やボランティア等の人材育成を図る必要がある。

また、文化財を身近で親しみのあるものとするため文化財パンフレット、史跡巡りマップの作成やインターネットによる情報発信の展開も積極的に推進する。

⑥文化財の防災に関する方針

三好市地域防災計画に基づき、三好市消防本部、各地区消防団及び自主防災組織が連携し文化財並びに生命、身体及び財産を災害から保護することを推進する。

特に文化財となっている建造物や美術工芸品の大半は木造、紙等燃えやすい材料でつくられており、火災や自然災害に対して非常に危険な状態にある。

文化財を災害から守るためには文化財関係者はもとより住民一人ひとりの防火、防災意識の向上と消防施設の整備、防災体制の強化を図る必要がある。文化財の規模、構造等に応じて防災、防火の管理者、火元責任者を決め、防災体制を整備するとともに地域の防災組織の育成を図る。

防災設備については火災報知設備、消火設備、避雷設備、防犯設備等の整備と火災発生後の初期消火活動に対応するため操作が容易な消火栓や放水銃の設置を推進する。特に三好市指定文化財等防災設備の未整備となっている文化財施設の整備を図る。

美術工芸品は火災と併せて盗難や虫害の災害を受ける可能性があり安全に保存するため定期的な確認作業と警察との連携により防犯の徹底を図る。

また、山村集落は、急傾斜地崩壊地区、地すべり防止区域等に指定されている地域が多くあり、文化財周辺には崩壊や倒木等の災害を引き出す要素を含んでいる。安全のために必要な対策を施すと共に、消防関係団体、行政関係者と連携し、危険箇所の定期点検や通報訓練、消火訓練、搬出訓練等総合的な防災訓練を実施する。

⑦埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

三好市内には現在、172箇所の埋蔵文化財包蔵地が所在している。時代別では古代45件、中世123件、近世4件となっており中世の遺跡が多く分布している。これらの包蔵地については所在、範囲、現況を適切に把握し、関係事業課、開発業者等に埋蔵文化財の保存と保護についての啓発を推進する。

開発等にあたっては、事業計画と計画場所を遺跡地図等により精査し、文化庁、徳島県教育委員会等の関係機関と連携体制を取りながら、事前に十分協議を行い、保存の観点から支障の無い範囲で回避による現状保存を指導している。現在、包蔵地外であっても、開発等による遺構の不時発見があった場合は、関係者の理解を求め、記録保存し、重要なものについては保存に向けた

協議を行っている。

また、近世以降の遺跡等は絵図や文献等により調査を行い、包蔵地の可能性があると思われる箇所は徳島県、文化庁の指導、助言のもと常に注意を払い踏査等の調査を実施し、その開発にあたっては包蔵地に準じた取り扱いを徹底する。

歴史的風致を残す伝統的建造物を核とした山村集落や歴史的町並みの景観を維持向上するためには、地域の歴史と文化に根ざした遺産である埋蔵文化財の保護と活用は重要な施策である。今後は埋蔵文化財行政を担う専門職員の配置に向けた検討を行う。

⑧文化財の保存、活用に係る市町村の教育委員会の体制

三好市の文化財事務は、教育委員会の「文化財課」が主管している。現在、文化財課は、課長1名、課員4名体制で文化財の調査、指定、保存活用、関連施設の管理等文化財保護行政全般を担当している。

関連施設である東祖谷歴史民俗資料館（東祖谷郷土文化保存伝習施設）、三好市伝統文化施設（阿波池田うだつの家、阿波池田たばこ資料館）の管理は業務委託し、文化財資料の保存管理と展示公開を行っている。

なお、市教育委員会では、三好市文化財保護審議会、三好市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置して、保存に関わる重要事項の審議を行っている。その中で、行政部局に学芸員等専門的な職員の配置を検討していく。

今後は文化財及び伝統的文化を活用した「魅力あるまちづくり」を推進するため「三好市まちづくりプロジェクトチーム」において関係部署が連携し協議を進める。

表4-1 審議会の設置状況

名 称	委員数	委員の分野別人数
三好市文化財保護審議会	19	有形(7)、無形、民俗(6)、記念物、埋蔵(6)
三好市伝統的建造物群保存地区保存審議会	13	郷土史(1)、学識経験者(3)、地域代表(7) 関係行政機関(2)

⑨文化財の保存、活用に関わる各種団体

現在、文化財の保存活用に積極的に取り組んでいる市内の関係団体としては、伝統芸能毎に組織されている保存団体、ふるさとづくり実行委員会、奥祖谷めんめ塾、コミュニティ祖谷、活彩祖谷村、落合重要伝統的建造物群保存協議会、三好市観光協会、三好市文化協会、三好市郷土史研究会等があり、文化財イベント、歴史文化巡り、体験学習、文化遺産の調査等の活動を展開している。

担い手不足が深刻な無形の民俗文化財等の保存団体に対しては、市からの組織運営補助や文化関係補助事業により施設や用具の整備に対する支援を継続して行い、組織の維持と担い手の育成、基盤整備の支援を図っていく。また、各保存団体が行う広報活動、公演活動についても情報提供に協力し、保存活用の支援を図っていく。

地域おこしに取り組んでいる団体については、各団体が主体的に活動を進めているが、活動の

効果をより高めるため情報提供の協力や相互の連絡調整を図っていく。

今後は観光課、企画調整課、文化財課等の行政担当部局と各団体が相互に連携できる組織づくりを進める。来訪者に対する案内活動については各団体、各地区に活動が展開されているが、重点区域の回遊性を高めていくための人的、面的な活動を推進する。現在、池田町で実施されているうだつのまち歩き「車座勉強会」、「ガイド養成講座」を主催する三好市観光協会の活動を支援し、文化財の掘り起こしとガイドの育成を図る。

三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区を中心とした祖谷地方では、文化財や観光資源を活用した観光まちづくりに向け、地域住民や関係団体が一体となった組織づくりを推進する。

(2) 重点区域に関する事項

①文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画

●重点区域にある国指定文化財については、所有者、管理者等と協議を行い、国及び徳島県教育委員会の技術的、財政的援助を得ながら適宜保存修理を実施している。重要文化財木村家住宅については平成19年度に、重要文化財小采家住宅については、平成21年度に保存修理事業が行われ、箬蔵寺とともに良好な状態であることから、維持管理に努め、案内板、パンフレット、ガイド等による案内を充実させながら、積極的な公開活用の展開を図る。

●未指定文化財については、今後も調査を行い、条件が整ったものから文化財の指定、登録、選定を行い、保護に努める。

●県指定文化財、市指定文化財、未指定文化財については、経年による劣化が目立つものが多いことから、別に示す基準（第5章）を満たすものを歴史的風致形成建造物に指定し、順次保存修理を施していく。その際、所有者、管理者等による維持が著しく困難と判断されるものについては、公有化し、公開活用に要する当該建造物及び周辺敷地の整備を一体的に行うことを検討する。

●伝統的建造物である「蔓橋」や「茅葺き屋根の古民家」の保存継承には伝統技術者の養成と資材の確保が不可欠である。蔓橋の架け替え技術は3年毎に伝統的な方法で架け替え作業を行うことにより継承を図る。資材であるシラクチカズラの確保は、地元実行委員会により苗木の育成保護により保存に努める。茅葺き屋根の葺き替え技術や資材の確保についても地元保存会等で体験塾を開催し、その継承に努める。今後も関係団体と連携し、架け替え事業、葺き替え事業にあわせて現地研修会を実施し、伝統技術の継承と資材の確保に取り組む。

●伝統的建造物群保存地区については、保存地区の保存及び活用の方針等が「保存計画」に定められており、今後もこれに基づき計画的に保存修理事業、防災対策事業、買上げ事業、環境整備事業等を実施してゆく予定である。

●重点区域内にあっては、世代交代や人口の都市部流出に伴い、空き家、空き地が増えつつある。住民の高齢化が進む中で、この傾向はますます加速するものと予測され、交流人口の増加が定住人口の回復や地区支援者、愛好者の増加につながるよう、伝統的な建造物を交流型滞在施設に改修する。案内板や誘導板を設けて理解の促進や回遊性の向上を図る等の諸事業を実施する。

●伝統的な芸能や風俗慣習の継承、歴史風土に根付いた生業の持続等については、保存団体等の住民団体、市民団体と連携し、鑑賞会、伝統技術体験会、休閑地を活用した農作業体験会等、諸行事を企画、実施しながら担い手、後継者の育成に努める。特に、伝統的な芸能の継承については、後継者の育成とともに保護に対する理解と意識の向上を図るための体験教室や映像記録の公開活動を実施する。

②文化財の修理（整備を含む）に関する具体的な計画

◎文化財の修理（整備）は以下の方針に基づき行う。

●国指定文化財については、状況の把握に努め、修理や現状変更等の必要が生じた際には、文化財保護法に基づく手続きを適切に行い、また、必要に応じて文化庁の指導、助言を受け、実施する。

●県指定文化財については、状況の把握に努め、修理や現状変更等の必要が生じた際には、徳島県文化財保護条例に基づく手続きを適切に行い、また、必要に応じて徳島県教育委員会の指導、助言を受け、実施する。

●市指定文化財については、状況の把握に努め、修理や現状変更等の必要が生じた際には、三好市文化財保護審議会の意見を聴き、三好市文化財保護条例が規定する手続きに従い、実施する。

●伝統的建造物群保存地区については、保存地区の状況の把握に努め、建造物や土地、自然物の修理、修景、復旧その他の現状変更の必要が生じた時には、保存計画に定める方針、基準に従い、三好市伝統的建造物群保存地区審議会の意見を聴き、三好市伝統的建造物群保存地区保存条例が規定する手続きに従い、実施する。また、必要に応じて文化庁及び徳島県教育委員会の指導、助言を受ける。

●歴史的風致形成建造物に指定したものについては、必要に応じ地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第10条第3項の定めによる文化庁への管理又は修理に関する協力を求める。

●修理に際しては、文献資料、修理履歴等を基にし、適切な修理に努める。修理後は、将来の修理の資料となるよう履歴等を整理保存する。

③現状変更等を伴う具体的な計画等

●阿佐家住宅保存修理（徳島県指定有形文化財）

平成23年度から29年度で買取り及び解体・復原工事を行う。この際、必要に応じて耐震補強を施す。当該建造物は、徳島県指定有形文化財であり、修理の実施にあたっては、徳島県教育委員会に技術的指導を求めると共に、徳島県文化財保護条例に基づき、現状変更等に要する手続きをとる。

●箒庵住宅保存修理（未指定文化財）

歴史的風致形成建造物の指定を行い、平成23年度に屋根葺き替えを中心とする保存修理を行う。保存修理後は交流拠点施設としての活用を図る方針で所有者と協議を行う。未指定につき、現状変更等の手続きは発生しない。

●喜多家住宅保存修理（未指定文化財）

歴史的風致形成建造物の指定を行い、平成22年度に住宅周辺の景観を阻害している隣接の廃屋撤去を行う。未指定につき、現状変更等の手続きは発生しない。

●伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物（建築物）の保存修理

（外観及び主要構造部について文化庁事業）

平成22年度において住宅として用いられている伝統的建造物2棟を、平成24年度から30年度には13棟の保存修理を行う。

また、空き家については、平成22年度から26年度において、8棟を保存修理し、滞在型交流施設として活用する。保存修理の計画その他の重要事項は、三好市伝統的建造物群保存審議会の意見を考慮して決定する。

●伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物（工作物）の保存修理

（文化庁事業）

平成23年度から30年度において伝統的建造物である石垣の保存修理を行う。保存修理の計画その他の重要事項は、三好市伝統的建造物群保存地区審議会の意見を考慮して決定する。

●伝統的建造物群保存地区の建造物の景観修景

平成22年度から30年度に建造物の屋根の塗り替え及び張り替えの修景を行う。色彩については三好市伝統的建造物群保存地区審議会の意見を考慮して決定する。

●奥祖谷二重かずら橋保存修理（未指定文化財）

歴史的風致形成建造物の指定を行い、平成22年度から23年度に架け替えを行う。未指定につき、現状変更等の手続きは発生しない。保存修理の実施にあたっては、周辺の自然及び景観に十分に配慮する。

●旧真鍋家住宅保存修理（三好市指定有形文化財）

平成24年度に屋根構造部分を中心とする保存修理を行う。この際、必要に応じて耐震補強を施す。当該建造物は、三好市指定有形文化財であり、修理の実施にあたっては、徳島県教育委員会に技術的指導を求めると共に、三好市文化財保護条例に基づき、現状変更等に要する手続きをとる。

●川人家長屋門保存修理（徳島県指定有形文化財）

平成25年度に屋根の葺き替えを中心とする保存修理を行う。この際、必要に応じて耐震補強を施す。当該建造物は、徳島県指定有形文化財であり、修理の実施にあたっては、徳島県教育委員会に技術的指導を求めると共に、徳島県文化財保護条例に基づき現状変更等に要する手続きをとる。

●木村家住宅隠居屋保存修理（未指定文化財）

歴史的風致形成建造物の指定を行い、平成28年度から30年度にかけて、外観及び内部の保存改修を行い、改修後は滞在型交流施設としての活用を図る。改修については、当該建造物が重要文化財に隣接した歴史的建造物であることから、改修の実施にあたっては、建造物の価値や周辺の歴史的景観を損なわないよう文化庁や徳島県教育委員会及び所有者と協議を行う。

未指定につき、現状変更等の手続きは発生しない。

●山下家別邸保存修理（未指定文化財）

歴史的風致形成建造物の指定を行い、平成26年度から28年度にかけて、外観及び内部の保存改修を行い、改修後は交流施設及び情報発信施設としての活用を図る。改修については、当該建造物が伝統的な町並みの中心部にある歴史的建造物であることから、改修の実施にあたっては、建造物の価値や周辺の歴史的景観を損なわないよう有識者や所有者と協議を行う。

未指定につき、現状変更等の手続きは発生しない。

④文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

【祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域】

◎祖谷街道と西祖谷蔓橋周辺

重点区域内の象徴的建造物となっている「祖谷の蔓橋」（国指定重要有形民俗文化財）を文化財の保存、活用を行うための施設と位置づけ、来訪者への建造物の公開と、周辺景観の保全や周辺設備の充実を図る。

◎木村家住宅、平家屋敷（阿佐家住宅）周辺

重点区域内の象徴的建造物となっている「阿佐家住宅」、「簾庵住宅」、「武家屋敷」、「木村家住宅隠居屋」を文化財の保存、活用を行うための施設と位置づけ、老朽化が見られる建造物について解体・復元による保存修理を行う。修理後は、来訪者への建造物の公開を行い、平家伝説や祖谷地方の歴史文化資料の展示を行う等の施設充実を図る。平成30年度までにこれらの施設への来訪者の誘導と活用を促進するため案内板、標柱等を要所に設置する。

文化財の保存活用施設として設置している東祖谷歴史民俗資料館は、祖谷地方の歴史資料、民俗資料等を展示、公開している。今後も内容設備を充実させ地域文化の拠点施設、交流施設としての活用を推進する。

◎三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区周辺

重点区域内の核となる施設とするため、保存修理した長岡家住宅、小采家住宅を公開施設として、古民家の公開と地域の歴史資料、民具の展示、郷土料理等の体験講座やイベントの開催、案内資料を充実させ来訪者の拠点施設として活用する。平成30年度までにこれらの施設への来訪者の誘導と活用を促進するため案内板、標柱等を要所に設置する。

【箸蔵寺とうだつの町並み周辺地域】

重点区域内の文化財の保存活用を行う施設として池田町のうだつの町並みの中核に「阿波池田うだつの家」として「旧真鍋家住宅」が公開されている。その中に「阿波池田たばこ資料館」を設置し、この地域の発展を支えた、たばこ産業関連の歴史資料が多数展示されている。主なものに藩政期に三好地域で発明されたといわれる匏（かんな）による葉たばこ刻み機（剪台）のレプリカや明治期に江戸で発明され、明治10年代に三好地域に導入されたといわれるぜんまい式の刻み機（実物）が展示されている。この施設は、三好市の周遊観光コースにもなっており、この地域の歴史や文化財、観光資源の情報提供施設として文化財保存と文化伝承の啓発に大きな役割を担っている。

井川町辻地区にある井川歴史民俗資料館では、たばこ産業で隆盛を極めた辻地区の当時の隆盛ぶりを今に伝えるたばこ産業関連の歴史資料が多数展示されている。主なものに刻みたばこの包装紙や広告（引き札）をはじめ、匏式の葉たばこ刻み機（剪台）のレプリカが展示されている。このレプリカは地元の木工業者が「たばこと塩の博物館」（東京）にあった機械の設計図や地元民家に残っていた一部の部品などを頼りに平成3年に忠実に作成したものである。この施設は、四国内の博物館や資料館を巡る「ミュージアム88カードラリーin四国」の周遊施設にもなっており、この地域の歴史や文化財、観光資源の情報提供施設として一躍を担っている。

今後は、重点区域内にある池田町と井川町の伝統的な町並みがたばこ産業の発展と共に形成された歴史的背景が共通していることから、阿波池田たばこ資料館と井川歴史民俗資料館の間におけるたばこ産業関連の歴史資料の移動展示や共通テーマを基にした公開資料の作成と展示により、施設館の連携を図り、文化財の保存、活用施設としての機能充実を図る。

⑤文化財周辺の環境の保全に関する具体的な計画

【祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域】

◎祖谷街道と西祖谷蔓橋周辺

重点区域は、平成22年度に策定した「三好市景観計画」において、歴史的風致ゾーンⅠとして設定し、平成24年4月に制定の「三好市景観条例」や徳島県屋外広告条例等を適用し、現在、景観を阻害している案内板、看板等の屋外広告物に対し規模、色彩等の規制措置を行う。

また、蔓橋架け替えに不可欠なシラクチカズラ等の資材確保のため、現在国有林内において苗木の植栽活動に取り組んでいる。今後も「祖谷のかすら橋架け替え資材確保実行委員会」、徳島森林管理署や地元学校関係者と連携し、資材の育成と良好な森林環境の保全に努める。



■蔓橋資材確保のためのシラクチカズラ植栽活動

◎木村家住宅、平家屋敷（阿佐家住宅）周辺

重点区域は、古民家を核とした農村集落で形成されている。農村集落と一体となり、環境を維持している耕作地の保全対策として、集落内の田畑の耕作放棄地の解消を図るため、農林水産省の耕作放棄地再生利用交付金を活用し、地域で活動するコミュニティ祖谷、活菜祖谷村、学校関係者と連携しながら耕作放棄地に地域の伝統作物である「ごうしゅういも」「祖谷蕎麦」等の栽培を推進し、耕作放棄地の解消を進める。

◎三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区周辺

重点区域は、古民家を核とした農村集落で形成されている。特に三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区は、三好市伝統的建造物群保存地区保存条例、保存計画により周辺の環境保全を図っている。併せて平成24年4月施行の景観条例により建築物の外観、色彩等の規制措置を設け景観の保護に努める。

平成26年度から30年度で景観を阻害している道路工作物の美装化（舗装道路の地道風舗装等）を三好市伝統的建造物群保存地区審議会等の意見を考慮して実施する。

また、農村集落と一体となり環境を維持している耕作地の保全対策として集落内の田畑の耕作放棄地の解消を図るため、平成22年度から平成25年度において農林水産省の耕作放棄地再生利用交付金を活用し地域で活動する落合重要伝統的建造物群保存協議会、奥祖谷めんめ塾と連携し耕作放棄地に地域の伝統作物である「祖谷蕎麦」、「ごうしゅういも」等の栽培を推進し良好な農村集落の環境保全を図る。

【箸蔵寺とうだつの町並み周辺地域】

重点区域は、「三好市景観計画」において、歴史的風致ゾーンⅡ及び市街地景観ゾーン、集落景観ゾーンに設定し、三好市景観条例や徳島県屋外広告条例等を適用し、現在、景観を阻害している案内板、看板等の屋外広告物に対し規模、色彩等の規制措置を行う予定である。また、少子高齢化と過疎化の進行は、消費人口の減少、商業の低迷を深刻なものとし、空き家、空き地が拡大するなど良好な町並みが失われつつあり、今後はこうした空き家、空き地等をうだつの町並み

の活用施設として整備する等、有効な土地利用を推進し、周辺の環境保全を図る。

平成26年度から30年度において、井川町辻町の伝統的な町並み内で景観を阻害している道路工作物の美装化（舗装道路の地道風舗装等）や歩道整備等の町並み修景整備を歴史的な景観に考慮して実施する。

⑥文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

【祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域】

◎祖谷街道と西祖谷蔓橋周辺

重点区域内は、本市の来訪者の交流が最も盛んで、地域資源である平家落人伝説に関する文化財や観光資源のほか、阿波山岳武士にまつわる屋敷等の歴史的建造物が残る地域であるので、これらの歴史的文化遺産を活用した地域活性化を図る必要がある。このため拠点施設となる「かずら橋夢舞台」で開催される「祖谷平家まつり」では、平家の武者行列や、「西祖谷の神代踊」を始めとした重点区域内の伝統芸能、伝統文化の公開を行い、来訪者の平家伝説や地域の伝統芸能への理解向上に努める。併せて、「徳善家住宅」等の詳細調査が行われていない歴史的建造物の総合調査を行い、歴史的文化遺産の掘り起こしと価値づけを行う。

今後もふるさとづくり実行委員会、三好市商工会、奥祖谷めんめ塾や伝統芸能保存活動団体と連携し、「祖谷のからくり舞台」等周辺の文化財、遺跡や観光資源の情報を来訪者に提供し、保存の普及啓発に努める。保存と活用に不可欠な蔓橋架け替えの伝統技術や西祖谷の神代踊、後山・徳善のからくり襖絵等の伝統芸能の担い手育成については、各保存団体に対する支援事業（運営補助、用具整備補助、映像記録保存等）を継続し、伝統技術や伝統芸能の保護と技術者や後継者の継承に努める。

◎木村家住宅、平家屋敷（阿佐家住宅）周辺

重点区域内の歴史的建造物である「木村家住宅」及び「木村家隠居屋」、「阿佐家住宅（平家屋敷）」、「簾庵住宅」、「武家屋敷」を活用し、平家落人伝説地巡り、平家赤旗運動や「ごうしゅういも」、「祖谷蕎麦」の郷土料理の伝承活動や伝統文化を体験し伝承する活動が地域活性化団体コミュニティ祖谷、活彩祖谷村、特定非営利団体簾庵トラストによって展開されている。今後は、地域の活動団体、学校と連携し、伝統作物の農業体験や平家伝説と地域の歴史に関する研修講座を開催し、来訪者と地域の担い手となる後継者に地域固有の歴史と伝統文化を伝承し、その理解と保存継承に努める。

◎三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区周辺

重点区域内では蕎麦打ち、かずら工芸、茅葺き、石積み、田植え、かかし作り等の各種体験学習が奥祖谷めんめ塾、落合重要伝統的建造物群保存協議会、かかしづくりプロジェクト、NPO法人倫理生活指導センター等の団体によって行われている。また、現在、観光課が主管となり、各団体と連携し、地域の資源を活用した地域の活性化と来訪者の増加を図るため、平家伝説歴史

【箸蔵寺とうだつの町並み周辺地域】

重点区域内の文化財の保存、活用に関する普及、啓発の取り組みについては、「旧真鍋家住

宅」を一般公開施設として開放することにより、来訪者に対し、「うだつの家」の歴史や伝統産業や伝統文化への理解と保存の必要性の啓発を進めている。

今後は、池田町の町並み周辺で地元NPOや商店主によって開催されているイベント「うだつマルシェ」等に市内外から多くの来訪者が訪れるため、この機会を利用し、阿波葉の刻みたばこによる伝統産業や伝統文化を地域に伝える「刻みたばこ実演会」や地域に伝わる伝統芸能の「阿波池田たばこ踊り」の公開等を計画している。また、井川町にある井川民俗資料館には、刻みたばこ産業の歴史や文化を今に伝える資料が多数展示されていることから、今後、地元主催の地域おこしイベントや池田の公開イベントとタイアップさせた普及啓発を計画していく。

このほか、三好市と三好市観光協会が連携して、池田町の「うだつの町並み」エリアを歩きながら、刻みたばこの歴史や生活文化を身近で楽しんでもらう「まち歩き」事業を展開し、一定の成果を得ているので、井川町辻地区の町並みについても今後、池田町でのノウハウも生かした「まち歩きのプログラム」の作成やガイド育成講座を計画している。将来的には、池田町と井川町の刻みたばこの歴史と文化をタイアップさせた活動やイベントを展開することで、重点区域の文化財や伝統的な町並みへの保護と活用に関する普及啓発を図られる。



■公開施設の旧真鍋家住宅
(阿波池田たばこ資料館)

⑦重点区域全般にわたるその他の具体的な計画

●文化財の防災に関する具体的な計画

【祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域】

祖谷街道沿いに広がる重点区域は山村過疎地域で少子高齢化が進む集落が点在する地域である。消防機関からの距離が遠く、アクセス道も十分整備がされていない等、防災に対する課題を残している。

こうした社会環境のもと防災に迅速に対応し人命財産、文化財を保護するため地域住民の防災意識の高揚と防災体制の確立、迅速な初期初動を行うための施設設備の整備を推進する。防災体制については三好市地域防災計画に基づき地域防災組織の体制づくりの強化を進めている。施設設備の整備については、老朽化による機能低下が生じていた重要文化財木村家住宅の防火設備の改修を平成23年度に実施する等、緊急度の高いものから整備を進めている。特に三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区は、古民家集落となっており、近年、茅葺き屋根の復原を進めていることから、平成25年度から平成26年度にかけて「防災計画」を策定し、施設設備と防災体制の充実を図る。また、この地域は、急傾斜地崩壊地区、地すべり防止区域等に指定されている地区が多くあり、文化財周辺には崩壊、地すべり、倒木等災害の危険性を多く含んでいる。地域防災組織等による定期的な巡回活動を行い、特に緊急度の高いものについては関係機関と協議し、具体的な防止策を講じる。

防災、防犯活動については、消防設備、防犯設備の整備とともに消防関係団体、行政関係者、警察との連携により危険箇所の定期点検や通報訓練、消火訓練、避難訓練等総合的訓練を実施し、防災、防犯の徹底を図る。

【箸蔵寺とうだつの町並み周辺地域】

重点区域は池田町の中心市街地周辺及び隣接の井川町の国道192号周辺に位置し、伝統的な町並みにみられるように歴史的建造物と大型店舗、商家、民家が一体となっており火災等の災害が発生すると被害が拡大する恐れのある地域である。

こうした社会環境のもと文化財、町並みの防災体制については三好市地域防災計画に基づき地域住民の防災意識の高揚と初期初動の重要性から地域自主防災組織の体制づくりの強化を推進している。

また、文化財の防災施設については、一般公開されている「旧真鍋家住宅」は町並みの中核にあり夜間無人となるため、消火器、自動火災報知器と機械警備システムを設置し防災、防犯に努めている。

重要文化財である箸蔵寺は、大規模な建造物で消防関係車両のアクセス整備が十分でない箸蔵山に位置し、防火、防災に対する整備が必要である。現在、消火器及び自動火災報知器、消火栓、防火水槽を設置し災害の防止に備えている。

今後は防災、防犯設備の保守点検を徹底しその管理に努めるとともに一層防災、防犯意識を高めるため重点区域内において消防、警察との連携により、通報訓練、消火訓練、避難訓練等総合的訓練を実施し、防災、防犯の徹底を図る。

●埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画**【祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域】**

祖谷街道沿いの重点区域内には、「七人塚」、「北六郎三郎の墓」、「平家の墓」「御火葬場」等13箇所の包蔵地が所在する。これらのほとんどは中世の遺跡であり、平家伝説を始めとした地域の歴史に深く関連しており、歴史的風致を形成する建造物として保護の対象とする。

重点区域内における埋蔵文化財の保護に関する啓発活動を行うと共に包蔵地における開発事業関係者や包蔵地外での不時発見者に対し現状保存に向けた協議と指導を行いその保護に努める。

包蔵地外や近世以降の遺跡についても絵図や文献等により調査を行い、包蔵地の可能性があると思われる箇所は、徳島県、文化庁の指導、助言のもと常に注意を払い、踏査等の調査を実施し、開発にあたっては、包蔵地に準じた取り扱いを行い、重要なものについては、徳島県と協議し、包蔵地に追加し保護に努める。

【箸蔵寺とうだつの町並み周辺地域】

伊予街道、撫養街道沿いの重点区域内には「池田城跡」、「矢塚古墳」、「東州津」、「西州津」等45箇所が包蔵地となっている。これらの殆どは中世の遺跡で城跡、集落、墳墓等は地域の歴史に深く関連しており歴史的風致を形成する建造物として保護の対象とする。重点区域内における埋蔵文化財の保護に関する啓発活動を行うと共に包蔵地における開発事業関係者や包蔵地外での不時発見者に対し現状保存に向けた協議と指導を行いその保護に努める。

また、包蔵地外や近世以降の遺跡についても絵図や文献等により調査を行い、包蔵地の可能性があると思われる箇所は徳島県、文化庁の指導、助言のもと常に注意を払い踏査等の調査を実施し、開発にあたっては包蔵地に準じた取り扱いを行い、重要なものについては徳島県と協議し、包蔵地に追加し保護に努める。

●文化財の保存、活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備

現在、文化財の保存及び活用に積極的に取り組んでいる団体は、以下のとおりである。西祖谷の神代踊等、伝統芸能保存団体については、組織運営と衣装道具の整備に必要な支援を行う。

文化財を保存、活用し地域づくりに取り組んでいる各団体と行政部局が相互連携できる組織づくりを推進し、人材育成や文化財の保存と活用に向けた活動の強化を図る。

【祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域】

団体名等名称	活動拠点	活動の概要
伝統芸能保存団体 神代踊保存会他8団体	市内	西祖谷の神代踊等地域の伝統芸能の保存と公開活動
ふるさとづくり実行委員会	東西祖谷地区	平家まつりの開催、伝統芸能の公開活動
NPO法人倫理生活指導センター	落合地区	田植え、稲刈り、脱穀等伝統的作業の体験学習と地域の歴史探訪活動
奥祖谷めんめ塾	祖谷地区	平家落人伝説など探訪ウォーキング 街道の整備、美化活動
コミュニティ祖谷	祖谷地区	平家落人伝説など探訪ウォーキング
活彩祖谷村	祖谷地区	赤旗運動、休耕田を活用しソバ、ゴウシュウイモの栽培活動
NPO法人簾庵トラスト	祖谷地区	落合地区古民家ステイ事業の運営、茅葺き資材の確保活動
落合重要伝統的建造物群保存協議会	落合地区	伝統建築茅葺き屋根の葺き換え技術の伝承と茅等の資材確保活動
一般社団法人そらの郷	市内	文化財と観光地を組み合わせた歴史文化体験ツアーの企画

【箸蔵寺とうだつの町並み周辺地域】

団体名等名称	活動拠点	活動の概要
たばこ踊り保存会	池田町内	伝統芸能たばこ踊りの保存と公開活動
三好市観光協会	市内	文化財の掘り起こし活動と歴史探訪ツアーの企画、ガイド養成講座
一般社団法人そらの郷	市内	文化財と観光地を組み合わせた歴史文化体験ツアーの企画
三好市文化協会	市内	市内の伝統芸能、文化の公開活動
阿波のまちなみ研究会	県内	徳島県内の町並みや集落、伝統的建造物等の調査活動
三好市郷土史研究会	市内	市内の伝統的建造物、石造物等の調査活動
NPO法人マチとソラ	池田町内	町並みにある空き家（シェアハウス）を活用してのイベント活動
井川町辻地区町並み調査委員会	井川町内	井川町辻地区の町並み調査

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

重点区域内の歴史的風致維持向上施設の整備及び管理については、次の視点で実施する。

1. 歴史的建造物の整備と管理

重点区域内の拠点施設となっている歴史的風致形成建造物のほとんどは老朽化しており保存修理が必要である。周辺景観との調和を図りながら市民や来訪者の活動と交流が促進できる施設として整備する。併せて歴史的風致の向上を図れるよう所有者と連携し適切な管理に努める。

2. 公共施設、公用施設の整備と管理

重点区域内の核となる歴史的風致形成建造物の周辺において道路の修景や歩行空間の整備と自然林や農地の環境保存を図り、歴史的風致の維持向上を目指す。管理については、関係部局及び町内組織等と協力し清掃等の維持管理を適正に行っていく。

3. 歴史的風致維持向上施設の案内施設の整備

歴史的風致維持向上施設への来訪者の誘導と保護啓発のため、適所に標識、説明板等を整備する。併せて歴史的風致維持向上施設としての機能が維持できるよう管理に努める

(1) 歴史的建造物の整備と管理

●奥祖谷二重かずら橋保存修理事業

〔整備主体〕 三好市

〔事業名〕 歴史的環境形成総合支援事業・市単独事業

〔事業期間〕 平成22年度から23年度

〔位置〕 三好市東祖谷名頃

〔事業の概要〕 奥祖谷二重かずら橋の架け替え保存を実施する。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

祖谷の蔓橋は、祖谷地方、三好市の代表的な歴史文化遺産となっている奥祖谷の二重かずら橋（男橋、女橋）は未指定文化財となっており、定期的な架け替えは行われておらず老朽化している。奥祖谷二重かずら橋を歴史的風致形成建造物として指定し、定期的な架け替えを実施することにより歴史的風致の中核となっている伝統建造物の良好な保全と伝統技術の担い手育成を図ることができ、歴史的風致の維持向上に寄与することができる。

■奥祖谷二重かずら橋



男橋



女橋

●阿佐家住宅保存修理事業

〔整備主体〕 三好市

〔事業名〕 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の基幹事業）

〔事業期間〕 平成23年度から29年度

〔位置〕 三好市東祖谷阿佐

〔事業の概要〕 阿佐家住宅（平家屋敷）の建物を購入し、解体、復原修理を実施する。敷地は徳島県指定区域を借り受け、周囲の建物、屋敷林、庭園等を市の文化財公開施設として、一体管理を行う。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

当該住宅は、平成12年に県指定有形文化財に指定され、平家伝説のシンボリック建造物となっている。築後150年以上が経過し、老朽化に伴う大規模改修が必要であるが、個人による維持管理が困難な状況にあるため、市が歴史的風致形成建造物として公有化し、保存修理工事を行う。修理は、痕跡や史料等に基づく復原工事を行う。修理後は、施設を一般公開し、祖谷地域の歴史と文化を今に伝える公開・体験型文化財施設として利用促進を図る。これにより、歴史的建造物の保全が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■10年程前の阿佐家住宅



■現在の阿佐家住宅



■上空から見た阿佐家住宅と屋敷構え

● 簾庵住宅保存修理事業

- 〔整備主体〕 所有者
 〔事業名〕 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）
 〔事業期間〕 平成23年度から24年度
 〔位置〕 三好市東祖谷釣井
 〔事業の概要〕 簾庵住宅の保存修理を実施する。
 〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

簾庵は、重要文化財の木村家住宅（元禄12年築）と間取りや構造に共通部分があるため、元禄時代に建築されたものと推測されている。釣井地区に残っている古民家の一つであり、地域を代表する建造物の一つとなっている。所有管理は個人となっており、これまで維持管理に努めてきたが老朽化が激しく屋根の葺き替え等の修復が急務となっている。この貴重な建造物を歴史的風致形成建造物として指定し、保存修理し、交流施設として公開することにより来訪者に対して地域の伝統的建造物と生活慣習の理解を深めることができる。



■ 屋根の葺き替えが急がれている



■ 簾庵住宅



■ 住宅の内部

●旧真鍋家住宅保存修理事業

- 〔整備主体〕 三好市
- 〔事業名〕 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）
- 〔事業期間〕 平成24年度
- 〔位置〕 三好市池田町マチ
- 〔事業の概要〕 うだつの家、たばこ資料館の保全改修を実施する。
- 〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

うだつの家、たばこ資料館として活用している旧真鍋家住宅は、平成8年に市の有形文化財に指定されている。うだつの町並みの中核的な建造物で各種教室が開催されるなど、来訪者や地域住民の貴重な交流の場となっている。建造物は市が所有管理しているが、老朽化により雨漏り等が発生し、公開施設としての機能に支障をきたしている。歴史的風致形成建造物として指定し、改修することにより歴史資料の展示施設と文化活動の拠点施設が保存され、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■旧真鍋家住宅



■老朽化により屋根根部からの雨漏りがみられる



●山下家別邸保存修理事業

- 〔事業主体〕 三好市
- 〔事業名〕 市単独事業
※社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の基幹事業）
の活用を検討
- 〔事業期間〕 平成26年度から28年度
- 〔位置〕 三好市井川町辻地区 山下家別邸
- 〔事業の概要〕 辻地区で空き家となっている伝統的な町屋を改修整備し、来訪者と地域住民との交流施設や伝統的な町並みを紹介する情報館として活用を図る。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

井川町辻地区の伝統的な町並み沿いで空き家となっている町屋を市が借り受け、辻の町並み保存に関する活動の拠点施設として改修整備を行う。整備後は、辻を訪れる来訪者と地域住民との交流の場として活用が図られるほか、たばこ産業で栄えた辻の伝統的な町並みや歴史的建造物に関する情報を発信する情報館として使用できる。このことにより、多くの人々が辻地区の町並み保存に対する認識を深めることができ、歴史的風致の維持向上に寄与することができる。



■整備予定の山下家別邸
伝統的な町並みの中心部にある明治期築の町屋で、辻の町並みの歴史を知る上で貴重な歴史的建造物となっている。



■辻町の町屋を象徴する大型のうだつや空襲から逃れるために黒塗りされたと伝わる漆喰壁等が残る。



■町並みの周遊コース内には、辻の町並みに関する情報を発信できる拠点施設が整備されていない。

●川人家長屋門保存修理事業

- 〔整備主体〕 三好市
- 〔事業名〕 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）
- 〔事業期間〕 平成25年度
- 〔位置〕 三好市池田町西山
- 〔事業の概要〕 市が公有化し、保存改修を実施する。
- 〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

当該建造物は、平成2年に県の有形文化財に指定されている。建築後約240年が経過し、老朽化が進んでいるため、早急な屋根の葺き替え工事が必要な状況である。

この門は、古い街道沿いに栄えた農村集落である西山地区の与頭庄屋の形式を伝える貴重な建造物であり、今回、歴史的風致形成建造物として指定し、改修事業を行い、良好な保存を図ることにより歴史的風致の維持に寄与することができる。



■川人家長屋門



■平成5年に葺き替えされたが、現在では老朽化で屋根部の傷みがひどい

●三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区保存修理事業

- 〔整備主体〕 所有者
 〔事業名〕 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業
 〔事業期間〕 平成22年度から30年度
 〔位置〕 三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区
 〔事業の概要〕 保存地区の住宅15棟の保存修理を実施する。
 〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

保存地区は、平成17年に国の選定を受け、地区内の建造物の内、54棟が特定物件となっている。保存地区の建造物の大部分は個人所有となっており建築後年数も経過し老朽化が進んでいる建造物が多く、維持管理が課題となっている。こうした地区住民の生活基盤である建造物を改修を行う。改修後は、生活環境が良好に整備されることで歴史的建造物と周辺の歴史的景観の保全が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



①主屋の保存修理



②主屋と隠居棟の保存修理

●三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区建造物保存修理事業

〔整備主体〕 三好市

〔事業名〕 文化財建造物等を活用した地域活性化事業・
社会資本整備総合交付金事業（地域住宅計画に基づく事業）

〔事業期間〕 平成22年度から26年度

〔位置〕 三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区

〔事業の概要〕 保存地区の空き家8棟を改修し、滞在型交流施設として活用を図る。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

保存地区の空き家で老朽化が進み維持管理が困難な伝統的建造物等を改修を行う。改修後は、滞在型交流施設として活用するとともに、来訪者に対して保存地区内の生活体験交流の場として利用することにより、良好な集落景観の維持や交流人口増加による地域活性化が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与することができる。

実施にあたっては、実施対象となる建造物並びに実施仕様について、文化庁と協議の上行う。



■保存地区内にある空き家

●三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区景観改善事業

- 〔整備主体〕 所有者
- 〔事業名〕 市単独事業
- 〔事業期間〕 平成22年度から30年度
- 〔位置〕 三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区
- 〔事業の概要〕 保存地区の建造物の屋根の塗り替え及び張り替えを実施する。
- 〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

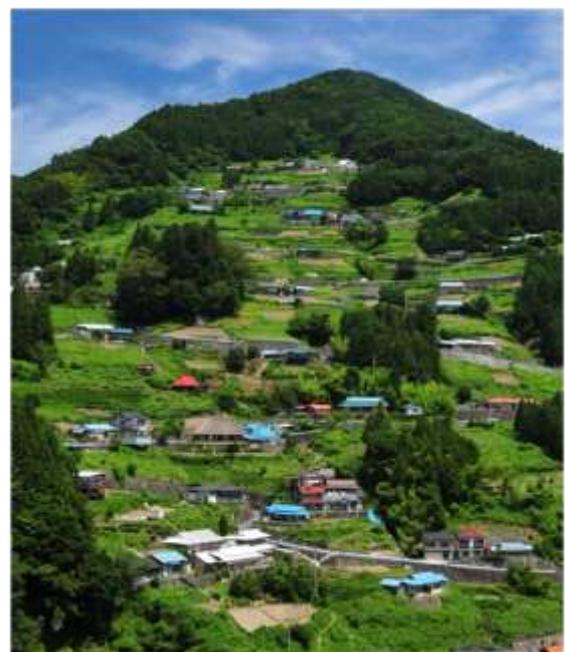
保存地区にある建造物の屋根の塗り替え及び張り替えを保存活用ガイドラインに準じた内容で改修を行う。改修後は、保存活用ガイドラインの色彩（焦げ茶）に統一が図られることで、保存地区の景観改善による歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



▲塗替え前



▲塗替え後



▲修景を行う前の保存地区全景

●喜多家住宅（武家屋敷）保存修理事業

〔整備主体〕 三好市

〔事業名〕 景観形成総合支援事業

〔事業期間〕 平成22年度

〔位置〕 三好市東祖谷大枝

〔事業の概要〕 喜多家住宅（武家住宅）の廃屋民家の撤去を実施する。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

当該住宅には宝暦13年（1764）の棟札が残っている。祖谷36名主のうちの1軒と伝えられる住宅で地域の歴史を知る上で価値が高く、大枝集落の代表的な建造物である。

現在、市が管理し公開施設として活用しているが、老朽化により屋根の損傷が激しかったため、平成21年度に屋根の改修を行った。平成22年度において、景観を阻害している隣接の廃屋民家の除去を行う。

当該建造物を景観重要建造物に選定し、隣接する廃屋民家を撤去することにより、周辺の景観を改善することができ、良好な山村集落の維持と向上を図ることができる。



■喜多家住宅



■景観を阻害している隣接の廃屋

●木村家住宅隠居屋保存改修事業

- 〔整備主体〕 所有者
- 〔事業名〕 市単独事業
※社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の基幹事業）の活用を検討
- 〔事業期間〕 平成28年度から30年度
- 〔位置〕 三好市東祖谷釣井
- 〔事業の概要〕 木村家住宅隠居屋を滞在型交流施設に改修する。
- 〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

木村家住宅隠居屋は藩政期の建造物で、急傾斜地に主屋、隠居屋と横一列で配置される祖谷地方の独特な屋敷構えに残る貴重な建造物である。所有及び管理は個人となっているが、老朽化が進み改修が急務となっているため、歴史的風致形成建造物にて指定し保存改修を行う。重要文化財建造物に隣接する建物であることから、改修の際は、防災面の安全性に留意し防災設備の設置等を行う。改修後は滞在型交流施設として利用促進を図ることで、歴史的建造物の保全や祖谷地方の生活文化への理解が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。

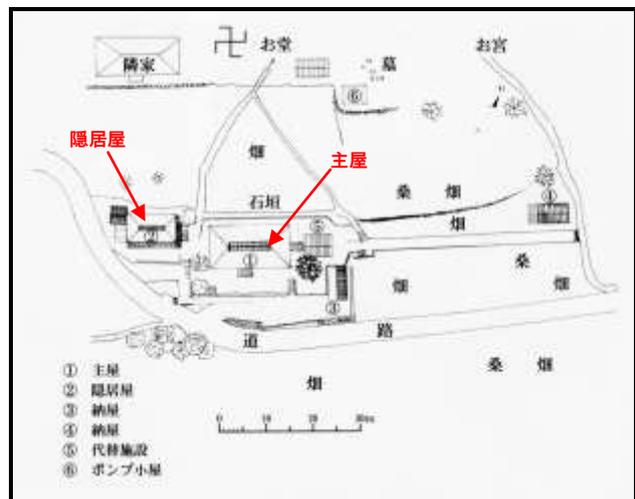


木村家住宅
(隠居屋)



木村家住宅
(隠居屋)

木村家住宅
(主屋)



■重要文化財木村家住宅の主屋に隣接する隠居屋祖谷地方の特有的な屋敷構えを残している。

(2) 公共施設、公用施設の整備と管理

●奥祖谷二重かずら橋周辺の遊歩道整備事業

〔整備主体〕 三好市

〔事業名〕 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

〔事業期間〕 平成22年度

〔位置〕 三好市東祖谷名頃

〔事業の概要〕 奥祖谷二重かずら橋施設周辺の遊歩道の整備を実施する。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

奥祖谷二重かずら橋（男橋、女橋）は、自然環境に恵まれた奥祖谷地方の貴重な歴史的建造物となっており、来訪者の交流の拠点施設となっている。

この施設周辺及び剣山国定公園を散策する遊歩道を整備することにより、来訪者の安全の確保や施設の維持管理の向上と周辺の自然環境の保全を図ることができ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。

【遊歩道の整備イメージ】



■整備前状況



■整備後状況



■整備前状況



■整備後状況



●農地の保全整備と遊休地の活用事業

〔整備主体〕 三好市

〔事業名〕 耕作放棄地再生利用交付金

〔事業期間〕 平成22年度から26年度

〔位置〕 三好市全体

〔事業の概要〕 歴史的風致維持向上施設周辺の農地の保全と遊休地の活用を図る。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

歴史的風致維持向上施設周辺に散在している農地は歴史的風致を形成する重要なものである。近年の過疎化等により荒廃や耕作放棄が進み山村集落の景観は失われつつある。

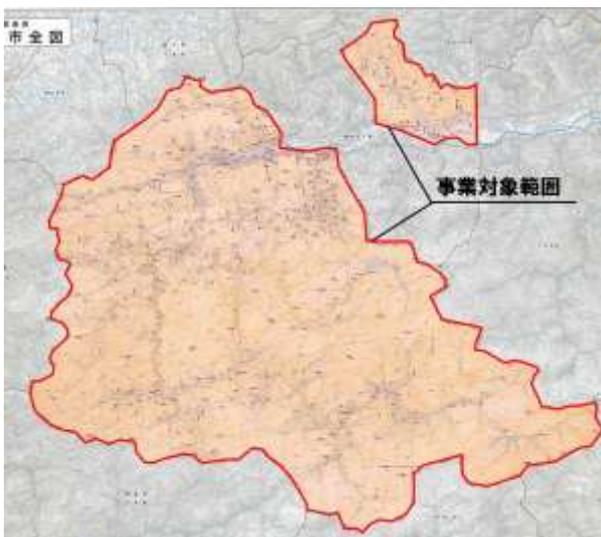
こうした農地及び耕作放棄地を解消するための調査事業、啓発活動とともに再生活動として、地域に適した伝統作物である祖谷蕎麦、ごうしゅういも等の作物を奨励し、農地の保全整備と遊休地の活用を図ることで山村集落の歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■耕作放棄地の状況



■祖谷蕎麦の栽培風景



■祖谷蕎麦の収穫風景



■耕作放棄地の再生作業風景

●三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区景観改善事業

〔整備主体〕 三好市

〔事業名〕 市単独事業

※重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業の活用を検討

〔事業期間〕 平成24年度から30年度

〔位置〕 三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区

〔事業の概要〕 保存地区の特定物件となっている石垣の保存修理を実施する。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

伝統的建造物（工作物）として保存されている伝統的な石積みは、保存地区の重要な施設となっている。一部に崩壊や損壊による維持補修の必要な箇所が確認されるため、修理を行うことにより、伝統的な石積みの手法が後世に伝承されることになり、保存地区の歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



●三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区景観改善事業

- 〔整備主体〕 三好市
- 〔事業名〕 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
- 〔事業期間〕 平成23年度から30年度
- 〔位置〕 三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区
- 〔事業の概要〕 保存地区内の道路構造物等景観を阻害している工作物の改修を実施する。
- 〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

保存地区内に整備されている道路工作物は、景観を阻害する要因となっているため、景観に配慮した道路美装化（地道風のイメージで舗装）を行う。道路美装化後は、保存地区の景観改善が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■道路美装化(地道風舗装)前



■道路美装化(地道風舗装)後



■保存地区内の状況

●辻の町並み歩道整備事業

〔整備主体〕 三好市

〔事業名〕 市単独事業

※社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討

〔事業期間〕 平成28年度から30年度

〔位置〕 三好市井川町辻

〔事業の概要〕 辻の町並みの周遊する歩道、道路等の周辺施設の整備

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

藩政期から明治期にかけて、たばこ産業で栄えた往時の町並みが残る井川町辻地区の伝統的町並みは、町並み調査等によってその価値や魅力が次第に知られつつあり、町並みを訪れる来訪者が増えつつある。しかしながら、伝統的な町並みを回るための周遊ルートが未整備である。

このため、町並み周遊ルートの整備（歩道整備、道路美装化等）を行う。整備後は、来訪者が町並みを安全で快適に周遊できることとなり、交流人口の増加や伝統的な町並み景観に対する理解が得られることで歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■辻の伝統的な町並みへの来訪者が増えつつあり、周遊ルートの整備が望まれている。



(3) 歴史的風致維持向上施設の案内施設の整備

●歴史的風致維持向上施設の活用促進

- 〔整備主体〕 三好市
- 〔事業名〕 市単独事業
※社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
- 〔事業期間〕 平成27年度から30年度
- 〔位置〕 三好市西祖谷山村、東祖谷、池田町、井川町
- 〔事業の概要〕 案内板・説明板の整備、周遊ルートマップ作成
- 〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

重点区域内において歴史的風致形成建造物を紹介する説明板や現地誘導看板が未整備であるため、説明板や現地誘導看板及び来訪者のための周遊ルートマップを作成する。
事業後は、交流人口の増加や来訪者に対して歴史的建造物の保存と活用への理解が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■案内板(阿佐家周辺)



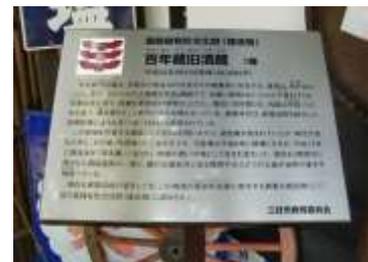
■説明板イメージ写真



■案内板(木村家、簾庵周辺)



■現地誘導看板イメージ写真



ハ. その他、歴史的風致維持向上に資する事業

三好市における歴史的風致の維持及び向上に寄与する施策として次のソフト事業を地域の活動団体と連携し実施する。

①文化財保護活動、地域資源を活用した啓発事業

●祖谷平家まつり

〔事業主体〕 ふるさとづくり実行委員会

〔事業名〕 実行委員会単独事業

〔事業期間〕 平成22年度から30年度

〔位置〕 三好市西祖谷山村、東祖谷

〔事業の概要〕 平家落人伝説を題材とした武者行列、西祖谷の神代踊（重要無形民俗文化財）等、民俗文化財の公開。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

かずら橋夢舞台周辺で開催される祖谷地区最大のイベント行事である。祖谷の粉ひき節日本一大会、重要無形民俗文化財の「西祖谷の神代踊」等、祖谷の郷土芸能も披露され、最後には、平家落人伝説を題材とした武者行列が行われる。鎧姿の平国盛や若武者、みこしに乗った安徳帝に扮した役者が約1kmを優雅に練り歩く。

歴史的建造物である重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」を舞台に地域固有の伝統芸能、歴史文化を題材としたイベントを開催することにより、伝統文化の保護と啓発が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■武者行列(平家まつり)

●襖からくり公演会

〔事業主体〕 後山からくり襖絵保存会
徳善襖絵からくり舞台実行委員会

〔事業名〕 保存会単独事業

〔事業期間〕 平成22年度から30年度

〔位置〕 三好市西祖谷山村

〔事業の概要〕 市の有形民俗文化財「襖絵」と多彩な郷土芸能の公開。

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

西祖谷山村の後山地区や徳善地区にあるからくり舞台では、市指定有形民俗文化財の「後山からくり襖絵」と「徳善からくり襖絵」が公開されている。

襖絵の操作技術や伝統芸能を披露することにより、各保存団体、来訪者の交流が深まり地域の伝統文化に対する意識の高揚と保存への啓発が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■後山地区での襖からくり

●親子でふれあう重でんけん

- 〔事業主体〕 NPO法人倫理生活指導センター
 〔事業名〕 団体単独事業
 〔事業期間〕 平成22年度から30年度
 〔位置〕 三好市東祖谷
 〔事業の概要〕 三好市東祖谷山村落合重要伝統的建造物群保存地区での体験学習

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

山の急斜面に広がる落合集落で親子がふれあいながら田植え、稲刈り、昔の農機具を使った脱穀等、昔ながらの米作り体験や集落の散策等の自然体験学習を行う。こうした体験を通じて地域の自然や伝統文化に触れることにより、次の世代を担う心豊かな子どもたちを育成することができる。また、山村と都会の人たちとの交流が深められ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■落合地区での田植え体験

●茅刈りと石積み体験

- 〔事業主体〕 落合重要伝統的建造物群保存協議会
 〔事業名〕 協議会単独事業
 〔事業期間〕 平成22年度から30年度
 〔位置〕 三好市東祖谷
 〔事業の概要〕 三好市東祖谷山村落合重要伝統的建造物群保存地区での体験学習

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

保存地区にある古民家の屋根を茅葺きに復原するための茅の採集や伝統的建造物の石積み体験を実施することにより、茅葺き替えや石積み技術の継承や人材確保が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■落合地区での石積み体験

●「平家落人伝説」探訪ウォーキング

- 〔事業主体〕 三好市商工会、奥祖谷めんめ塾
 〔事業名〕 団体単独事業
 〔事業期間〕 平成22年度から30年度
 〔位置〕 三好市内各地
 〔事業の概要〕 歴史文化めぐり、体験学習

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

平家落人伝説の語り部とともに武家屋敷、平家屋敷、国盛杉等の文化財、遺跡巡りや木工、かずら工芸品、わら、スゲ細工等の伝統工芸を体験学習することにより、平家落人伝説と祖谷地方の理解と文化財保護の啓発が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。



■平家伝説の地を巡る探訪ウォーキング

●重伝建落合地区ガイドツアー

- 〔事業主体〕 NPO法人簾庵トラスト、
落合重要伝統的建造物群保存協議会
〔事業名〕 NPO法人単独事業、協議会単独事業
〔事業期間〕 平成26年度から30年度
〔位置〕 三好市東祖谷
〔事業の概要〕 三好市東祖谷山村落合重要伝統的建造物群
保存地区ガイドツアー



■落合地区の独特な景観

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

保存地区の落合集落は、高低差約390メートルにも及び急傾斜地に江戸時代中期から後期に建造された古い民家や石崖が張り付くように点在している。また、古い民家は山村集落特有の構造と間取りを持ち、集落内をうねるように伸びる里道、周囲に広がる石垣や耕作地と相まって独特の景観を持っている。こうした景観を地元ガイドと一緒に歩いて巡ることで、景観保全が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。

●蔓橋架け替え資材の確保と育成活動

- 〔事業主体〕 祖谷のかずら橋架け替え資材確保実行委員会
〔事業名〕 市委託事業
〔事業期間〕 平成22年度から30年度
〔位置〕 三好市西祖谷山村、東祖谷
〔事業の概要〕 シラクチカズラの植栽と保護活動
〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕



■シラクチカズラの苗木作り体験

祖谷地方に残る蔓橋（祖谷の蔓橋、奥祖谷二重かずら橋）の架け替えに不可欠なシラクチカズラを計画的に確保するため徳島森林管理署と祖谷のかずら橋架け替え資材確保実行委員会が協定を結び、穂木からの苗木作りや林内への苗木の植栽、自生地調査等の保護活動を実施し、文化財の保護と啓発を図っている。苗木作りでは地元中学生にも作業体験してもらい、文化財保護への啓発を図ることで、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。

●池田・辻のまち歩き「車座勉強会」・「ガイド育成講座」

- 〔事業主体〕 三好市観光協会
〔事業名〕 市委託事業
〔事業期間〕 平成22年度から30年度
〔位置〕 三好市池田町、井川町
〔事業の概要〕 池田町と井川町のうだつのある伝統的な町並みの地域資源の発掘とガイド育成
〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕



■井川町辻地区でのガイド育成講座の様子

講座等をとおして池田町と井川町のうだつのある伝統的な町並みをはじめ、阿波刻みたばこの歴史や酒蔵、生業等池田や井川町ならではの町の魅力を活かした「まち歩き」の仕組みやガイドの育成を図ることにより、池田町周辺や井川町周辺の文化財と観光資源の掘り起こし、地域資源の活用が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。

●歴史的文化遺産の掘り起こしと保存・継承活動

- 〔事業主体〕 三好市
 〔事業名〕 市単独事業
 ※文化遺産を活かした地域活性化事業の活用を検討
 〔事業期間〕 平成26年度から30年度
 〔位置〕 三好市内
 〔事業の概要〕 歴史的文化遺産の総合調査
 伝統芸能の継承を図るための用具整備・公開事業の支援・映像記録保存



■徳善地区で奉納される神代踊

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

市内に残る古い建造物や史跡等の内で詳細調査が行われていない歴史的文化遺産の総合調査を行うことで、新たな歴史的文化遺産の掘り起こしと価値づけを行う。併せて、その周辺で活動が行われている伝統芸能の継承を図るため、用具整備や公開事業の支援、映像記録保存を実施することで、歴史的文化遺産への保護や活用の理解が得られ、伝統芸能・伝統行事の継承や周辺の歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。

●平家の赤旗修復事業

- 〔事業主体〕 三好市
 〔事業名〕 市単独事業
 ※社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
 〔事業期間〕 平成27年度から28年度
 〔位置〕 三好市東祖谷
 〔事業の概要〕 歴史資料「平家の赤旗」（2旗）の修復



■平家の赤旗(2旗)

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

阿佐家住宅（平家屋敷）で保存されている古旗は、安徳帝を供奉して祖谷山に入山した阿佐家の祖・平国盛が携行していたと伝えられる大小2旗の軍旗で、「平家の赤旗」（市指定有形文化財）として知られている。貴重な歴史資料であるが、近年、き損が進んでいるため非公開となっている。修復を行うことで、文化財の保護と阿佐家住宅における展示公開資料として活用が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。

●茅葺き屋根用資材の確保に向けた調査・研究活動

- 〔事業主体〕 三好市
 〔事業名〕 市単独事業
 ※ふるさと文化財の森システム推進事業の活用を検討
 〔事業期間〕 平成26年度から30年度
 〔位置〕 三好市東祖谷
 〔事業の概要〕 地元産茅材の確保を図るための調査活動
 〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕



■山間地域にある茅場

三好市内に残る貴重な茅葺き民家の保存修理については、近年、葺き替え工事が順次進められているが、過疎・高齢化等により、地元産の茅材確保が困難となっている。ふるさと文化の森システム推進事業等を活用し、茅葺き屋根用資材となる地元産茅材の安定供給を図るための調査・研究活動に取り組む。取り組みが進められることで地域資源の有効活用や耕作放棄地の解消が図られ、歴史的風致の維持と向上に寄与することができる。

●辻の町並み保存活用対策事業

〔事業主体〕 三好市、井川町辻地区町並み調査委員会、辻まち生活圏活性化協議会

〔事業名〕 市単独事業
※社会資本整備総合交付金事業
(街なみ環境整備事業の効果促進事業)
の活用を検討

〔事業期間〕 平成26年度から27年度

〔位置〕 三好市井川町

〔事業の概要〕 井川町辻地区の伝統的な町並みの保存活用を検討するための意向調査等

〔歴史的風致の維持向上に寄与する理由〕

たばこ産業で栄えた往時の町並みが残る井川町の伝統的な町並みは、過疎化や高齢化等により歴史的建造物の取り壊しや空き地化が進行しており、伝統的な町並みの維持が困難になりつつある。このため、関係者や周辺地域を対象とした意向調査等を行い、伝統的な町並みや歴史的建造物の保存と活用を図るための将来的な具体的方針や施策の検討を行い、辻の町並みの保存活用事業に反映させる。事業後は、町並みの保存活用事業に対する関係者の理解や協力が得られ、歴史的風致の維持向上に寄与することができる。



■井川町辻地区の町並み

5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

重点区域内の歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上を図る上で、必要かつ重要なものを指定する。祖谷溪谷沿いの地域においては、平家落人伝説に関わる建造物、農村集落の景観上重要な民家、無形の民俗文化財等の舞台となる民家及び寺院、神社などが該当する。また、これらに関連する石造物等の工作物も対象とする。

箸蔵寺とうだつの町並み周辺区域においては、主にうだつの町並みを形成している町家、武家住宅、寺院、神社建築及びこれらに関連する石造物、門等の工作物が該当する。また、周辺の田園地帯に築造された工作物等も対象とする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

以下のいずれかに該当するものとする。

- ①意匠、技術が優れているもの
- ②歴史性、地域性、希少性の観点から保全を必要とするもの
- ③外観が景観上の特色を有するもの
- ④所有者、管理者等による適切な維持管理及び一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあるもの

(3) 歴史的風致形成建造物の対象

重点区域内における国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物群を構成している建造物を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものとする。

①国登録文化財及び県、市指定有形文化財等

国登録文化財、県、市の指定有形文化財（建造物）及び県、市指定遺跡を構成する建造物、重要伝統的建造物群保存地区に選定されていない伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物など、文化財として指定等が行なわれている建造物のうち、本計画で設定する重点区域内に位置し、歴史的風致を形成し、また、歴史的風致の維持及び向上のためにその保存を図る必要があると認められるものを歴史的風致形成建造物として指定する。

②景観法第19条に基づく景観重要建造物

③特に市長が認めた歴史的建造物

未指定の歴史的建造物のうち、文化財調査を実施し、歴史的、文化的、技術的等の価値が認められたもので、重点区域の歴史的風致維持向上のためにその保存を図る必要があると特に市長が認めるものを歴史的風致形成建造物として指定する。

④歴史的風致を形成していた歴史的建造物

重点区域において、過去に区域の歴史的風致を形成していた建造物のうち、これを復原し、かつ公開することが区域の歴史的風致の維持向上のために特に必要と認められるものは、これを復原した後、歴史的風致形成建造物として指定する。この復原を行うことについては、三好市文化財保護審議会、又は三好市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮り、市長が決定するとともに、史料に基づいた適切な復原を行うものとする。

(4) 歴史的風致形成建造物の今後の保存

歴史的風致形成建造物の計画期間後の保存については、指定及び登録文化財については継続して文化財保護法、文化財保護条例等により保存を図る。未指定文化財については、景観法に基づく景観計画において景観重要建造物として指定し、今後の保存を図る。

6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

●歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上を図る観点から、所有者、管理者等による適切な維持管理及び活用が求められる。必要に応じて、その復原、復旧を含む保存修理等を行う場合には、以下のことを遵守するよう周知を図る。

①国の登録文化財、景観重要建造物としての指定と重複するもの

登録有形文化財建造物、登録有形民俗文化財、登録記念物については、文化財保護法に定められる現状変更等の規定に基づき、適切な維持修理を行い、公開施設として活用を図る。景観法に基づく景観重要建造物等については、景観計画に定める規制措置等に基づき適切な整備を施す。

②県及び市指定文化財としての指定と重複するもの

県指定及び市指定の文化財となっているものについては、関連条例（徳島県文化財保護条例、三好市文化財保護条例）に定められる現状変更行為等の規制に基づき、適切な維持管理を行い、公開施設として活用を図る。

③歴史的風致形成建造物としてのみ指定を行うもの

歴史的風致形成建造物としてのみ指定を行う建造物については、指定後は、文化財調査を行い、文化財指定や文化財登録等を進める。また、平成22年度策定の景観計画では、これらの歴史的風致形成建造物を景観重要建造物として指定していく予定である。

保存については、修復等に関わる専門的な技術的指導や補助、助成制度を積極的に活用し、所有者の維持負担を軽減しながら、保存活動を推進する。

また、積極的な公開、活用が図られよう所有者等との協議を進め、その体制と整備を図る。

④届け出不要の行為

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の行為とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- (2) 徳島文化財保護条例第8条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合及び第35条第1項に基づく徳島県指定史跡について、同条例39条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合。
- (3) 三好市文化財保護条例第13条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第27条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合。
- (4) 三好市伝統的建造物群保存地区保存条例第2条第1項に規定する伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区のものを除く。）について、同条例第6条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

■歴史的風致形成建造物（指定予定）の概要

(1) 国登録有形文化財建造物及び県、市指定建造物

名 称		建 築 年 代	建 造 物 の 概 要
1. 阿佐家住宅 (平家屋敷)		江戸時代	<p>阿佐家住宅(平家屋敷)は、文久2年(1862)の建築といわれ、平家伝説を象徴する歴史的建造物である。阿佐家は平家の子孫とされ、祖谷で特別の役職を務めていた。</p> <p>山あいには珍しく石垣を築いて広い屋敷地を確保し、主屋の前庭を広く取り、堂々とした屋敷構えを見せる。</p> <p>寄棟造り茅葺きで、桁行八間半、梁行五間半と規模が大きく、床を高くし、正面真ん中に階段を高く設けた式台玄関を配するなど、山あいの上層民家の典型的な建造物である。</p>
所 在 地		文化財指定	
東祖谷阿佐		県指定有形文化財 平成12年3月21日	
建造物写真			
位置図			
名 称		建 築 年 代	建 造 物 の 概 要
2. 川人家長屋門		江戸時代	<p>川人家長屋門は、入母屋造、茅葺きの屋根と白漆喰で仕上げた大壁が特徴的で、吉野川流域に産する撫養石で積まれた石垣の上に建つ。</p> <p>石垣は、地形に合わせて西側が高く、東側が低く積まれ、その高低さを利用し、東側床下を馬屋としている。中央に「大門」と呼ばれる通路があり、通路の南側に「問屋」、北側に「番屋」、「ナカノマ」、「ヒガシノマ」を南北に配する。</p> <p>この門は、当時の与頭庄屋の長屋門の形式をもつ建造物で、その外観は集落の景観を特徴づけている。</p>
所 在 地		文化財指定	
池田町西山		県指定有形文化財 平成2年11月27日	
建造物写真			
位置図			

名 称		建 築 年 代	建造物の概要
3. 旧真鍋家住宅		明治期	<p>旧真鍋家住宅は、池田のうだつの町並みが残る本町通りの中央に位置し、阿波刻みたばこ製造の商家である。</p> <p>屋敷地には、主屋、別邸、旧土蔵（現在のたばこ資料館）が建ち並び、中庭も配置される。いずれも贅をつくした建物で、特に主屋は、規模、意匠等から、この地域のうだつのある町家を代表する建物の一つである。</p> <p>現在は、市の所有となっており、阿波池田うだつの家及び阿波池田たばこ資料館として公開されている。</p>
所在地		文化財指定	
池田町マチ		市指定有形文化財 平成8年7月1日	
建造物写真			
位置図			
名 称		建 築 年 代	建造物の概要
4. 武家門		江戸時代	<p>武家門は池田町大道りに面し、池田士の1人であった馬宮家住宅の表門として使われている。</p> <p>一間一戸の薬医門で、門扉は引き戸の形式とする。棟裏に寛延2年（1749）の祈祷札が見られることから、建築年代はそれ以前に遡る。</p> <p>武家門のある屋敷地の北側には江戸末期に建てたといわれる武家屋敷があり、武家門と共に藩政期池田士の威厳を今に伝えている。</p>
所在地		文化財指定	
池田町サラダ		市指定有形文化財 昭和42年6月21日	
建造物写真			
位置図			

名称		建築年代	建造物の概要
5.西岡家住宅 主屋、土蔵		江戸後期～ 明治初期	<p>主屋は、寄棟造り、茅葺き、平屋建てで、柱を太くし、壁を設けない造りとなっている。西の妻側には張り出した玄関が設けられており、この地方では極めて珍しいものである。</p> <p>柱材は、大半が樺を使用し5寸角で作られ、大黒柱は1尺角もある。</p> <p>土蔵は、上から火が入らないように土蔵の屋根面を土で塗り込めて構造的に独立した屋根を乗せる置屋根とし、外戸を土戸として扉を三重にする等、火に強い造りとなっており、本蔵や火いらずの蔵とも言われる。</p> <p>主屋、土蔵とも贅をつくした造りであり、祖谷型民家の歴史的変遷がたどれる建造物である。</p>
所在地		文化財指定	
西祖谷山村東西岡		市指定有形文化財 平成21年4月6日	
建造物写真			
位置図			
名称		建築年代	建造物の概要
6.徳善家住宅		江戸後期	<p>徳善家住宅は、南北朝時代の武将、楠木正成の家臣の屋敷である。</p> <p>天然の要塞を活かした屋敷で、乱世を生き抜いた阿波山岳武士の風格を今に伝える貴重な建造物である。</p>
所在地		文化財指定	
西祖谷山村徳善		県指定	
建造物写真			
位置図			

(2) 指定等がされていない歴史的建造物群等

名 称		建 築 年 代	建 造 物 の 概 要
1.喜多家住宅 (武家屋敷)		江戸時代	<p>喜多家は、祖谷三十六名士のうちの一軒で、山腹の見晴らしの良いところに屋敷を構えている。</p> <p>寄棟造り、茅葺きで、桁行十間、梁行五間半ある。</p> <p>式台を持ち、8畳2室続きの上手を書院座敷とするなど、上層農家の風格を示す。</p> <p>建築年代は、棟札より宝暦13年と考えられる。</p>
所 在 地		文化財指定	
東祖谷大枝		未指定	
建 造 物 写 真			
位 置 図			
名 称		建 築 年 代	建 造 物 の 概 要
2.田村家住宅		江戸時代	<p>田村家住宅は、管生の御屋敷の隠居屋を移築したと伝える。桁行7間、梁行3間半の規模で、ウチ、ナカノマ、ネマ、オモテが並ぶこの地方でよく見る「中ネマ三間取り」と呼ばれる平面を示す。</p> <p>特にオモテの座敷構がよく整っている点に特徴が見られる。</p> <p>建築年代は19世紀中頃と推定される。</p>
所 在 地		文化財指定	
東祖谷管生		未指定	
建 造 物 写 真			
位 置 図			

名称		建築年代	建造物の概要
3. 簾庵住宅		江戸時代	<p>簾庵住宅は、木村家住宅（重要文化財）より上部の東面の山腹にある。</p> <p>建物は、寄棟造り、茅葺きで、構造形式などは木村家とよく似ているが、規模はひと回り小さい。棟札はなく、建築年代は明らかではないが、木村家と類似する点が多いため、18世紀中頃の建築と推測されている。</p> <p>柱が短く、梁が低い位置にかかるなど、古い形式を伝えており、床が高いことに特徴がある。</p> <p>釣井地区に残っている古民家の一つであり、地域を代表する建造物の一つである。</p>
所在地		文化財指定	
東祖谷釣井		未指定	
建造物写真			
位置図			
名称		建築年代	建造物の概要
4. 奥祖谷二重かずら橋		男橋：昭和59年3月 女橋：昭和45年3月	<p>奥祖谷二重かずら橋は、伝統的な工法により2本架けられ、通称「男橋、女橋」や「夫婦橋」と呼ばれている。</p> <p>橋周辺は、良好な景観となっており、素朴な奥祖谷を象徴する建造物となっている。</p>
所在地		文化財指定	
東祖谷菅生		未指定	
建造物写真			
位置図			

名称		建築年代	建造物の概要
5.木村家住宅隠居屋		江戸時代	<p>重要文化財木村家住宅（主屋）の西側に位置する隠居屋し、藩政期の建築と伝わる。急傾斜地に横一列で配置される祖谷地方の特徴的な屋敷構えにあり、隣接する重要文化財木村家住宅や同地区内にある簾庵住宅と共に周辺の歴史的景観を形成する建造物である。</p> <p>建物は、木造寄棟造りの茅葺き（トタン屋根）の平屋建てで、東を正面とし、間口4間半、奥行き3間の規模である。規模は、主屋と比べ簡素で小規模ながらも並列二間取りの平面をもつ。</p>
所在地		文化財指定	
東祖谷釣井		未指定	
建造物写真			
位置図			

名称		建築年代	建造物の概要
6.山下家別邸		明治期	<p>江戸後期から明治期にかけて阿波葉の刻みたばこ産業で形成された井川町辻地区の伝統的な町並みの中心部にあり、辻の町屋の特徴を残した歴史的建造物である。</p> <p>建物は、木造切妻造りの本瓦葺きの二階建てで、建築時期は、伝えにより明治後期と推測される。特に外観は、辻町の町屋を象徴する意匠があり、妻部の両袖に簡素で大型のうだつがあるほか、戦時中に空襲から逃れるために黒塗りされたと伝わる白と黒の斑な漆喰壁等が残る。</p>
所在地		文化財指定	
井川町辻		未指定	
建造物写真			
位置図			

参 考 資 料

参考資料

表 2-1 国指定等（選定、登録）文化財一覧

種 別	名 称	所在地	所有者等	指定等年数
重要文化財（建造物）	木村家住宅	東祖谷	個人	昭和51年
	小采家住宅	東祖谷	三好市	昭和51年
	箸蔵寺（本殿 附御本社再建 寄進帳二冊、護摩殿、方丈 附 棟飾平瓦1枚、薬師堂附厨子1 基、鐘楼堂、天神社本殿）	池田町	箸蔵寺	平成16年
重要文化財（絵画）	絹本著色聖衆来迎図	池田町	雲辺寺	明治43年
	絹本著色楊柳観音像	井川町	長楽寺	明治43年
重要文化財（彫刻）	木造聖観音立像	三野町	瀧寺	明治44年
	木造毘沙門天立像	池田町	雲辺寺	明治44年
	木造千手観音坐像 経尋作	池田町	雲辺寺	明治44年
重要有形民俗文化財	祖谷の蔓橋	西祖谷山村	三好市	昭和30年
重要無形民俗文化財	西祖谷の神代踊	西祖谷山村	神代踊保存会	昭和51年
天然記念物（植物）	三嶺・天狗塚のミヤマクマ ザサ及びコメツツジ群落	東祖谷	三好市	平成6年
天然記念物 （地質鉱物）	大歩危	西祖谷山村・ 山城町	三好市	平成26年
重要伝統的建造物群保存 地区	三好市東祖谷山村落合	東祖谷	三好市	平成17年
登録有形文化財 （建造物）	旧三野町役場庁舎	三野町	三好市	平成22年
	旧川口郵便局局舎及び主屋	山城町	個人	平成22年
	百年蔵旧酒蔵	池田町	個人	平成22年
	百年蔵煙突	池田町	個人	平成22年
	箸蔵寺高灯籠	池田町	箸蔵寺	平成23年
	箸蔵寺仁王門	池田町	箸蔵寺	平成23年
	箸蔵寺中門	池田町	箸蔵寺	平成23年
	箸蔵寺手水舎	池田町	箸蔵寺	平成23年

表 2-2 県指定文化財一覧

種 別	名 称	所在地	所有者等	指定等年数
有形文化財（建造物）	川人家長屋門	池田町	個人	平成 2年
	阿佐家住宅及び屋敷 林、庭園、石垣、石 段、前庭を含む屋敷構 え附棟札1枚	東祖谷	個人	平成12年
	箸蔵寺観音堂	池田町	箸蔵寺	平成17年
	徳善家住宅	西祖谷山村	個人	平成26年

表2-2 県指定文化財一覧

種 別	名 称	所在地	所 有 者 等	指定等年数
有形文化財（彫刻）	木造十一面観音立像	池田町	蓮華寺	昭和29年
	大枝鉾神社の神像3躯	東祖谷	鉾神社	昭和49年
	木造阿弥陀如来坐像	東祖谷	奥ノ井地区	昭和53年
	木造毘沙門天立像	東祖谷	久保地区	昭和54年
	木造狛犬一对	東祖谷	五社神社	平成 2年
	大日如来坐像	井川町	地福寺	平成 4年
	木造男神坐像	東祖谷	新田神社	平成 6年
有形文化財（工芸品）	蜀紅錦曼荼羅10数片	池田町	個人	昭和28年
	脇差 表銘 藤原保基 應需備前介宗次謹鍛裏銘 安政5年晩春	池田町	個人	昭和28年
	刀 無銘（伝金重）	池田町	個人	昭和28年
	刀 銘 阿州石川正守造	池田町	個人	昭和28年
	刀 銘 兼元	池田町	個人	昭和28年
	刀 表銘 備前國長船住横 山祐包 裏銘 嘉永3年2月日	池田町	個人	昭和28年
	波濤時絵鞍	池田町	個人	平成 9年
弘法大師行状曼荼羅 4幅	井川町	長楽寺	昭和46年	
有形文化財（書籍）	地福寺大般若經 590帖附唐櫃三合	井川町	地福寺	昭和61年
有形文化財（考古資料）	袈裟襷文銅鐸 三好市西祖谷山村榎鉾神社蔵	西祖谷山村	鉾神社	平成18年
無形民俗文化財	山城の鉦踊	山城町	鉦踊保存会	昭和29年
	有瀬かぐら踊り	西祖谷山村	有瀬かぐら踊り 保存会	平成13年
名勝天然記念物	剣山並びに 亜寒帯植物林	東祖谷 他1市1町	三好市教育委員会	昭和29年
天然記念物 （植物）	大月のオハツキ イチョウ	山城町	三好市教育委員会	昭和29年
	鉾杉	東祖谷	鉾神社	昭和29年
	黒沢の湿原植物群落	池田町	三好市教育委員会	昭和40年
	東祖谷の社叢群 7カ所	東祖谷	三好市教育委員会	昭和49年
	洞草薬師堂のコナラ	池田町	洞草町内会、 三好市教育委員会	平成12年

表 2 - 2 県指定等文化財一覧

種 別	名 称	所在地	所有者等	指定等年数
天然記念物 (植物)	五所神社の大スギ	西祖谷山村	五所神社	平成15年
天然記念物 (地質鉱物)	祖谷、三名の含礫片岩	西祖谷山村、 山城町	三好市	昭和28年
	太刀野の中央構造線	三野町	三好市教育委員会	昭和35年
選定保存技術	中山利夫	山城町	個人	平成21年

表 2 - 3 市指定文化財一覧

種 別	名 称	所在地	所有者等	指定等年数
有形文化財 (建造物)	武家門	池田町	個人	昭和42年
	旧真鍋家住宅3棟	池田町	三好市教育委員会	平成 8年
	西岡家住宅 主屋、土蔵	西祖谷山村	個人	平成21年
有形文化財 (彫刻)	大日如来坐像	山城町	白川行政区	昭和50年
	釈迦如来坐像	山城町	白川行政区	昭和50年
	阿弥陀如来坐像	東祖谷	個人	昭和51年
	薬師如来坐像	東祖谷	個人	昭和51年
	新田神社の神像	東祖谷	個人	昭和53年
	阿弥陀如来坐像	東祖谷	個人	昭和53年
	阿弥陀如来立像	東祖谷	個人	昭和53年
	十二社神社の神像2軀	東祖谷	個人	昭和55年
	十二社神社の狛犬2軀	東祖谷	個人	昭和55年
	阿弥陀如来立像	東祖谷	個人	昭和55年
	寶頭慮像	東祖谷	個人	昭和55年
	川崎薬師堂仏像5体	池田町	川崎空町内会	昭和56年
	阿弥陀如来立像	池田町	浄光寺	昭和57年
	十一面観音立像	井川町	長楽寺	昭和59年
阿弥陀如来像	井川町	福成寺	昭和59年	

表2-3 市指定文化財一覧

種 別	名 称	所在地	所有者等	指定等年数
有形文化財（工芸品）	刀 銘 阿州住安喜 虎源佐重 裏銘 慶應元年六月吉日	池田町	個人	昭和40年
	刀 銘阿州住横山定喬 裏銘 文化九年八月日	池田町	個人	昭和59年
	脇差 表銘 阿州住横山定喬 裏銘 文化十四年二月日	池田町	個人	昭和59年
	緑色ガラス瓢箪形瓶	池田町	個人	平成 3年
	一宮神社の五作の面	池田町	一宮神社	平成13年
	一宮神社の御作の面	池田町	一宮神社	平成13年
	酒呑童子（木偶人形）	池田町	個人	平成15年
	九尾の狐（木偶人形）	池田町	個人	平成15年
	わに口（仏具）	山城町	大和川行政区	昭和50年
	大山祇神社祭礼用のぼり	山城町	大山祇神社	昭和63年
	観音堂の鰐口	東祖谷	個人	昭和49年
有形文化財（書跡）	大般若経 600巻	池田町	三所神社	昭和52年
	大般若経 数巻	東祖谷	個人	昭和53年
有形文化財（歴史資料）	平家の赤旗 2旗	東祖谷	個人	昭和50年
有形民俗文化財	八幡神社の祭礼用衣装	東祖谷	個人	昭和49年
	羽州の仏がん	井川町	下久保地区	昭和59年
	後山からくり襖絵	西祖谷山村	保存会	平成18年
	徳善からくり襖絵	西祖谷山村	実行委員会	平成24年
無形民俗文化財	大平の獅子舞	三野町	大平獅子舞保存会	昭和62年
	川崎獅子太鼓	池田町	川崎獅子太鼓保存会	昭和38年
	馬路常念仏供養	池田町	神宮寺	昭和52年
	熊野神社、両皇神社の百手	山城町	熊野神社、両皇神社	昭和56年
	大月のちょうさ	山城町	大月太鼓保存会	平成 9年
	井内の雨乞踊	井川町	雨乞踊保存会	昭和63年
	音頭踊り	西祖谷山村	音頭踊保存会	昭和63年
	八幡獅子太鼓	西祖谷山村	八幡獅子太鼓保存会	平成14年
	平崎だんじり太鼓	西祖谷山村	平崎だんじり太鼓保存会	平成16年

表 2 - 3 市指定文化財一覧

種 別	名 称	所在地	所 有 者 等	指定等年数
史 跡	大塚古墳	三野町	個人	昭和51年
	白地大西城跡	池田町	三好市教育委員会	昭和46年
	北六郎三郎の墓	東祖谷	個人	昭和49年
	平家の墓	東祖谷	個人	昭和50年
	平家の馬場	東祖谷	三好市教育委員会	昭和50年
	御火葬場	東祖谷	個人	昭和50年
	田尾城址	山城町		昭和50年
	須賀古墳	井川町	個人	昭和59年
	ハツ石城跡	井川町	三好市	昭和60年
	古宮神社	西祖谷山村	古宮神社	昭和63年
	恵伊羅御子の墓	西祖谷山村	個人	昭和63年
	中村家墓所	池田町	桂林寺	平成22年
天然記念物（植物）	池田大西城（※）城郭 並木	池田町	三好市教育委員会	昭和46年
	黒川谷ゲンジボタル ヘイケボタル発生地	山城町		昭和47年
	四所神社の大杉	山城町	四所神社	昭和62年
	熊野神社社叢群	山城町	熊野神社	平成 7年
	悲恋の桂	山城町	個人	平成15年
	馬岡新田神社の大杉	井川町	馬岡新田神社	平成4年
	毘沙門の森（アカガシ）	井川町	岩坂地区	平成4年
	ダンノミさんのイヌマキ	井川町	若宮神社	平成4年
	三ノ宮神社の双幹檜	井川町	里川地区	平成10年
	いやぎぼうし群生地	東祖谷	個人	昭和53年
	素盞鳴神社のイチイガシ	西祖谷山村	素盞鳴神社	平成16年
	下久保のエドヒガンザ クラ	井川町	保存会	平成23年
	高ノ瀬オオヤマレンゲ 群落	東祖谷	三好市教育委員会	平成24年
天然記念物（地質鉱物）	中央構造線	池田町	三好市教育委員会	昭和42年

※池田城のことである。

表 2-4

區 分	有形文化財							民俗 文化財		記念物			傳統的 建造物群	選定 保存技術	計	登錄 有形文化財 (建造物)	記錄 選取
	建造物	繪畫	彫刻	工 藝 品	書 跡	考 古 資 料	歷 史 資 料	有 形	無 形	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物					
國 指 定 等	3	2	3					1	1			2	1		13	8	2
縣 指 定	4		7	8	1	1			2		1	8		1	33		
市 指 定	3		14	11	2		1	4	9	12		14			70		
合 計	10	2	24	19	3	1	1	5	12	12	1	24	1	1	116	8	2

【参考文献】

三好市歴史的風致維持向上計画策定の基礎資料となる参考文献は次のとおりである。

- 池田町史（上巻、中巻、下巻）／発行：徳島県三好郡池田町（1983年）
- 新編 三野町史／発行：三野町（2005年）
- 井川町史／発行：井川町役場（2006年）
- 井川町誌／発行：井川町役場（1982年）
- 山城谷村史／発行：山城町役場（1960年）
- 西祖谷山村史／発行：西祖谷山村（1985年）
- 東祖谷山村誌／発行：東祖谷山村誌編集委員会（1978年）
- 三好市総合計画／発行：三好市（2008年）
- 三好市教育振興計画／発行：三好市教育委員会（2009年）
- 徳島の文化財／編集、発行：徳島県教育委員会、社団法人徳島新聞社（2007年）
- 秘境と落人の里 祖谷 図説民俗誌／発行：徳島県出版文化協会（1993年）
- 東祖谷落合 伝統的建造物群保存対策調査報告書／発行：東祖谷山村教育委員会（2003年）
- 徳島県「歴史の道」整備活用総合計画報告書 基本構想編
／編集、発行：徳島県教育委員会（2002年）
- うだつの町 阿波池田 伝統的建造物群保存対策調査報告書／
発行：徳島県池田町、池田町教育委員会（1999年）
- うだつ 商都池田の伝統的建造物（Ⅰ）／発行：池田町教育委員会（1995年）
- 山城町の文化財／発行：山城町、山城町教育委員会（1985年）
- ひがしいやの文化財 /編集、発行：東祖谷山村教育委員会（1988年）
- 三好郡の石造文化財 /編集、発行：徳島県三好郡郷土史研究会（1998年）
- かずら橋 /発行：西祖谷山村（1992年）
- 阿波池田たばこ史／発行：徳島県三好郡池田町教育委員会（1992年）
- ひがしいやの民俗／発行：東祖谷山村教育委員会（1990年）
- 阿波池田うだつと昔ばなし /発行：橋本清匡（1987年）
- 池田町の文化財 /発行：池田町教育委員会（1996年）
- 池田工場のあゆみ /発行：日本たばこ産業池田工場（1988年）
- 三好市東祖谷山村総合学術調査報告書／発行：阿波学会（2007年）
- 宝珠山真光院箸蔵寺調査報告書 /発行：徳島県池田町教育委員会（2004年）
- 箸蔵村史／発行：箸蔵村（1916年）
- ふるさと探訪のしおり／発行：井川町教育委員会（1989年）
- 阿波刻み煙草の光と影／著者：吉岡 浅一（発行：湯浅 良幸）（1991年）
- 井川町の地名と屋号／発行：井川町教育委員会（1991年）
- 井川町の文化財／発行：井川町教育委員会（1992年）
- 三好郡の石造文化財／発行：三好郡郷土史研究会（1998年）
- 辻風土記／発行：山下 待夫（1935年）



市章

(平成18年3月1日制定)

「m」の字を剣山・吉野川・祖谷渓谷などの地勢をモチーフに「自然が生き活き、人が輝く交流の郷」と未来を見つめ、強調し、飛躍発展する姿を表現しています。上部の円は、その集中力をも表しています。



三好市の花「さぎそう」



三好市の木「もみじ」



三好市の鳥「めじろ」

三好市歴史的風致維持向上計画 (改訂版)

〈発行〉

三好市教育委員会 文化財課

〒778-0003 徳島県三好市池田町サラダ1737番地1

TEL : 0883-72-3910 FAX : 0883-72-3916 <http://www.miyoshi.ed.jp/>